

ゆうゆう

全トヨタ労連総合保障共済

総合パンフレット・重要事項説明書

2011年度

「ゆうゆう」とは、全トヨタ労連に加盟する労働組合による組合員32.2万人のための共済です。

退職しても
継続できるから
「安心」です。

「ゆうゆう」では、定年退職などにより退職された場合には「退職者会」に移行することで保障を継続することができます。
(詳しくはP.25をご確認ください。)



「ゆうゆう」はあなたと大切なご家族を
トータルでお守りいたします。

万一のときの
ための
生命保障

突然起きる
交通事故



退職後の
保障



家族みんなのための
「ゆうゆう」なんだね!

気をつけていても
発生する可能性がある火災



予測しよのない
地震や台風などの自然災害

入院などによる
長期休業



第三者への
賠償責任



突然のけが



生命・後遺障害保障

事故死亡上乗せ特約

P.5

終身生命保障

P.7

入院・手術保障

医療上乗せ特約

三大疾病特約

P.9

終身医療保障

P.11

休業保障

P.13

長期収入保障

P.14

賠償保障

P.15

交通災害保障

P.16

火災保障
自然災害保障

借家人賠償責任特約

P.17

「ゆうゆう」制度内容・申込方法
などに関するお問い合わせは

「ゆうゆう」
コールセンター



0120-81-3401

コールセンター開設期間 2010年10月18日(月)~2010年12月28日(火)

受付時間 [月~金] 10:00~20:00 / [土] 10:00~17:00

●「ゆうゆう」コールセンターのご利用について
契約内容に関する詳細および各種試算については、個人情報保護により組合員(本人)からのお問い合わせのみご対応させていただきますので、ご了承のほどお願いします。

注意事項

- 加入申込書に記載された内容に変更のある場合は必ずお手続きください。
- 「ゆうゆう」へご加入をされる方は、必ず重要事項説明書(P.30以降)をお読みください。
- 所属の労働組合で設定された期限までにご提出ください。

重要事項
説明書

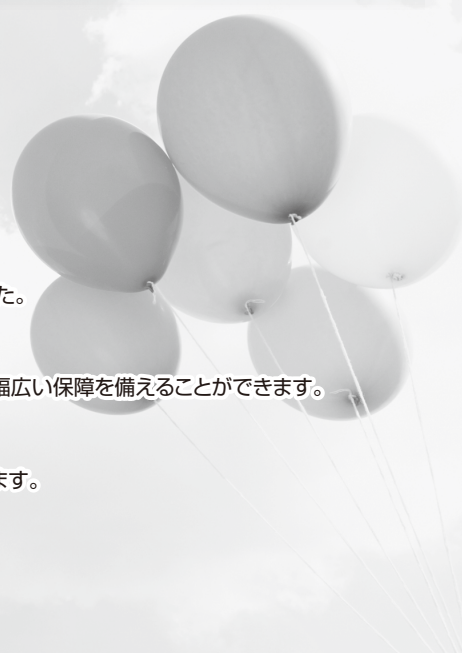
P.30

「ゆうゆう」は安心をお届けいたします

全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」は、全トヨタ労連加盟の労働組合による組合員のための助け合い制度として、現在多くの組合員・ご家族のご利用により、助け合いの輪を広げています。

組合員・ご家族のみなさまには、安心できる保障制度として「ゆうゆう」をおすすめいたします。

ぜひこの機会に、「ゆうゆう」をご利用いただき、ご家庭の保障設計にお役立てください。



「ゆうゆう」の特徴

point 1 お手頃な掛金
組合員32.2万人のスケールメリットを最大限に活かしたお手頃な掛金を実現しました。

point 2 幅広い保障
生命・医療保障(死亡・入院・手術など)から損害保障(交通災害・住宅災害など)まで幅広い保障を備えることができます。

point 3 自由設計
家族構成の変化やライフスタイルにあわせて、保障内容を自由に見直すことができます。
(ただし、健康状態によっては保障額を増額できない場合があります。)

point 4 退職後も安心
退職をむかえた後でも保障を継続することができ、セカンドライフも安心です。
(継続には一定の条件があります。)

今年度の改定ポイント

改定ポイント 1 自然災害保障「大型タイプ」新登場

自然災害保障に「大型タイプ」が新登場!

詳しくは自然災害保障P.19~20をご覧ください。

風水害などのとき	突風・暴風雨・豪雨・洪水・雪崩・高波など	標準タイプ 最高保障額 3,000万円	標準タイプより 1,200万円UP	大型タイプ 最高保障額 4,200万円
地震などのとき	地震による火災・損壊	標準タイプ 最高保障額 1,200万円	標準タイプより 600万円UP	大型タイプ 最高保障額 1,800万円
NEW 大型タイプに付随する新しい保障内容	付属建物等特別保障 風水害等、地震等による付属建物・付属工作物の損害	・風水害等による損害額が10万円を超える場合 ・地震等による損害額が20万円を超える場合	1世帯あたりの保障額 3万円	堀 保障内容の一例 カーポート

改定ポイント 2 生命・後遺障害保障月掛金 改定

損害保険各社が加盟する「損害保険料算出機構」が算出した「参考純率」が改定されたことをふまえ、生命・後遺障害保障のうち損害保険会社引受分の保険料を2011年4月1日発効契約より一部「引上げ」させていただきます。ご了承ください。
※「損害保険料算出機構」に関する情報は同機構ホームページ(<http://www.nliro.or.jp/>)をご参照ください。

「ゆゆう」ラインナップ

「ゆゆう」では以下の9保障と5特約がラインナップされており、組合員のみなさまのライフスタイルに合わせて必要な保障を選んでご加入いただくことができます。

保障名 (特約)	特 徴	保障 期間	病 気							け が					住宅災害					
			死亡・ 重度障害	身体 障害	入院・ 手術	三大 疾病入院等	入院 前後通院	先進 医療	長期 入院	死亡・ 重度障害	身体 障害	入院・ 手術	入院 前後通院	通 院	先進 医療	長期 入院	所得 補償	火災 自然 災害	借家 人賠償	賠償
生命・後遺障害保障 P.5	病気やけがによる死亡や重度障害、身体障害となった場合に保障します。	1年	○	○							○	○								
事故死亡 上乗せ特約	交通事故や不慮の事故を直接の原因として、死亡された場合に保障します。	1年									○ ※1									
終身生命保障 P.7	病気やけがによる死亡を一生にわたり保障します。	終身	○								○									
入院・手術保障 P.9	病気やけがによる入院・手術を保障します。	1年			○							○								
医療上乗せ 特約	入院・手術保障の上乗せ保障として、入院前後の通院や長期入院などを保障します。	1年					○ ※2	○	○			○ ※2		○	○					
三大疾病 特約	がん・脳卒中・急性心筋梗塞など三大疾病による入院・手術などを保障します。	1年				○ ※3														
終身医療保障 P.11	病気やけがによる入院・手術を一生にわたり保障します。	終身			○							○								
休業保障 P.13	病気やけがにより治療を受け、入院や自宅療養などで休業をされた場合に保障します。	1年									○ ※1					○				
長期収入保障 P.14	734日を超えて休業状態が継続し収入が減少した場合に保障します。	1年														○				
賠償保障 P.15	日常生活における偶発的な事故により、法律上の損害賠償責任を負った場合に保障します。	1年									○ ※1 ※5									○
交通災害保障 P.16	交通機関に起因して発生した事故による死亡・入院・通院などを保障します。	1年									○ ※5	○	○ ※4	○ ※4						
火災保障 P.17	火災・落雷などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年															○			
自然災害 保障	地震・風水害・盗難などによる住宅・家財への損害を保障します。	1年															○			
借家人賠償 責任特約	火災・漏水などにより家主から損害賠償請求された場合に保障します。	1年																○		

※1「事故死亡上乗せ特約」、「休業保障」、「賠償保障」は死亡のみ保障します。
 ※2入院前後通院は、入院保障が支払われた場合に保障されます。
 ※3三大疾病特約は、がん・脳卒中・急性心筋梗塞を原因とする診断保障・入院保障・手術保障を含みます。
 ※4交通災害保障には手術による保障はありません。なお、通院のみの場合でも対象となります。
 ※5「賠償保障」、「交通災害保障」は交通事故を原因とする場合に保障します。
 ●各保障の詳細につきましては、総合パンフレットの該当箇所および重要事項説明書でご確認ください。

「ゆうゆう」はあなたのライフプランをサポートします

あなたと大切なご家族のためにムリ・ムダのない保障を考えよう!

いざというときのお金はたくさん受け取りたいけれど、保障ばかりにお金を使うことはできません。

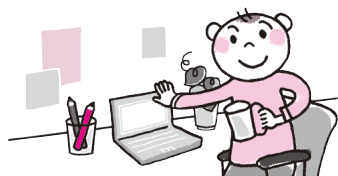
私的保障を考えるときのポイントはライフステージにあわせた保障を考えること。
 必要な保障額がピークを迎えるのは、結婚して子どもができたとき。
 子どもの独立後は、夫婦の生活資金づくりをメインにした保障プランへシフトしましょう。

保障選びのポイントはムリやムダをなくすこと

1.どんな保障が 2.どれだけ必要か? を

確認することが必要です。

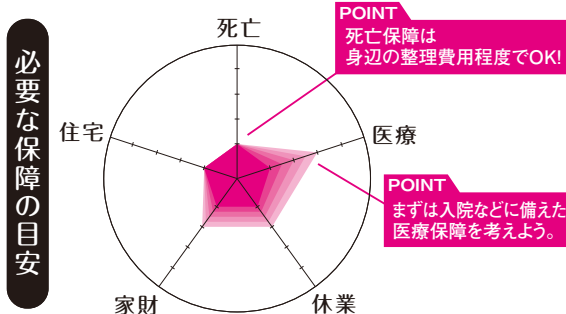
社会人になったら **シングル**



独身の方はまず今後起こるイベントに備えて貯蓄を中心としたライフプランを考えましょう。

独身期の保障の考え方は、万一のけがや病気を考えて医療保障を中心とし、死亡保障については、必要最低限(葬式代など)を備えましょう。

また一人暮らしの方は火災保障(家財)も忘れずに備えましょう。



必要な死亡保障額の目安 **身辺の整理費用など 500万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 生命・後遺障害保障 P.5~ / ▶ 終身生命保障 P.7~

必要な入院保障額の目安 **治療費や差額ベッド代、食事代など 日額3,000円~日額8,000円程度**

おすすめはこちら! ▶ 入院・手術保障 P.9~ / ▶ 終身医療保障 P.11~

必要な住宅保障額の目安 <賃貸の場合>大家さんへの賠償が必要とき 借戸室の面積が30㎡未満の場合500万円程度

おすすめはこちら! ▶ 火災保障 借家人賠償責任特約 P.18~

必要な家財保障額の目安 **20歳代・1人暮らしの場合 300万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 火災保障 P.17~ / ▶ 自然災害保障 P.19~

必要な休業保障額の目安 **1人暮らしの場合 月額9万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 休業保障 P.13 / ▶ 長期収入保障 P.14

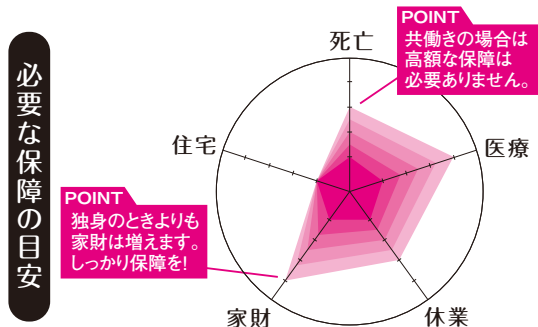
結婚したら **カップル**



結婚を期に保障を考える方も多いと思います。

結婚したからといって、いきなり高額な保障に加入する必要はありません。

夫婦二人の保障づくりの考え方は今後想定されるイベント(子どもの誕生や住宅の購入など)に備え貯蓄中心に考えましょう。保障は医療保障を中心に、死亡保障は自身の葬式代や配偶者の当面の生活費程度を用意しましょう。



必要な死亡保障額の目安 **葬式代や配偶者の生活費など 1,000万円~2,500万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 生命・後遺障害保障 P.5~ / ▶ 終身生命保障 P.7~

必要な入院保障額の目安 **治療費や差額ベッド代、食事代など 日額5,000円~日額10,000円程度**

おすすめはこちら! ▶ 入院・手術保障 P.9~ / ▶ 終身医療保障 P.11~

必要な住宅保障額の目安 <賃貸の場合>大家さんへの賠償が必要とき 借戸室の面積が50㎡程度の場合1,000万円程度

おすすめはこちら! ▶ 火災保障 借家人賠償責任特約 P.18~

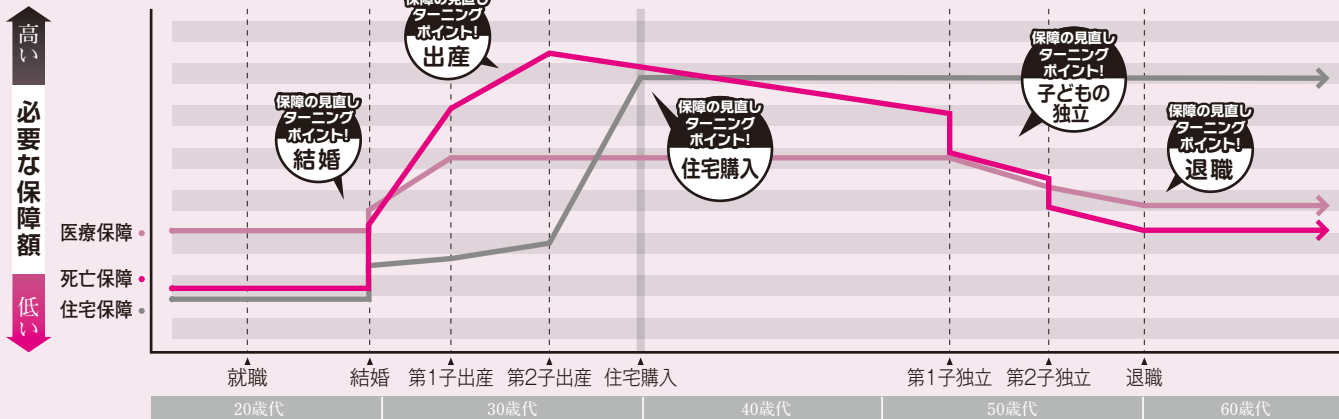
必要な家財保障額の目安 **30歳代・2人暮らしの場合 1,300万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 火災保障 P.17~ / ▶ 自然災害保障 P.19~

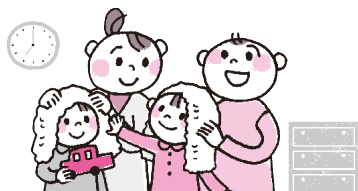
必要な休業保障額の目安 **月額15万円程度**

おすすめはこちら! ▶ 休業保障 P.13 / ▶ 長期収入保障 P.14

保障はライフステージと一緒に考えよう! 保障は一度加入したらそのままでOK!ではなく、見直しのタイミングをお忘れなく。

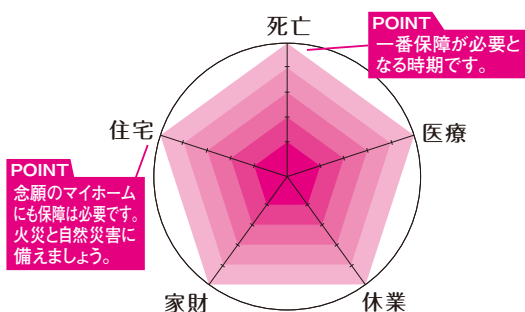


子どもが生まれたら **ファミリー**



保障設計を考えるうえで必要保障額が最も高くなる時期です。保障づくりのポイントは、死亡保障の場合、必要保障額から公的年金である遺族年金や企業の福利厚生制度(死亡退職金など)を加味し不足分を共済(保険)や貯蓄で備えましょう。医療保障については今後も必要となるため一定程度の保障額を用意しましょう。

必要な保障の目安



必要な死亡保障額の目安 **家族の生活費や子どもの教育費など 3,000万円~6,000万円程度**

おすすめはこちら! ▶生命・後遺障害保障 P.5~ ▶終身生命保障 P.7~

必要な入院保障額の目安 **治療費や差額ベッド代、食事代など 日額5,000円~日額20,000円程度**

おすすめはこちら! ▶入院・手術保障 P.9~ ▶終身医療保障 P.11~

住宅・家財保障額の例

木造住宅・30坪・愛知県在住・40歳代・4人暮らしの場合
[住宅]2,100万円程度/[家財]1,900万円程度

おすすめはこちら! ▶火災保障 P.17~ ▶自然災害保障 P.19~

必要な休業保障額の目安 **月額15万円程度**

おすすめはこちら! ▶休業保障 P.13 ▶長期収入保障 P.14

子どもが独立したら **セカンドライフ**

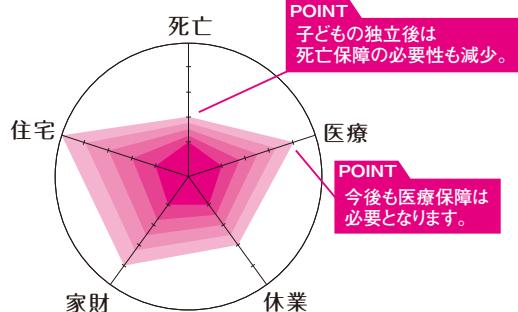


子どもが就職や結婚で独立をする時期は、遺族への必要保障額も減少します。

この時期からは、ご自身や配偶者のセカンドライフに向けた保障作りが必要となります。

保障づくりのポイントは、死亡保障よりも医療保障(入院・手術など)や貯蓄などを中心にライフプランを考えましょう。

必要な保障の目安



必要な死亡保障額の目安 **葬式代や配偶者の生活費など 1,000万円~2,000万円程度**

おすすめはこちら! ▶生命・後遺障害保障 P.5~ ▶終身生命保障 P.7~

必要な入院保障額の目安 **治療費や差額ベッド代、食事代など 日額5,000円~日額10,000円程度**

おすすめはこちら! ▶入院・手術保障 P.9~ ▶終身医療保障 P.11~

住宅・家財保障額の例

木造住宅・30坪・愛知県在住・50歳代・2暮らしの場合
[住宅]2,100万円程度/[家財]1,800万円程度

おすすめはこちら! ▶火災保障 P.17~ ▶自然災害保障 P.19~

必要な休業保障額の目安 **月額15万円程度**

おすすめはこちら! ▶休業保障 P.13 ▶長期収入保障 P.14

家族のことを考えた遺族保障 生命・後遺障害保障

保障期間 **2011年4月1日～2012年3月31日**
(共栄火災引受分:2011年4月1日午前0時～2012年4月1日午後4時)

引受団体 全労済…「団体定期生命共済」 / 日本生命…「団体定期保険」 / 共栄火災など…「標準傷害保険」 全トヨタ労連…「自家生命共済」

おすすめPOINT

基本保障の加入限度額を
最高6,000万円 (組合員)
まで加入できます。

疾病後遺障害保障により
**後遺障害による保障が
手厚くなります。**

団体掛金により
**掛金負担を
軽減**できます。

step 1 保障内容と保障額

▼基本契約(生命・後遺障害保障)および特約(事故死亡上乗せ特約)の保障内容は以下のとおりです。

生命・後遺障害保障 (基本契約)			事故死亡上乗せ特約
死亡・重度障害保障	傷害後遺障害保障	疾病後遺障害保障	事故死亡保障
保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障害となった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1により、事故の日から180日以内に所定の身体障害となった場合に、お支払いします。	保障期間中に病気により「重度障害保障」に該当しない身体障害となり、身体障害福祉法に基づいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付された場合にお支払いします。	保障期間中に不慮の事故※1により、事故の日から180日以内に死亡した場合に、お支払いします。

▼「生命・後遺障害保障」にご加入の場合は、加入額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

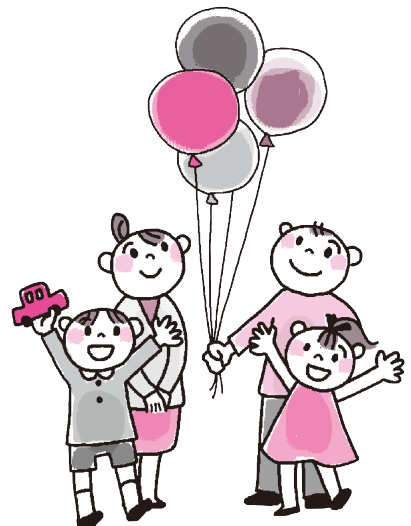
タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ (特約なし)
B	基本契約 + 事故死亡上乗せ特約

タイプ	保障名	保 障 額												
		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円	
組合員・配偶者	A	死亡・重度障害保障	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
		傷害後遺障害保障	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円※2						
	疾病後遺障害保障	500万円※3												
	事故死亡保障	500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円※4							

タイプ	保障名	保 障 額						
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	
子ども	A	死亡・重度障害保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
		傷害後遺障害保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円
	疾病後遺障害保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円※3		
	事故死亡保障	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	



- ※1「不慮の事故」とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。
- ※2「傷害後遺障害保障」は「死亡・重度障害保障」と同額の保障となります。ただし、3,000万円が限度となります。
- ※3「疾病後遺障害保障」の保障額は一律で500万円となります。
- ※4「事故死亡上乗せ特約」を付帯された場合の保障額は、「傷害後遺障害保障」と同額となります。ただし、3,000万円が限度となります。
- 生命・後遺障害保障は全労済、生命保険会社(日本生命)、損害保険会社(共栄火災など)、全トヨタ労連が引受団体となり制度運営を行います。引受団体ごとの制度の詳細については重要事項説明書(全労済P.36、生命保険会社P.38、損害保険会社P.43、全トヨタ労連P.44)をご確認ください。



step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入時年齢における保障額の範囲		加入単位	ご加入について
	新規契約	継続契約	加入時年齢	保障額の範囲		
組合員 (本人)	満15歳 満64歳	満79歳まで	満15歳～満49歳	500万円～6,000万円	500万円	<ul style="list-style-type: none"> ●新規・増額をご希望の方は、加入申込書記載の「質問表C」および「職業告知」欄への回答が必要となります。 ●配偶者、子どもの加入は組合員(本人)の加入が必要となります。 ●配偶者、子どもは組合員(本人)の加入額を超えて加入することはできません。
			満50歳～満54歳	500万円～4,000万円		
			満55歳～満59歳	500万円～2,000万円		
			満60歳～満64歳	500万円～1,000万円		
配偶者 (内縁関係は 除く)	満15歳～満49歳	500万円～3,000万円				
	満50歳～満54歳	500万円～2,000万円				
	満55歳～満59歳	500万円～1,000万円				
			満60歳～満64歳	500万円		
子ども	満0歳～満24歳	満24歳まで	満0歳～満24歳	100万円～600万円	100万円	

重要

- 配偶者は、組合員(本人)と同一戸籍の場合に加入できます。
- 子どもの加入は、組合員(本人)および配偶者と生計を一にする未婚の子が加入できます。
- 「生計を一にする」とは、組合員(本人)と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます。(同居であることを要しません。)
- 申込日時点の健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 組合員(本人)の契約が終了した場合「死亡または重度障害による請求をされた場合や解約(脱退)の場合」は、配偶者・子どもも契約も解約(脱退)となります。
- 夫婦・親子で全トヨタ労連加盟組合に所属している場合は、家族間で重複加入をすることはできません。それぞれ組合員(本人)として加入してください。
- 雇用延長などで満65歳時点で在職中の方については退職の有無に関わらず退職者会への移行になります。詳細については「ゆうゆう退職者会とは」(P.25)をご確認ください。

step 3 月掛金について ▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。 効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

●組合員

保障額(基本契約額)		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円	3,500万円	4,000万円	4,500万円	5,000万円	5,500万円	6,000万円
加入時年齢	タイプ												
満15歳～満29歳	A	790円	1,460円	2,130円	2,800円	3,470円	4,140円	4,640円	5,140円	5,640円	6,140円	6,640円	7,140円
	B	940円	1,750円	2,570円	3,380円	4,200円	5,010円	5,510円	6,010円	6,510円	7,010円	7,510円	8,010円
満30歳～満39歳	A	890円	1,660円	2,430円	3,200円	3,970円	4,740円	5,340円	5,940円	6,540円	7,140円	7,740円	8,340円
	B	1,040円	1,950円	2,870円	3,780円	4,700円	5,610円	6,210円	6,810円	7,410円	8,010円	8,610円	9,210円
満40歳～満49歳	A	1,040円	1,960円	2,880円	3,800円	4,720円	5,640円	6,390円	7,140円	7,890円	8,640円	9,390円	10,140円
	B	1,190円	2,250円	3,320円	4,380円	5,450円	6,510円	7,260円	8,010円	8,760円	9,510円	10,260円	11,010円
満50歳～満54歳	A	1,290円	2,460円	3,630円	4,800円	5,970円	7,140円	8,140円	9,140円	掛金改定 生命・後遺障害保障のうち損害保険会社引受分の保険料を2011年4月1日発効契約より一部「引上げ」させていただきます。ご了承ください。			
	B	1,440円	2,750円	4,070円	5,380円	6,700円	8,010円	9,010円	10,010円				
満55歳～満59歳	A	1,490円	2,860円	4,230円	5,600円	6,970円	8,340円	9,540円	10,740円				
	B	1,640円	3,150円	4,670円	6,180円	7,700円	9,210円	10,410円	11,610円				
満60歳～満64歳	A	1,790円	3,460円	5,130円	6,800円	8,470円	10,140円	11,640円	13,140円				
	B	1,940円	3,750円	5,570円	7,380円	9,200円	11,010円	12,510円	14,010円				

●配偶者

保障額(基本契約額)		500万円	1,000万円	1,500万円	2,000万円	2,500万円	3,000万円
加入時年齢	タイプ						
満15歳～満29歳	A	790円	1,460円	2,130円	2,800円	3,470円	4,140円
	B	940円	1,750円	2,570円	3,380円	4,200円	5,010円
満30歳～満39歳	A	890円	1,660円	2,430円	3,200円	3,970円	4,740円
	B	1,040円	1,950円	2,870円	3,780円	4,700円	5,610円
満40歳～満49歳	A	1,040円	1,960円	2,880円	3,800円	4,720円	5,640円
	B	1,190円	2,250円	3,320円	4,380円	5,450円	6,510円
満50歳～満54歳	A	1,290円	2,460円	3,630円	4,800円		
	B	1,440円	2,750円	4,070円	5,380円		
満55歳～満59歳	A	1,490円	2,860円				
	B	1,640円	3,150円				
満60歳～満64歳	A	1,790円	3,460円				
	B	1,940円	3,750円				

●子ども

保障額(基本契約額)		100万円	200万円	300万円
加入時年齢	タイプ			
満0歳～満24歳	A	130円	280円	410円
	B	160円	340円	500円

保障額(基本契約額)		400万円	500万円	600万円
加入時年齢	タイプ			
満0歳～満24歳	A	550円	690円	800円
	B	670円	840円	970円

重要

- 内の掛金は、旧制度の「生命共済」から引き続き加入をされている方でstep2「加入できる方と保障額の範囲」を超えて加入されている方が既加入額を限度に継続した場合の掛金となります。
- 内の保障額は新規・増額による加入はできません。

一生涯の安心のために 終身生命保障

保障期間 **2011年4月1日～終身保障**
(災害死亡特約は満80歳まで保障)

引受団体 全労済…「終身生命共済」

おすすめPOINT

**一生涯の
死亡保障**
を備えることができます。

在職中に掛金の払い込みが満了となり、
**退職後の掛金負担
がありません。**(基本契約)

「生命・後遺障害保障」と
組み合わせることで、
**ライフステージにあわせた
保障設計ができます。**

step 1 保障内容と保障額

▼「終身生命保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

保障内容	死亡・重度障害保障 (基本契約)	災害死亡特約 (自動付帯)
保障額	保障期間中に病気やけがにより、死亡または所定の重度障害※1となった場合に、お支払いします。	保障期間中に不慮の事故など※2により、死亡した場合または所定の重度障害となった場合に、お支払いします。
500万円	500万円	500万円
300万円	300万円	300万円

重要

- ※1 重度障害とは、重要事項説明書(P.71)で定める「身体障害等級別割合表」の「第1級・第2級・第3級(2・3・4)」の状態をいいます。
- ※2 「不慮の事故など」とは不慮の事故またはこの会所定の感染症のことをいい、「不慮の事故」とは「急激かつ偶然な外因による事故」をいいます。
- 災害死亡特約は、満80歳まで継続加入ができます。
- 災害死亡特約は、基本契約の払い込みが満了となる時点で、満80歳までの掛金を一括前納していただけます。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	保障額	ご加入について
組合員 (本人) 配偶者	満15歳～満54歳	500万円 または 300万円 (最高2,000万円)	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要 となります。
その他家族※3	満0歳～満54歳		

重要

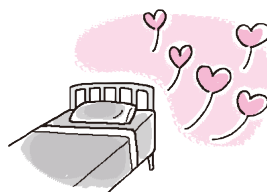
- ※3 「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
- 「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 過去2年以内の発効契約において、「終身生命保障」ならびに全労済の「終身生命共済」の病気等死亡・重度障害共済金の額を通算して1,500万円を超える場合は、質問表への回答のほか健康診断書を提出していただくことがあります。
- おすすめ額以外の保障額をご希望の場合は、別途専用の申込書にてお手続きが必要となります。所属の労働組合までお問い合わせください。

以下の条件を満たす場合は、死亡共済金額の全部または一部を「リビングニーズ共済金」としてご請求いただくことができます。

リビングニーズ共済金

余命6ヵ月以内と診断されたとき「病気による死亡共済金」に替えて「リビングニーズ共済金」を請求できます。

- リビングニーズ共済金の詳細については、重要事項説明書(P.47)でご確認ください。



掛金の払込免除

加入者が効力発生日以降に発生した不慮の事故による障害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内かつ、保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは、以降掛金の払い込みが免除となります。

- 掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.47)でご確認ください。

step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

▼保障額(加入額)300万円

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)	効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)	効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性			男性	女性			男性	女性	
0	3,990円	3,720円	40	19	4,800円	4,440円	40	38	9,600円	8,850円	21
1	3,990円	3,750円		20	4,920円	4,560円	39	39	10,110円	9,300円	20
2	4,020円	3,780円		21	5,070円	4,710円	38	40	10,680円	9,810円	19
3	4,050円	3,810円		22	5,220円	4,830円	37	41	11,310円	10,410円	18
4	4,080円	3,840円		23	5,370円	4,980円	36	42	12,000円	11,040円	17
5	4,140円	3,870円		24	5,550円	5,130円	35	43	12,780円	11,760円	16
6	4,170円	3,900円		25	5,730円	5,280円	34	44	13,680円	12,570円	15
7	4,200円	3,960円		26	5,910円	5,460円	33	45	14,670円	13,500円	14
8	4,260円	3,990円		27	6,120円	5,640円	32	46	15,840円	14,580円	13
9	4,290円	4,020円		28	6,330円	5,850円	31	47	17,190円	15,810円	12
10	4,350円	4,050円		29	6,540円	6,060円	30	48	18,780円	17,280円	11
11	4,380円	4,110円		30	6,810円	6,270円	29	49	20,670円	19,050円	10
12	4,440円	4,140円		31	7,050円	6,510円	28	50	23,010円	21,210円	9
13	4,470円	4,170円		32	7,350円	6,780円	27	51	25,890円	23,880円	8
14	4,530円	4,230円		33	7,650円	7,050円	26	52	29,580円	27,330円	7
15	4,590円	4,260円		34	7,980円	7,350円	25	53	34,530円	31,920円	6
16	4,620円	4,320円		35	8,340円	7,680円	24	54	41,400円	38,370円	5
17	4,680円	4,350円		36	8,730円	8,040円	23				
18	4,740円	4,410円	37	9,150円	8,430円	22					

▼保障額(加入額)500万円

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)	効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)	効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	月掛金		払込 期間 (年)
	男性	女性			男性	女性			男性	女性	
0	6,650円	6,200円	40	19	8,000円	7,400円	40	38	16,000円	14,750円	21
1	6,650円	6,250円		20	8,200円	7,600円	39	39	16,850円	15,500円	20
2	6,700円	6,300円		21	8,450円	7,850円	38	40	17,800円	16,350円	19
3	6,750円	6,350円		22	8,700円	8,050円	37	41	18,850円	17,350円	18
4	6,800円	6,400円		23	8,950円	8,300円	36	42	20,000円	18,400円	17
5	6,900円	6,450円		24	9,250円	8,550円	35	43	21,300円	19,600円	16
6	6,950円	6,500円		25	9,550円	8,800円	34	44	22,800円	20,950円	15
7	7,000円	6,600円		26	9,850円	9,100円	33	45	24,450円	22,500円	14
8	7,100円	6,650円		27	10,200円	9,400円	32	46	26,400円	24,300円	13
9	7,150円	6,700円		28	10,550円	9,750円	31	47	28,650円	26,350円	12
10	7,250円	6,750円		29	10,900円	10,100円	30	48	31,300円	28,800円	11
11	7,300円	6,850円		30	11,350円	10,450円	29	49	34,450円	31,750円	10
12	7,400円	6,900円		31	11,750円	10,850円	28	50	38,350円	35,350円	9
13	7,450円	6,950円		32	12,250円	11,300円	27	51	43,150円	39,800円	8
14	7,550円	7,050円		33	12,750円	11,750円	26	52	49,300円	45,550円	7
15	7,650円	7,100円		34	13,300円	12,250円	25	53	57,550円	53,200円	6
16	7,700円	7,200円		35	13,900円	12,800円	24	54	69,000円	63,950円	5
17	7,800円	7,250円		36	14,550円	13,400円	23				
18	7,900円	7,350円	37	15,250円	14,050円	22					

病気やけがによる入院・手術などに備えて 入院・手術保障

保障期間 **2011年4月1日～2012年3月31日**
(共栄火災引受分:2011年4月1日午前0時～2012年4月1日午後4時)

引受団体 共栄火災…「医療保険(1年契約用)」 全トヨタ労連…「自家医療共済」

おすすめPOINT

入院・手術時の保障にしばった
シンプルな保障内容。

掛金が一律 (二段階:満0歳～満59歳
満60歳～満79歳)となり、
負担額を**軽減**できます。

入院日額の加入限度額が
最高20,000円(組合員)まで
加入できます。

三大疾病特約付帯により、
がん・脳卒中・急性心筋梗塞
による入院・手術などが**手厚**くなります。

step 1 保障内容と保障額(加入タイプ)

▼基本契約(入院・手術保障)および各特約(医療上乗せ特約、三大疾病特約)の保障内容は以下のとおりとなります。

基本契約

入院保障	手術保障
保障期間中に病気やけがで入院したとき入院1日目から180日目までの期間を限度としてお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、手術の種類により、入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

医療上乗せ特約

長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障
保障期間中に病気やけがによる入院が連続して90日以上となった場合および連続して180日以上となった場合、入院日額の60倍をお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる入院中に先進医療による治療を受け、自己負担した技術料相当分について、入院日額の200倍を限度にお支払いします。	保障期間中に病気やけがによる治療で入院保障が支払われた場合、その前後の通院について入院日額の30%をお支払いします。入院前通院は入院開始日の前日以前90日間の通院を対象とし、30日分を限度にお支払いします。退院後通院は退院日の翌日からその日を含めて180日間の通院を対象とし、60日分を限度にお支払いします。

三大疾病特約

診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
保障期間中に「三大疾病の定義」(P.51)にはじめて診断された場合に三大疾病入院日額の100倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり1回のみ)なお、「上皮内新生物等」と診断された場合は、三大疾病入院日額の10倍をお支払いします。(加入者の生涯にわたり10回が限度)	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「入院保障」の支払対象となる入院をした場合にお支払いします。(支払限度期間は入院開始日から180日目までの間)	加入者が、当特約「診断保障」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「手術保障」の支払対象となる手術を受けた場合に三大疾病入院日額の10・20・40倍をお支払いします。

▼「入院・手術保障」にご加入の場合は、加入額(基本契約額)および特約(加入タイプ)を加入申込書にご記入ください。

タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容	タイプ	特約の付帯内容
A	基本契約のみ(特約なし)	B	基本契約 + 医療上乗せ特約	C	基本契約 + 三大疾病特約	D	基本契約 + 医療上乗せ特約 + 三大疾病特約

入院・手術保障(基本契約)		医療上乗せ特約			三大疾病特約		
入院保障	手術保障	長期入院保障	先進医療費用保障	入院前後通院保障	診断保障	三大疾病入院保障	三大疾病手術保障
日額20,000円	20万円～80万円	60万円 ※2	最高200万円 ※2	日額 3,000円 ※2	100万円 ※2	日額10,000円 ※2	10万円～40万円 ※2
日額15,000円	15万円～60万円						
日額10,000円	10万円～40万円	48万円	最高160万円	日額 2,400円	80万円	日額 8,000円	8万円～32万円
日額 8,000円	8万円～32万円	30万円	最高100万円	日額 1,500円	50万円	日額 5,000円	5万円～20万円
日額 5,000円	5万円～20万円	18万円	最高 60万円	日額 900円	30万円	日額 3,000円	3万円～12万円



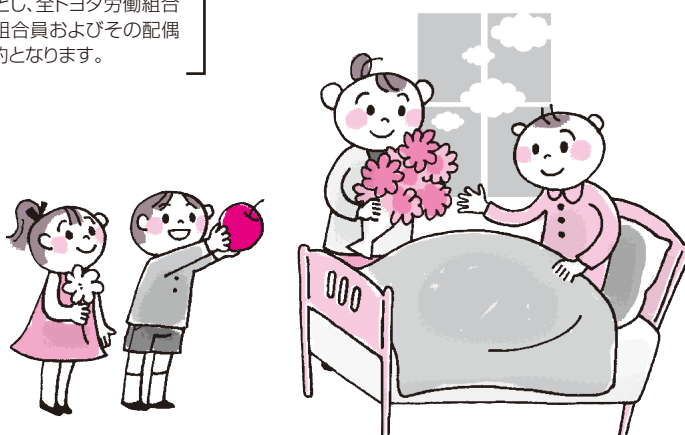
※1 所定の手術とは、重要事項説明書で定める「入院・手術保障における手術支払倍率表」に記載の手術が対象となります。
※2 各特約の保障は、基本契約の入院日額に連動します。ただし、入院日額10,000円に対する支払い額が限度となります。
●「入院・手術保障」の保障内容などの詳細については、「重要事項説明書」(P.49)にてご確認ください。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		加入時年齢における保障額の範囲		ご加入について
	新規契約	継続契約	加入時年齢	保障額の範囲	
組合員 (本人)	満15歳 ~ 満64歳	満79歳まで	満15歳~満59歳	日額3,000円~日額20,000円	●新規・増額は(特約含む)をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表E」および「職業告知」欄への回答 が必要となります。
			満60歳~満64歳	日額3,000円~日額10,000円	
配偶者			満15歳~満59歳	日額3,000円~日額15,000円	
			満60歳~満64歳	日額3,000円~日額10,000円	
その他家族 (組合員の子ども・同居の親族)	満0歳~満64歳		満0歳~満59歳	日額3,000円~日額10,000円	
			満60歳~満64歳	日額3,000円~日額5,000円	

重要

- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 入院・手術保障の基本契約は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員およびその配偶者・子ども・同居の親族を被保険者とする団体保険契約となります。



step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)	
満0歳~満59歳 (新規・継続の場合)	組合員	日額20,000円	3,600円	4,000円	4,800円	5,200円	
	配偶者	日額15,000円	2,700円	3,100円	3,900円	4,300円	
		その他 家族	日額10,000円	1,800円	2,200円	3,000円	3,400円
			日額8,000円	1,440円	1,760円	2,400円	2,720円
			日額5,000円	900円	1,100円	1,500円	1,700円
日額3,000円	540円	660円	900円	1,020円			
満60歳~満64歳 (新規※3・継続の場合)	組合員	日額20,000円	8,600円	10,300円	16,600円	18,300円	
	配偶者	日額15,000円	6,450円	8,150円	14,450円	16,150円	
		その他 家族	日額10,000円	4,300円	6,000円	12,300円	14,000円
			日額8,000円	3,440円	4,800円	9,840円	11,200円
			日額5,000円	2,150円	3,000円	6,150円	7,000円
日額3,000円	1,290円	1,800円	3,690円	4,200円			
満65歳~満79歳 (継続のみ)	その他 家族	日額3,000円	1,290円	1,800円	3,690円	4,200円	

重要

- ※3 満60歳~満64歳で新規加入する場合の加入限度額は、Step2「加入できる方と保障額の範囲」に記載の限度額となります。
- 組合員で満59歳までに入院日額15,000円・20,000円に加入された場合は満60歳以降も在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- 配偶者で満59歳までに入院日額15,000円に加入された場合は満60歳以降も組合員が在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- その他家族で満59歳までに入院日額8,000円・10,000円に加入された場合は満60歳以降も組合員が在職中であれば引き続き同額以下で継続することができます。
- 退職者会に移行される方については「ゆゆう退職者会とは」(P.25)に記載の加入条件となります。
- 期の途中で加入される場合は、中途加入における保障開始日(効力発生日)時点の満年齢による掛金となります。またご継続される場合は、毎年4月1日時点での満年齢による掛金が適用されます。

一生涯の医療保障のために 終身医療保障

保障期間

2011年4月1日～終身保障

引受団体 全労済…「終身生命共済 終身医療プラン ベーシックタイプ」

おすすめPOINT

**一生涯の
医療保障**

を備えることができます。

**病気やけがによる
入院・手術に
しぼった
シンプルな保障内容。**

**更新による掛金のアップ
はありません。**

(加入時の掛金が一生涯変わりません)

step 1 保障内容と保障額

▼「終身医療保障」の保障内容および加入できる保障額は以下のとおりです。

保障内容	入院保障	手術保障
保障額 (加入額)	保障期間中に病気やけがで入院したとき、入院1日目(日帰り入院も保障)から180日分までお支払いします。全保障期間を通算して、1,000日分をお支払いします。	保障期間中に病気やけがで所定の手術※1を受けたときに、入院日額の10倍をお支払いします。
日額5,000円	日額5,000円	1回につき 50,000円
日額3,000円	日額3,000円	1回につき 30,000円

重要

※1 所定の手術とは、重要事項説明書(P.74)で定める「終身医療保障における手術支払割合表」に記載の手術が対象となります。
※終身医療保障の加入は日額5,000円または日額3,000円のどちらか一方のみ加入が可能です。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢 (効力発生日時点)	保障額	ご加入について
組合員 (本人) 配偶者	満15歳～満75歳	日額5,000円 または 日額3,000円	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表D」および「職業告知」欄への回答が必要 となります。
その他家族※2			

重要

※2 「その他家族」とは、組合員と「生計を一にする」子ども、孫、父母、兄弟姉妹となります。
●「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
●効力発生日(2011年4月1日)時点で満0歳～満14歳までの方は加入ができません。
●申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
●職業・職種によって加入額を制限する場合や加入をお断りする場合があります。
●過去2年以内の発効契約において「終身医療保障」ならびに、ゆうゆう共済「医療共済」または、全労済の「総合医療共済」の入院日額を通算して、入院日額10,000円を超える場合は質問表への回答のほか、全労済所定の健康診断書を提出していただくことがあります。

モデル例

●20歳(男性)が入院日額3,000円に加入した場合

20歳の掛金	月掛金 1,062円
↓	↓
80歳の掛金	月掛金 1,062円

**加入時の掛金が
一生涯変わりません**

退職後も安心して継続できます!

重要

●終身医療保障では、加入時の掛金を一生涯払うことで、終身にわたって保障が継続するしくみとなっています。加入年齢が若いほど掛金もお手頃となることから、医療保障のベースとして加入することをおすすめします。

掛金の払込免除

加入者が効力発生日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ保障期間中に全労済所定の身体障害の状態になったときは掛金の払い込みが免除となります。

●掛金の払込免除の詳細については、重要事項説明書(P.53)でご確認ください。

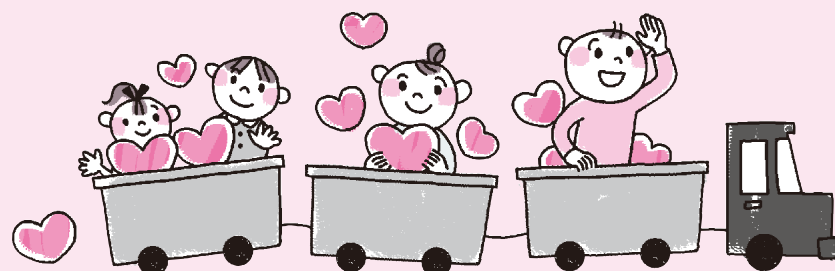
step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書をご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

(団体割引適用掛金)

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	入院日額(加入額) 3,000円		入院日額(加入額) 5,000円	
	月掛金			
	男性	女性	男性	女性
15	954円	966円	1,590円	1,610円
16	978円	984円	1,630円	1,640円
17	996円	1,014円	1,660円	1,690円
18	1,014円	1,038円	1,690円	1,730円
19	1,038円	1,062円	1,730円	1,770円
20	1,062円	1,092円	1,770円	1,820円
21	1,086円	1,116円	1,810円	1,860円
22	1,116円	1,140円	1,860円	1,900円
23	1,140円	1,170円	1,900円	1,950円
24	1,164円	1,194円	1,940円	1,990円
25	1,194円	1,224円	1,990円	2,040円
26	1,218円	1,248円	2,030円	2,080円
27	1,248円	1,272円	2,080円	2,120円
28	1,278円	1,302円	2,130円	2,170円
29	1,314円	1,332円	2,190円	2,220円
30	1,344円	1,356円	2,240円	2,260円
31	1,380円	1,380円	2,300円	2,300円
32	1,410円	1,410円	2,350円	2,350円
33	1,446円	1,446円	2,410円	2,410円
34	1,482円	1,476円	2,470円	2,460円
35	1,524円	1,518円	2,540円	2,530円
36	1,566円	1,554円	2,610円	2,590円
37	1,608円	1,596円	2,680円	2,660円
38	1,656円	1,644円	2,760円	2,740円
39	1,704円	1,692円	2,840円	2,820円
40	1,752円	1,746円	2,920円	2,910円
41	1,794円	1,794円	2,990円	2,990円
42	1,848円	1,854円	3,080円	3,090円
43	1,908円	1,908円	3,180円	3,180円
44	1,962円	1,968円	3,270円	3,280円
45	2,022円	2,034円	3,370円	3,390円

効力発生日 時点の 満年齢 (歳)	入院日額(加入額) 3,000円		入院日額(加入額) 5,000円	
	月掛金			
	男性	女性	男性	女性
46	2,088円	2,100円	3,480円	3,500円
47	2,154円	2,166円	3,590円	3,610円
48	2,214円	2,226円	3,690円	3,710円
49	2,286円	2,298円	3,810円	3,830円
50	2,364円	2,376円	3,940円	3,960円
51	2,442円	2,454円	4,070円	4,090円
52	2,526円	2,538円	4,210円	4,230円
53	2,604円	2,616円	4,340円	4,360円
54	2,688円	2,706円	4,480円	4,510円
55	2,778円	2,796円	4,630円	4,660円
56	2,874円	2,898円	4,790円	4,830円
57	2,964円	2,994円	4,940円	4,990円
58	3,066円	3,102円	5,110円	5,170円
59	3,180円	3,222円	5,300円	5,370円
60	3,294円	3,342円	5,490円	5,570円
61	3,402円	3,462円	5,670円	5,770円
62	3,528円	3,600円	5,880円	6,000円
63	3,654円	3,744円	6,090円	6,240円
64	3,786円	3,894円	6,310円	6,490円
65	3,924円	4,056円	6,540円	6,760円
66	4,074円	4,224円	6,790円	7,040円
67	4,230円	4,410円	7,050円	7,350円
68	4,398円	4,602円	7,330円	7,670円
69	4,566円	4,812円	7,610円	8,020円
70	4,752円	5,022円	7,920円	8,370円
71	4,944円	5,256円	8,240円	8,760円
72	5,148円	5,490円	8,580円	9,150円
73	5,352円	5,742円	8,920円	9,570円
74	5,574円	6,006円	9,290円	10,010円
75	5,802円	6,282円	9,670円	10,470円



働けなくなった場合に備えて 休業保障

保障期間

2011年4月1日午前0時～
2012年4月1日午後4時

引受団体 共栄火災など…「普通傷害保険」(死亡のみ、所得補償、精神障害補償)

おすすめPOINT

入院期間中の保障だけでなく
**自宅療養中の
就業不能についても
保障の対象**となります。

休業状態となって
**5日目から
最高2年間
保障**されます。

**年齢・性別に
かかわらず
一律掛金にて
加入**できます。

休業保障

step 1 保障内容と保障額

▼「休業保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

また、休業保障の保障額は、以下に記載の「平均月間所得額」の範囲で、公的保障等をご勘案のうえご加入ください。

休業保障	事故死亡保障
病気またはけがにより、就業不能となり、その状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合にお支払いします。	不慮の事故※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に100万円をお支払いします。



※1 不慮の事故とは、「急激かつ偶然な外来の事故」のことをいいます。

- 休業保障は、免責期間(4日)を超えた以降の就業不能期間について最高2年間(効力発生日において満64歳の方は、1年となります。)お支払いします。
- 共済金のお支払額は1ヵ月単位とし、1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割り計算により決定します。
- 「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。
- 休業の原因となった傷病が保障期間開始(継続の場合には初年度の保障期間開始)前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		保障額	ご加入について
	新規契約	継続契約		
組合員のみ (本人)	満15歳 ～ 満64歳	満64歳まで	月額15万円	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表A」および「職業告知」欄への回答 が必要となります。
			月額9万円	
			月額6万円	



- 申込日時点の健康状態によってはご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
- 休業保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。



就業不能とは

病気やけがにより入院されていること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより加入確認書記載の業務に全く従事できないことをいいます。

平均月間所得額とは

平均月間所得額とは以下の式により求めることができます。

$$\text{平均月間所得額} \times 2 = \frac{\text{年間総収入} - \text{働けなくなったことにより支出を免れる金額} - \text{働けなくなっても得られる収入}}{12\text{ヵ月}}$$

※2 免責期間が始まる直前12ヵ月における加入者の所得の平均月間額をいいます。

休業日について

土日祝日など会社が休みの日や有給休暇などにより会社を休んだ日であっても、就業不能である期間については休業保障の対象となります。

step 3 月掛金について ▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	月額6万円	月額9万円	月額15万円
年齢性別に関わらず	770円	1,150円	1,890円

長期の休業の備えに 長期収入保障

保障期間

2011年4月1日午前0時～
2012年4月1日午後4時

引受団体 ●共栄火災など…「団体長期障害所得補償保険(精神障害補償)」

おすすりPOINT

休業状態が**2年(734日)**を超えて継続した場合に
最長**60歳**まで保障します。

休業保障と同時加入をすることで、
連続した休業状態となった際に
収入補填を手厚くすることができます。

step 1 保障内容について

▼「長期収入保障」にご加入の場合は、加入額を加入申込書にご記入ください。

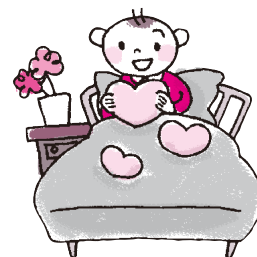
長期収入保障

病気またはけがにより就業障害となり、その状態が免責期間(734日)を超えて継続し、収入が減少した場合にお支払いします。

- 重要**
- 長期収入保障は効力発生日時点から満60歳になる日までの間保障されます。ただし、就業障害の原因が精神障害(休業保障と保障範囲が一部異なります。)の場合は5年間を限度としてお支払いします。
 - 就業障害期間が免責期間を超えた日(就業障害開始後735日目)から満60歳までの期間が3年に満たない場合は、3年間を限度にお支払いします。なお、就業障害の原因が精神障害の場合も同様に3年間が限度となります。
 - 免責期間終了後の就業障害の期間に1ヵ月未満の端日数がある場合は、1ヵ月を30日とした日割計算によりお支払いします。
 - 「平均月間所得額」より高い保障金額でご加入された場合、「平均月間所得額」より超過する分はお支払いができません。
 - 休業の原因となった傷病が保障期間開始(継続の場合は初年度の保障期間開始)前の場合は、共済金はお支払いできないことがあります。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	加入できる年齢(効力発生日時点)		保障額	ご加入について
	新規契約	継続契約		
組合員のみ (本人)	満54歳まで (最長60歳まで保障)	満59歳まで	月額10万円	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表B」 および「職業告知」欄への 回答が必要となります。
			月額5万円	



- 重要**
- 申込日時点の健康状態によってご加入いただけない場合があります。またご回答(告知)いただきました事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただく場合がありますのでご注意ください。
 - 長期収入保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

step 3 月掛金について

▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。
効力発生日(2011年4月1日)時点の満年齢でご確認をお願いします。

加入時年齢	保障額(加入額) 月額5万円		保障額(加入額) 月額10万円	
	男性	女性	男性	女性
満15歳～満24歳	320円	219円	640円	438円
満25歳～満29歳	331円	284円	662円	568円
満30歳～満34歳	350円	368円	700円	736円
満35歳～満39歳	424円	525円	848円	1,050円

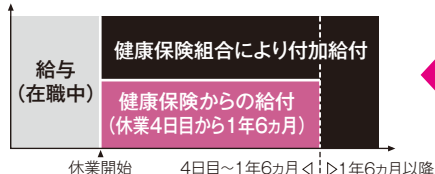
加入時年齢	保障額(加入額) 月額5万円		保障額(加入額) 月額10万円	
	男性	女性	男性	女性
満40歳～満44歳	597円	799円	1,194円	1,598円
満45歳～満49歳	785円	1,022円	1,570円	2,044円
満50歳～満54歳	842円	1,007円	1,684円	2,014円
満55歳～満59歳	958円	1,018円	1,916円	2,036円

公的保障と「休業保障」、「長期収入保障」を組み合わせることで休業時の保障を手厚くできます。

休業時の保障の考え方

病気やけがにより会社を休業した場合、ご加入の健康保険から休業4日目から1年6ヵ月の間「傷病手当」が支給されます。また、ご加入の健康保険組合によっては公的保障に上乗せする形で付加給付を行っている場合もあります。「休業保障」、「長期収入保障」では、これら公的な保障の上乗せとして考え、「休業保障」「長期収入保障」ともにセットでの加入がおすすりです。

【公的保障(健康保険)から保障】



+ プラスで安心!

公的保障と「ゆうゆう」を組み合わせることで長期の休業状態となった場合でも手厚い保障を受けることができます。

【「休業保障」、「長期収入保障」から保障】



日常生活における事故に備えて 賠償保障

保障期間

2011年4月1日午前0時～
2012年4月1日午後4時

引受団体 共栄火災など…「交通事故傷害保険」(死亡のみ・賠償責任保障)

おすすめPOINT

日常生活で起こりうる
様々な事故に対応するため、
**1回の事故につき
最高1億円を保障します。**

月々50円の掛金で、
家族全員の
日常生活における
賠償事故を保障します。

**交通事故に
よる死亡**の場合も
お支払いします。
(組合員のみ)

step 1 保障内容と保障額

▼賠償保障では、賠償事故による保障のほかに、交通事故による死亡も保障されます。

	賠償責任保障	交通事故傷害保障
保障内容	組合員またはその家族が、全トヨタ労連発行の加入確認書記載の住居の所有・使用・管理および日常生活上の行動に起因する偶然な事故により他人に対し身体の障害(傷害、疾病、後遺障害・死亡)や財物の損壊(滅失、損傷、汚損)を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。	組合員が交通事故等※1によりけがをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合にお支払いします。
保障額	最高1億円	100万円

次のような 損害賠償金および 費用が保障の 対象となります。	損害賠償金	その他費用
	1. 身体の場合 逸失利益、治療費、入院費、休業補償、慰謝料 2. 財物の具合 修理費用など	1. 訴訟、仲裁、和解または調停についての費用(弁護士報酬を含む) 2. 応急手当、護送その他緊急措置に要した費用

重要

※1交通事故等については重要事項説明書(P.58)にてご確認ください。
●賠償額の決定は事前に引受保険会社の承認が必要となります。

step 2 加入できる方と保障額

加入できる方	保障額	ご加入について
組合員 (本人)	最高 1億円	●組合員が加入すれば、その家族「組合員の配偶者、組合員または配偶者と生計を一にする同居の親族および組合員または配偶者と生計を一にする別居の未婚(婚姻歴がないこと)の子」はすべて賠償保障の対象となります。

重要

●賠償保障は、全労済を保険契約者とし、全トヨタ労働組合連合会に加盟する労働組合の組合員である全労済組合員を被保険者とする団体保険契約となります。

事故時に相談が必要な事例

賠償事故の内容においては、弁済額全額が保障されなかったり、法律上の賠償責任がないため、まったく保障されないことがあります。

時価額以上の弁済

被害者に請求されるまま時価額以上の弁済をしてしまった場合など

学校や祖父母などの代理監督者の責任がある場合

授業中、学校のガラスを偶然割ってしまった場合や子どもを預けていた祖父母の自宅のガラスを子どもが破損した場合など

共同不法行為の場合

複数名でキャッチボールをしていて、他人の家のガラスを割ってしまった場合など



step 3 月掛金について

月掛金

50円

交通機関における不慮の事故に備えて

交通災害保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「交通災害共済(A型)」

おすすめPOINT

交通機関にかかわる事故や
道路通行中の不慮の事故を
幅広く保障します。

死亡、入院、
通院など
幅広い保障があります。

海外で発生した
交通事故も
保障します。

step 1 保障内容と保障額

保障内容	死亡保障	障害保障	入院保障	通院保障
保障額	交通事故を直接の原因として死亡されたときにお支払いします。	交通事故を直接の原因として所定の身体障害の状態になられたときにお支払いします。	事故の日からその日を含めて180日以内に開始した連続5日以上の入院について5日目より180日分を限度にお支払いします。※1	事故日から180日以内に行われた治療のための通院について90日分を限度にお支払いします。
500万円	500万円	20万円～500万円	日額10,000円	日額5,000円
400万円	400万円	16万円～400万円	日額8,000円	日額4,000円
300万円	300万円	12万円～300万円	日額6,000円	日額3,000円
200万円	200万円	8万円～200万円	日額4,000円	日額2,000円
100万円	100万円	4万円～100万円	日額2,000円	日額1,000円

- 重要** ※1 入院保障の支払いから除かれる入院1日目～4日目の4日間は、通院保障でお支払いします。
- ハイヤーまたはタクシーを業務で運転中の交通事故の場合、通院保障はお支払いできません。
 - 「交通災害保障」(全労済引受)に、他の団体などを通じて加入されている場合は、合算して、500万円が限度となります。ご家族の中で加入額が重複あるいは超過する場合は契約を一つにまとめ、限度額(500万円)の範囲でお申し込みください。
 - 「交通事故の定義」および「運行中および搭乗の定義」については重要事項説明書(P.60)でご確認ください。

step 2 加入できる方と保障額の範囲

加入できる方	保障額の範囲	ご加入について
組合員(本人) 配偶者 その他家族※2	500万円 ? 100万円	●新規・増額をご希望の方は、 加入申込書記載の「質問表F」への回答 が必要となります。

- 重要** ※2「その他家族」とは、組合員と生計を一にする親族となります。
- 「生計を一にする」とは、組合員と収入および支出の全部または一部を共同していることをいいます(同居であることを要しません)。
 - 年齢・性別・健康状態に関わらずご加入いただけます。
 - ご家族のみの加入もできます。

こんなときに保障します

- 次のような交通機関にかかわる事故で被害にあったとき



- 道路上で次の不慮の事故で被害にあったとき



ご注意 歩行中に単独で転倒する等の事故は保障の対象になりません。

お支払い事例

通勤途中に駅改札内のエスカレーターが急停止したため転倒し転落。
足を骨折し、10日間入院、5日間通院した。

入院保障…(10,000円×6日)=**60,000円**
通院保障…(5,000円×4日)+(5,000円×5日)=**45,000円**

お支払い額 合計 105,000円
(保障額500万円加入の場合)

step 3 月掛金について ▼ご希望の加入額より月掛金を確認いただき加入申込書にご記入ください。

保障額(加入額)	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円
月掛金	70円	140円	210円	280円	350円

大切な住まいを守るための住宅保障 火災保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「風水害等給付金付火災共済」「借家人賠償責任特約」

おすすめPOINT

火災などのとき
最高**6,000万円**※の保障。

※住宅4000口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

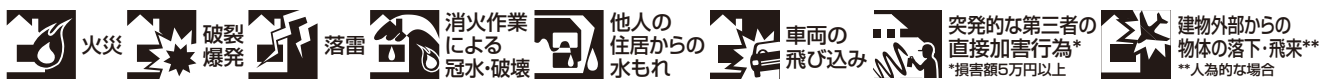
万一のとき再建を第一に考えた
“**再取得価額保障**”

住宅の**70%以上の**
焼破損で**全焼扱い**。

用語の解説
火災保障・自然災害保障
共通

・損壊とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
・床上浸水とは、居室の床面以上に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面以上に土砂が流入した場合を含みます。
・床上浸水の浸水高は、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

火災などのとき



火災等保障 保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	1口あたりの共済金	保障額
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	加入額の全額
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	加入額を限度とした 再取得価額

臨時費用保障

火災等共済金の
15%
(200万円が限度)

●再取得価額とは
住宅や家財が火災などにあったとき、時価額ではなく、新たに購入・修復するために必要な全労済が定めた標準的な価額。

●臨時費用保障とは
「火災などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

風水害などのとき



風水害等保障 保障期間中に上記の事由により共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失 半壊	住宅の損壊率	70%以上	30,000円	300万円
		20%～70%未満	15,000円	150万円
一部壊 ※1	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
		100～150cm未満	10,000円	100万円
		70～100cm未満	7,000円	70万円
		40～70cm未満	5,000円	50万円
		40cm未満	3,000円	30万円
		50%未満	100cm以上	3,000円
	100cm未満	1,000円	10万円	

重要

- ※1一部壊とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
- (1)住宅・家財いずれかのみ契約の場合、共済金は左表「支払限度額」の半額となります。
 - (2)支払われる共済金の額は、住宅・家財の保障額の割合に応じて割りふって支払われます。
 - (3)1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
 - (4)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
 - (5)物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
 - (6)住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の損害には含まれません。
 - (7)風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

臨時費用保障

風水害等共済金の**15%**

●臨時費用保障とは
「風水害などのとき」による罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

付随する保障など



失火見舞費用



漏水見舞費用



賃貸借契約による修理費用



住宅災害死亡



風呂の空だき



持ち出し家財

諸費用保障

共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払った場合、賃借人が居住する住宅に損害が生じ、修理のための費用を支払った場合にお支払いします。

保障名	保障額 (下記のいずれか少ない額)
失火見舞費用共済金	100万円または加入額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金 (鉄筋契約のみ対象)	50万円または加入額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金 (鉄筋契約のみ対象)	100万円または加入額の20%

特別保障

風呂の空だき見舞金

風呂釜および浴槽が以下の状態になった場合にお支払いします。

保障内容	保障額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

住宅災害死亡保障

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に生じた火災等、風水害等で損害を原因として組合員(本人)または生計を一にする親族が死亡した場合にお支払いします。

保障額
1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)

持ち出し家財保障

住宅内から一時的に持ち出された共済の目的である家財が日本国内の他の建物内で、火災等で損害を受けた場合にお支払いします。

保障額 (下記のいずれか少ない額)
100万円または家財の加入額の20%



地震などのとき



地震による火災



地震による損壊



噴火による火災



噴火による損壊



地震・噴火を原因とする津波による損害



地震等災害見舞金

地震等による損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合にお支払いします。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災 (全焼)	最高300万円
地震等による損壊 (全壊)	最高200万円

重要

- この見舞金は、火災保障・自然災害保障による保障とは別に、組合員の生活再建を目的として全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。
- 加入口数に応じて支払額が異なります。
- 貸家契約、空家契約は対象となりません。

賃貸住宅にお住まいの方に必要な保障

火災保障 借家人賠償責任特約

損害賠償保障

居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損した場合に、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合にお支払いします。

1口あたりの共済金	保障額
10万円	加入額を限度とした損害賠償金の額 (最高4,000万円)

参考 加入基準の目安

借用戸室の面積	保障額	借用戸室の面積	保障額
30㎡未満	500万円	50~69㎡未満	1,500万円
30~49㎡未満	1,000万円	70㎡以上	2,000万円

賠償費用保障

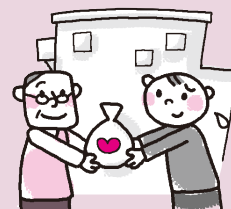
損害賠償保障とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し、保障額を限度にお支払いします。

具体的な費用

- ① 損害の防止または軽減のために要した費用のうち、全労済が必要または有益であったと認める費用など
 - ② 訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
 - ③ 示談交渉に要した費用
- ※②、③については、書面により全労済の同意が必要です。

重要

- 火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上加入の場合に付帯できます。
- 借家人賠償責任特約の加入は2口単位(偶数口数)で加入ください。
- 借用住宅が共済契約関係者の所有している物件の場合加入できません。
- 加入者と借用住宅の貸主との間で借用住宅の賃貸借契約または使用賃借契約がされている場合に加入できます。
- 保障額は500万~4,000万円の範囲で任意加入することができます。
- 借家人賠償責任特約のみの加入はできません。



自然災害から住まいを守るための住宅保障

自然災害保障

保障期間

2011年4月1日～2012年3月31日

引受団体 全労済…「自然災害共済」

2011年4月より
さらに保障が充実した

大型タイプが**新登場!**

おすすめPOINT

風水害等のとき

大型タイプ 最高4,200万円※の保障。

標準タイプ 最高3,000万円※の保障。

※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

地震等のとき

大型タイプ 最高1,800万円※の保障。

標準タイプ 最高1,200万円※の保障。

※住宅400口・家財200口に加入の場合の最高保障額です。

**盗難による
建物や家財の
被害も保障。**

ご注意!

自然災害保障は火災保障にプラスしてご加入いただく保障です。火災保障の加入口数と異なる口数や、自然災害保障単独でのご加入はできません。

自然災害保障にご加入いただく場合は、**大型タイプ** **標準タイプ**※のいずれかをお選びください。

※従来の「自然災害保障」は「標準タイプ」となります。

なお、ご契約にあたっては、建物1棟につき、1タイプとなりますので、複数の契約がある場合には、同一タイプに統一のうえ、ご加入ください。

風水害などのとき



突風
旋風



暴風雨



豪雨
長雨



降雪



台風



洪水



雪崩



降りよ



高波
高潮

風水害等保障 申込日の翌日から8日目以降の保障期間中に上記の事由により共済の目的に損害が生じた場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	NEW 大型タイプ		標準タイプ		
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額	
全壊・流失	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円	
半壊	住宅の損壊率	50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30%～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20%～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
一部壊 ※1	損害額	50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	居室の床面からの高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		50%未満	100cm以上	7,000円	420万円	5,000円
	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

重要

※1一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

(1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊(床上および床下への浸水による損壊を除く)による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財の収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合。

(2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合。

「火災保障 風水害などのとき 重要」(P.17)の(2)～(6)が適用となります。さらに、加えて次の事項が適用されます。

(1)風水害等保障における共済金は、火災保障および自然災害保障より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等保障の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。



地震などのとき



地震による火災



地震による損壊



噴火による火災



噴火による損壊



地震・噴火を原因とする津波による損害

地震等保障 地震などにより共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、住宅の損害額が100万円を超える場合に保障します。

被害の程度	損害の程度	NEW 大型タイプ		標準タイプ	
		1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
半焼・半壊	20%~70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

地震等特別保障 住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合、地震等特別保障として、下記の金額をお支払いします。ただし加入口数が20口以上の場合に限りです。

損害の程度	NEW 大型タイプ	標準タイプ
	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1回の事故につき 一世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 一世帯あたり3万円



- 72時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して1回の事故とみなします。
- 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が100万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に100万円を超える損害があった場合には一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は対象外となります。
- 損害額は全労済が定めた再取得価額にて算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

付随する保障など

盗難保障

盗難により保障期間中に共済の目的である住宅・家財に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下記の支払限度額の範囲で、お支払いします。



盗難

被害内容	保障額
共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	加入額を限度とした再取得価額
通貨(1万円以上)	20万円または家財の加入額のいずれか低い額
預貯金証書	200万円または家財の加入額のいずれか低い額
持ち出し家財	100万円または家財の加入額の20%のいずれか低い額



- 汚損、損傷による共済金の額は、「火災保障」より支払われる場合には、火災等保障と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災保障の共済金を優先してお支払いします。
- 通貨・預貯金証書については、共済の目的である家財を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- 通貨・預貯金証書の保障額は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- 通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- 預貯金証書の損害は、以下の事実があったときに限ります。
①盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。 ②預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

傷害費用保障

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害にお支払いします。



死亡および身体障害

保障額
1口あたりの共済金額は 最高10,000円で 1事故1名につき最高600万円



- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、保障期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し共済金が支払われる場合、組合員または組合員と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から180日以内に死亡または「身体障害等級別割合表」に規定する身体障害の状態になった場合にその障害の程度に応じてお支払いします。

NEW

「大型タイプ」に付随の保障内容

付属建物等特別保障



風水害等、地震等による
付属建物・付属工作物への損害
※大型タイプのみ

風水害等、地震等により付属建物または付属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1回の事故につき1世帯あたり3万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が20口以上の場合に限りです(大型タイプに加入の場合)。

被害の程度	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	1世帯あたり 3万円
地震等による損害額が20万円を超える場合	



- 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から7日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
- 損害には、防災または避難に必要な処置を含みます。
※付属建物とは、物置・車庫・納屋などを、付属工作物は門・塀・垣根などのことをいいます。詳しくは、重要事項説明書(P.68)をご確認ください。

下のチャートを使えば、
計算はカンタンです。

- 自家にお住まいの方は、住宅と家財の必要保障額から掛金を計算します。
- 寮・社宅・アパート等の借家にお住まいの方は、家財の必要保障額と借家人賠償責任特約の保障の目安から掛金を計算します。
- 貸家をお持ちの方も加入できます(住宅のみの加入となります)。

自家にお住まいの方

住宅・家財ともに加入いただけます。

住宅 と **家財**

※どちらか一方でも加入OK

1 + 2 → 4

とお進みください。

1 住宅に必要な保障額を計算します。

住宅の延床面積は? \times 1坪あたりの加入基準は? = 住宅の必要口数は?

延床面積(坪=㎡÷3.3) \times 表1 住宅構造は?(木造/鉄筋) = 加入基準口数(400口限度)

坪 \times □ = A □

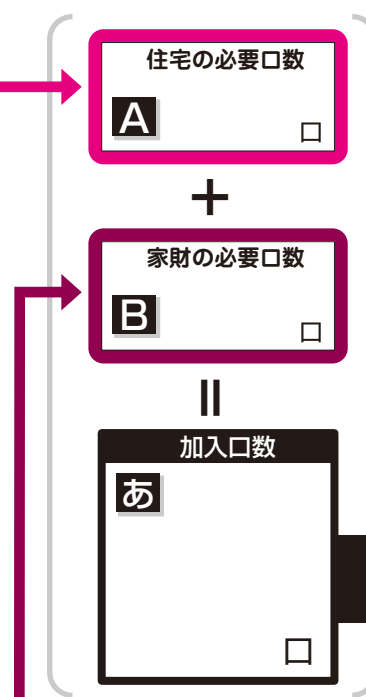
下記の表1を参照してご記入ください。 奇数は偶数へ切り上げてください。

A ×10万円 = 住宅の必要保障額 万円

表1 住宅の加入基準口数<評価額> 最高限度口数400口(4,000万円)

住宅構造	住宅の所在地	1坪(33㎡)あたりの加入基準口数
木造 モルタル等	東京・神奈川	8口 (80万円)
	京都・大阪	7.5口 (75万円)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	7口 (70万円)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	6.5口 (65万円)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	6口 (60万円)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	5.5口 (55万円)
鉄筋 コンクリート	東京・神奈川	9口 (90万円)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	8口 (80万円)
	その他の道県	7口 (70万円)

※坪数で端数が生じる場合は切り上げて計算してください。
※簡易建築の住宅は加入基準が異なりますので、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。



借家などにお住まいの方

家財に加入いただけます。

家財 と **借家人賠償責任特約**

2 → 3

↓

4

とお進みください。

2 家財に必要な保障額を計算します。

世帯人数・世帯主の年齢・住宅延床面積
を元に下記の表2を参照して算出ください。

家財の必要口数は?
加入基準口数(200口限度) = **B** □

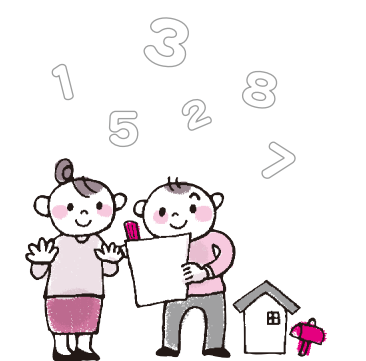
奇数は偶数へ切り上げてください。

B ×10万円 = 家財の必要保障額 万円

表2 家財の加入基準口数<評価額> 最高限度口数200口(2,000万円)

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪(33㎡)以上	~29歳	30口(300万円)	70口(700万円)	80口(800万円)	90口(900万円)	100口(1,000万円)
	30歳代	50口(500万円)	130口(1,300万円)	140口(1,400万円)	150口(1,500万円)	160口(1,600万円)
	40歳代	60口(600万円)	170口(1,700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)
	50歳~	70口(700万円)	180口(1,800万円)	190口(1,900万円)	200口(2,000万円)	200口(2,000万円)
10坪(33㎡)未満		上記の口数または70口(700万円)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。
※同一世帯の家財が2つの住宅に分かれて収容されている場合は、双方を合算して表の加入基準となるように振り分けて加入ください。



注意 住宅の構造

■鉄筋コンクリート住宅とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。
①住宅の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリート造または鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの
②外壁のすべてが次のいずれかに該当する住宅 ア.コンクリート造※1 イ.コンクリートブロック造 ウ.レンガ造 エ.石造 オ.土蔵造
※1 ALC板50mm以上の厚さによるALC造りはコンクリート造とみなします。

■木造・モルタル等住宅とは、上記の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。
※木造・鉄筋、プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

居住区分と各保障の加入条件

○:加入する - :加入しない ×:加入できません

居住区分	火災保障			自然災害保障	
	住宅	家財	借家人賠償責任特約	加入タイプ	住宅 家財
持ち家 (戸建て・マンションなど)	○	○	×	A	○ ○
	○	-	×	B	○ -
	-	○	×	C	× ○
貸している家	○	×	×	B	○ ×
借りている家(賃貸・社宅など)	×	○	○	C	× ○

自然災害保障・借家人賠償責任特約の加入について

- 【自然災害保障】
- 1.自然災害保障に加入できる契約は、1物件につき1契約です。
 - 2.火災保障に追加して自然災害保障に加入する場合は、自然災害保障への加入口数は火災保障と同口数(住宅・家財ともに)となります。
 - 3.自然災害保障のみの加入はできません。
- 【借家人賠償責任特約】
- 1.借家人賠償責任特約は、火災保障の家財契約に付帯することができる特約となります。
 - 2.借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円(20口)以上ご加入いただく必要があります。

賃貸住宅にお住まいの方の特約

※自家にお住まいの方はご加入いただけません。

3 借家人賠償責任特約の保障額を算出しましょう。

あなたの希望する保障額

を元に右記の **表3** を参照して算出ください。

=

い □

表3 借家人賠償責任特約〈保障額算出の目安〉

借戸室の面積	口数	借戸室の面積	口数
30㎡未満	50口(500万円)	50~69㎡	150口(1,500万円)
30~49㎡	100口(1,000万円)	70㎡以上	200口(2,000万円)

※上表以外にも住宅面積を問わず50口(500万円)~400口(4,000万円)の範囲で加入できます。
 ※借家人賠償責任特約の付帯は、火災保障の家財契約に200万円(20口)以上ご加入いただく必要があります。

4 掛金を算出してみよう!

あ ×

火災保障	
1口あたりの月掛金	
木造・モルタル等	6.0円
鉄筋コンクリート	3.5円

**掛金を
足してください。**

火災保障の月掛金

=

□ 円

自然災害保障

1口あたりの月掛金		
標準タイプの場合	木造・モルタル等	8.0円
	鉄筋コンクリート	4.5円
大型タイプの場合	木造・モルタル等	11.0円
	鉄筋コンクリート	6.5円

=

自然災害保障の月掛金 □ 円

借家人賠償責任特約

1口あたりの月掛金	
木造・モルタル等	4.0円
鉄筋コンクリート	2.0円

=

借家人賠償責任特約の月掛金 □ 円

い ×

他の火災保険などに加入の場合

火災保障と火災保険の重複加入がされている場合に、共済金額(保険金額)の合計が、火災保険で評価された保険価額を超えて契約されている場合には、火災保険が減額されて支払われる場合があります。

※CO-OP火災共済に加入の方は、重複して加入することはできません。

必要保障額	万円
他保険(共済)契約金額	万円
加入できる額	万円
.....	
加入できる額	万円
÷ 10万円 =	
加入できる口数	口

あなたの月掛金の合計は...

□ 円

となります。

加入できる住宅または家財

※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

【住 宅】次のいずれかに該当する住宅が加入いただけます

- 共済契約関係者が所有し、居住している住宅。
- 共済契約関係者が所有し、他人に貸している住宅。

※日本国内にある住宅に限ります。

※共有持分になっている場合は、持分に応じて分割し、できるだけ所有者が契約者となってください。

*1~3のいずれにも該当しない店舗等併用住宅の場合は、事務所・店舗等の部分を含め、建物全体を対象に加入できます。

【家 財】次に該当する家財が加入いただけます

- 共済契約関係者が居住する日本国内の住宅に収容される共済契約関係者が所有する家財。
- 共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分内の家財(左記「店舗等併用住宅の扱いについて」1~3に該当する店舗等併用住宅の場合)。

〈店舗等併用住宅の扱いについて〉

次のいずれかに該当する店舗等併用住宅の場合は、共済契約関係者が所有し、居住している専用住宅部分のみ加入できます。

- 1.事務所・店舗等の部分の面積が居住部分の面積を超える住宅
- 2.事務所・店舗等の部分を合算して延面積が20坪以上の住宅
- 3.次の用途を兼ねる住宅

- 常時10人以上が業務に従事する事務所
- 火薬類専門販売業、再生资源集荷業
- 作業員宿舎、簡易宿泊所
- 貸座敷、待合、割烹、料亭
- キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの
- 映画館、劇場、遊技娯楽場
- 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫

契約の対象とならないもの

- ①現金、預貯金証書、有価証券、貴金属、美術品、自動車、家畜など
- ②店舗専用の建物、営業用の商品、器具備品、設備など
- ③空家・別荘等、人が居住していない建物および、その建物内の家財

加入申込書記入例および記入上のご注意について

記入例をご確認いただき、記入漏れのないようお願いします。

組合員情報欄

■申込区分

「ゆうゆう」お申し込みの際は以下の

- ①「新規加入」
- ②「追加加入・変更一部解約」
- ③「すべて解約」

のいずれかに必ずご記入ください。

【注】③「すべて解約」に記入いただいた場合は、現在ご契約の加入内容をすべて「解約」として受付させていただきますので、ご注意ください。

■申込書記入日(告知日)

申込書記入日は各保障に加入の際の引受判断基準日となる重要な日付となります。お申込みの際は必ず申込日(告知日)をご記入ください。

■機械印字の訂正

機械印字された箇所を変更する際に訂正印の押印が不要となります。

■所属情報の変更

印字された所属情報の変更を行なう場合は、**右欄**に変更後の内容をご記入ください。

■現住所

現住所に変更がある場合は、**右欄**に変更後の郵便番号、印字された住所の下端に新住所を**カタカナ**でご記入ください。(変更がない場合は、ご記入は不要です。)また、**住所変更の理由**についてもご記入ください。海外赴任で**国内に現住所がない場合は「海外赴任」欄**にご記入ください。

■署名

加入、変更、解約など加入内容に変更がある場合は、自書にて署名(**カタカナ**)を必ずご記入ください。

■申込印(告知印)

加入・変更・解約など加入内容に変更がある場合は**申込印(告知印)**を必ず押印ください。

■職業告知および他の保険契約

加入申込書裏面に記載の職業(職種)告知・他保険欄をお読みいただき、該当の職業(職種)および他保険加入の有無をご記入ください。

家族(配偶者)加入欄

組合員欄同様に家族申込欄についても署名・職業告知・他の保険契約など必要項目をご記入ください。

【注】家族契約の新規・変更・解約については、加入者同意が必要となります。加入者ごとの申込印(告知印)の押印が必要となります。

各保障の年齢満了および終身生命保障払込満了時の印字内容について

継続期間が定められた保障において、年齢満了にともない今年度(2011年3月31日)をもって契約が終了となる方は、**加入・継続加入申込書に既加入内容が印字されません。**また、終身生命保障の掛金払込満了の方は申込欄に「**掛金払済**」と印字され月掛金は「0円」となります。

「ゆうゆう」加入・継続加入 申込書兼告知書

申込区分 ① 新規加入 ② 追加加入・変更一部解約 ③ すべて解約		申込書記入日(告知日) 2011年11月03日 予定発効日(効力発生日) 2011年4月1日		機械印字の訂正 有 あらかじめ機械で印字された項目を訂正する場合は訂正印を省略します。		所属労働組合 事業所 A001 所属 B01 職場 C1 社員番号 6031		ゆうゆう労働組合 A010 B010 Z1			
現住所 〒4710822 4710833 トヨタシ マルヤマチヨウ 10-5-1 トヨタシ ヤマノテ 8-131 カ ナ		住所変更理由 ① 転居による住所変更 ② 区画整理など転居を伴わない ③ 海外赴任		職場の外線 ① 赴任中 ② 職場の連絡先		内線		生命・後遺障害保障 4,000万円 Aタイプ 保障額 6,000 5,500 5,000 4,500 4,000 3,500 3,000 2,500 2,000 1,500 1,000 500			
組合員欄 氏名 ユウユウ タロウ カ ユウユウカタロウ 生年月日 1975/08/20 年齢 35歳 職業告知欄 カタカナ 他事故死亡保険契約の有無 ①有 ②無		配偶者欄 氏名 ユウユウ ハナコ カ ユウユウカナコ 生年月日 1976/10/27 年齢 34歳 職業告知欄 カタカナ 他事故死亡保険契約の有無 ①有 ②無		家族①欄 氏名 ユウユウ コノハ カ ユウユウカノハ 生年月日 2006/03/04 年齢 5歳 職業告知欄 カタカナ 他事故死亡保険契約の有無 ①有 ②無		家族②欄 氏名 ユウユウ ハツエ カ ユウユウカツエ 生年月日 1942/05/20 年齢 70歳 職業告知欄 カタカナ 他事故死亡保険契約の有無 ①有 ②無		家族③欄 氏名 カ ユウユウカウジ 生年月日 08/01/27 年齢 30歳 職業告知欄 カタカナ 他事故死亡保険契約の有無 ①有 ②無		契約内容 保障額 3,000 2,500 2,000 1,500 1,000 500 加入タイプ A 特約無 B 特約有	
住宅家財の保障 目的物件所在地 建物構造 1 木造 居住区分 1 持ち家 所有権 本人 住宅延面積 20㎡ 単位 1 坪 同居家族数 4 五人以上 世帯主年齢 35歳 他の火災保険契約の有無 2 無		目的物件所在地 物件住所は、現住所と同じ 4710833		住宅家財の保障 目的物件所在地 物件住所は、現住所と同じ 4710833		住宅家財の保障 目的物件所在地 物件住所は、現住所と同じ 4710833		住宅家財の保障 目的物件所在地 物件住所は、現住所と同じ 4710833		住宅家財の保障 目的物件所在地 物件住所は、現住所と同じ 4710833	

物件情報欄

■目的物件所在地

目的物件所在地に変更がある場合は、印字内容を「**二重線**」で訂正し、変更後の郵便番号・物件住所をご記入ください。なお、物件住所が現住所と同じ場合は、「**物件住所は、現住所と同じ**」欄にご記入いただくことで、物件住所の記入を省略することができます。

■物件内容

物件内容(建物構造・延床面積・同居家族数)に変更がある場合は、印字内容を「**二重線**」で訂正し、変更後の内容をご記入ください。**物件内容の変更によって住宅・家財の加入限度額が変更となる場合がありますので、加入口数についてもご確認ください。**

火災保障

■火災保障・自然

加入基準欄……

加入口数欄……

加入タイプ欄……

実施する共済契約、共済火災を幹事とする損害保険会社および日本生命と
また記入内容に明らかな誤りがあるときは、私の意向を模倣しない範囲で
別添、生命保険会社、および所属労働組合へ提供することを加入者とともに
す。さらに組合員の死亡を支払金とする共済金受取人を各引当団体の規
定のものとするとともに、加入者とともに同意します。

注意書き

- ① 各質問表回答欄に記載した内容は事実と相違ありません。また、加入内容を訂正するときは、「重要事項説明書」に記載されている内容に同意します。
- ② 居住区分⑥の住戸において家財保険に20口以上加入したい場合は、申込口数50口以上400口以下で記入してください。
- ③ 生命保険の本人の死亡保険金の受取人は、労働基準法施行規則第42条～45条に定める順位となります。なお、上記以外の死亡保険金受取人を希望される場合は、別途「死亡保険金受取人指定書」を提出ください。
- ④ 記入にあたっては必ず裏面「他の保険契約記載方法」をご確認ください。

終身医療保障に申し込まれる方

終身医療保障の契約にあたり「重要事項説明書」中の解約返戻金についての説明（解約返戻金を「戻り」で表示）を御覧いただき、承諾し、承認し、2頁目にも捺印ください。



7A2601

組合員のみが加入できる制度の掛金合計	1,200
①	2,384

質問表回答欄

以下の保障に新規加入・増額加入を申し込む場合は、保障ごとに定められた質問表（加入申込書裏面記載）への回答（ 部分）が必要となります。

- 生命・後遺障害保障
- 入院・手術保障
- 休業保障
- 長期収入保障
- 交通災害保障
- 終身医療保障
- 終身生命保障

回答をいただけない場合や回答内容によっては、加入をお引受できない場合がございます。

保障単位の新規・変更・解約

保障ごとに新規・変更・解約をされる場合は、以下のとおりご記入ください。

新規・・・申込の保障額（加入タイプ）および月掛金をご記入ください。

変更・・・変更をされる保障額（加入タイプなど）および月掛金「二重線」で訂正し、変更後の保障額（加入タイプなど）および月掛金を申込欄にご記入ください。

解約・・・申込欄の「解約」をご記入いただき、月掛金を「二重線」で訂正し、「0円」とご記入ください。

終身生命保障・終身医療保障の変更・解約について

終身生命保障・終身医療保障を変更（増額・減額）および解約をされる場合は、申込書提出後にあらためて**変更内容の確認**をさせていただきます。

追加加入

新たに加えられる場合は、「家族欄（配偶者欄）」に必要事項をご記入ください。**家族加入が4名以上となる場合は、火災保障を2物件以上加入される場合は、別途加入申込書（白紙）**にご記入いただき、すべての申込書をご提出ください。

加入者単位の解約

加入者単位で解約をされる場合は、「加入者単位の解約」欄にご記入ください。加入者単位で解約される場合は、合計掛金を「二重線」で訂正し、「0円」とご記入ください。

訂正印

自書にてご記入された内容を訂正する場合は、訂正印の押印が必要となります。訂正箇所を「二重線」で訂正し、申込印と同じ印鑑で押印をお願いします。

別添	保障額	加入基準	加入タイプ	月掛金	備考
終身生命保障	300万円	210	A	500	①いすれにも該当しない ②該当する
入院・手術保障	10,000円	200	A	300	①いすれにも該当しない ②該当する
終身医療保障	3,000円	210	A	500	①いすれにも該当しない ②該当する
交通災害保障	500万円	200	A	300	①いすれにも該当しない ②該当する
合計				1,950	

別添	加入基準	加入口数	口数合計	加入タイプ	単価	掛金
火災保障	210	200	210	①+②	6.0円	1,260
家財保障	160	100	160	①+②	3.5円	560
住宅					11.0円	2,220
住宅・家財					6.5円	1,040
住宅					8.0円	1,280
住宅・家財					4.5円	720
住宅					4.0円	800
住宅・家財					2.0円	320
合計						6,290

別添	加入基準	加入口数	口数合計	加入タイプ	単価	掛金
店舗等併用住宅の店舗等が裏面の質問表GのA～Eのいずれかに該当しますか。						
① いはい						
② はい						
合計						35,158

自然災害保障・借家人賠償責任特約申込欄

災害保障・借家人賠償特約の申し込み

- 登録の物件内容を元に住宅・家財の加入基準（加入上限額）を印字。
- 火災保障の既加入口数・自然災害保障の付帯内容・借家人賠償責任特約の加入口数を印字。
- 口数・付帯内容を変更する場合は、右欄に変更後の口数・付帯内容をご記入ください。
- 自然災害保障の加入タイプをご記入ください。（今年度から「大型タイプ」が新設されています。）

掛金合計欄

2011年4月1日発効時点の月掛金合計が印字されています。
（*印字の合計掛金には旧医療共済の掛金は含まれていません。）
加入内容の変更にもない、掛金合計が変更となる場合は、掛金合計欄に変更後の月掛金をご記入ください。
ご加入内容・月掛金を確認いただくために加入申込書のご提出の際は、「組合員控え」を必ず保管ください。

加入申込書に★が付された項目は「告知事項」です。この項目の記載内容に誤りがある場合は、共済金のお支払いができないことや契約を解除させていただくことがありますので、正しくご記入ください。
☆が付された項目は「通知事項」ですので内容に変更がある場合はご通知いただく必要があります。

ゆうゆう退職者会とは

「ゆうゆう」では、退職後も安心して保障を継続できる「ゆうゆう退職者会」があります。退職時に移行手続きを行なうことで、在職中に加入した保障を継続いただくことができます。なお、退職者会では継続できる保障、保障額の範囲、月掛金などが変更となります。

「ゆうゆう」なら
退職後も
あんしん!



step 1 1 ゆうゆう退職者会に移行できる方

▼以下の条件を満たす方は「ゆうゆう」退職者会に移行できます。

定年退職のとき

定年退職により退職した場合



早期退職のとき

早期退職制度を活用し退職した場合



休職満了のとき

病気やけがによる休職満了にともなう会社退職の場合



満65歳[※]のとき

在職中の方で、満65歳の方

※2011年4月1日時点で満65歳となる方は在職中であっても退職者会契約に移行いただけます。



- 「早期退職」、「休職満了」により退職者会に移行される場合は、事前に所属の労働組合までご連絡をお願いします。
- 「自己都合退職」の場合は、ゆうゆう退職者会に移行することができません。

step 2 2 退職者会における各保障の取扱いについて

保障名	移行の可否	加入できる方	保障内容、移行条件など
生命・後遺障害保障	○ 移行できます	組合員(本人) 配偶者	<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●退職者会移行後は退職者会専用掛金が適用となります。 ●子ども契約は退職者会へ移行することができません。
終身生命保障		組合員 配偶者 その他家族	<ul style="list-style-type: none"> ●災害特約は満80歳までの保障となります。 ●払込満了後は月掛金の支払いはありません。
入院・手術保障			<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会移行時点の満年齢によって加入できる保障額の範囲が異なります。 ●満60歳を超えると掛金体系が変更となります。
終身医療保障			●月掛金は終身払いとなります。
交通災害保障			●退職者会移行後も引き続き加入できます。
火災保障 自然災害保障		組合員	
休業保障	× 移行できません	組合員	<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会へ移行できません。 ●満65歳で退職者会へ移行する場合は、移行時に解約となります。
長期収入保障			
賠償保障			



●退職者会移行後に、ご契約者が亡くなられた場合は、「ゆうゆう」の加入資格を喪失することから、配偶者およびその他家族の契約は解約となります。

step 3 退職者会における「生命後遺障害保障」、「入院・手術保障」の取扱いについて

生命・後遺障害保障

▼加入できる方、保障額の範囲は以下のとおりとなります。

加入できる方	契約発効日の満年齢	加入できる保障額	注意事項
組合員(本人)	満69歳以下	500万円～1,000万円	<ul style="list-style-type: none"> ●退職者会移行後の保障額は1,000万円が上限となります。 ●退職者会移行時に新規加入・増額加入をすることはできません。(減額・解約のみ可能です。) ●満79歳まで継続加入することができます。
	満70歳～満79歳	500万円	
配偶者	満59歳以下	500万円～1,000万円	
	満60歳～満79歳	500万円	

▼月掛金は以下のとおりとなります。

加入できる方	契約発効日の満年齢		500万円	1,000万円	契約発効日の満年齢		500万円	1,000万円
	加入時年齢	タイプ			加入時年齢	タイプ		
組合員(本人) 配偶者	満50歳～満54歳	A	2,540円	4,970円	満65歳～満69歳	A	8,540円	※16,470円
		B	2,690円	5,260円		B	8,690円	※16,760円
	満55歳～満59歳	A	3,940円	7,770円	満70歳～満74歳	A	12,040円	加入 できません
		B	4,090円	8,060円		B	12,190円	
	満60歳～満64歳	A	5,340円	※10,570円	満75歳～満79歳	A	18,040円	
		B	5,490円	※10,860円		B	18,190円	

※ 満60歳～満69歳の保障額1,000万円の月掛金は組合員(本人)のみの適用となります。

入院・手術保障

▼退職者会では加入できる保障額の範囲や月掛金が異なります。

加入できる方	契約発効日の満年齢	加入できる保障額	注意事項
組合員(本人) 配偶者	満15歳～満79歳	日額3,000円～日額10,000円	●満64歳までの方は、加入できる保障額の範囲で新規・増額加入することができます。
その他家族	満0歳～満79歳	日額3,000円～日額5,000円	

▼月掛金は以下のとおりとなります。

加入時年齢	加入できる方 (保障額の範囲)	基本契約額 (入院保障)	Aタイプ (基本のみ)	Bタイプ (基本+医上)	Cタイプ (基本+三大)	Dタイプ (基本+医上+三大)
満0歳～満59歳 (新規・継続の場合)	組合員 配偶者	日額10,000円	1,800円	2,200円	3,000円	3,400円
		日額8,000円	1,440円	1,760円	2,400円	2,720円
	その他家族	日額5,000円	900円	1,100円	1,500円	1,700円
		日額3,000円	540円	660円	900円	1,020円
満60歳～満64歳 (新規・継続の場合) 満65歳～満79歳 (継続のみ)	組合員 配偶者	日額10,000円	4,300円	6,000円	12,300円	14,000円
		日額8,000円	3,440円	4,800円	9,840円	11,200円
	その他家族	日額5,000円	2,150円	3,000円	6,150円	7,000円
		日額3,000円	1,290円	1,800円	3,690円	4,200円

step 4 退職者会移行手続きについて

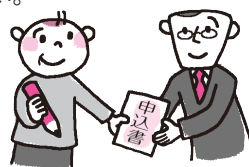
▼退職者会への移行は、所属の労働組合から配布される「ゆうゆう退職者会移行申込書」にてお手続きをいただきます。

所属の労働組合より「ゆうゆう退職者会移行申込書」が送付されます。



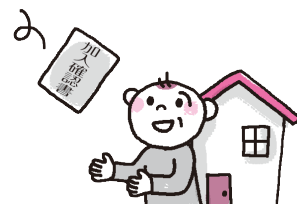
退職者会への移行はご本人様によるお手続きが必要となります。

移行申込書に必要事項をご記入いただき、所属の労働組合までご提出ください。



申込書提出期限までに忘れずにご提出ください。提出が遅れますと移行ができない場合がございます。

移行(効力発生日)後にご自宅に「加入確認書」を送付させていただきます。



退職者会移行後は「全トヨタ労連ゆうゆうセンター」が窓口となります。

ご契約にあたって(注意事項)

加入要領について

■契約(加入)者および加入できる方について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者となります。加入できる(保障の対象となる)方は、保障制度ごとに異なりますので、総合パンフレットおよび重要事項説明書の該当頁をご確認ください。

■効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」効力発生日(保障開始日)は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受部分は翌4月1日午後4時までの1年間)です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。また、一定の条件を満たせば契約期間中途での加入も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日(損害保険引受部分は翌年4月1日午後4時まで)となります。

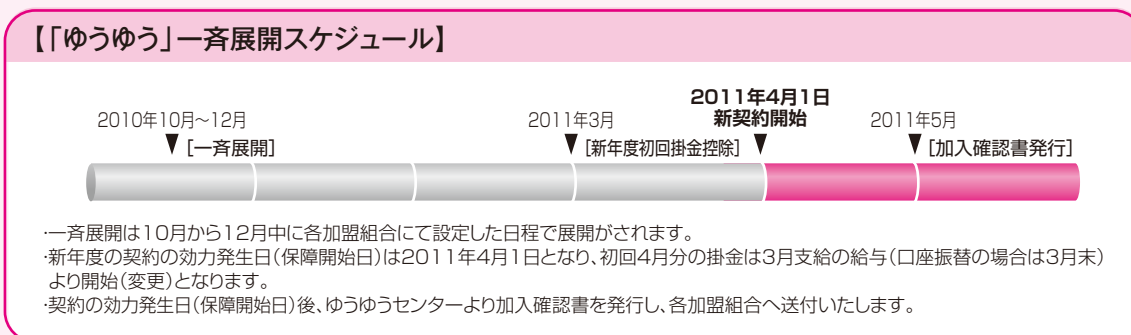
■掛金の払込方法について

掛金は月払いです。各加盟組合で定められている方法に従い、掛金の払い込みをしてください。

「ゆうゆう」次年度契約発効の流れ

「ゆうゆう」では、全トヨタ労連加盟組合の組合員に向けて一斉展開をしております。そのため、一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの間に一定期間を必要としております。

「ゆうゆう」における一斉展開から契約の効力発生日(保障開始日)までの流れは以下のとおりとなります。(詳細なスケジュールについては、所属の労働組合にてご確認ください。)



一斉展開時以外の各保障の取扱いについて

一斉展開時以外の期の途中における各保障の取扱いについては以下のとおりとなります。

加入・変更・解約等のお手続きには、所定の書類をご提出いただく必要がありますので、所属の労働組合までご連絡をいただき、お手続きをお願いします。

保障名(特約)	中途加入	中途増額	中途減額	中途解約
生命・後遺障害保障※1	△1・△2	△1・△2	×(原則)	×(原則)
事故死亡上乗せ特約※2	△1・△2	△1・△2	×	×
入院・手術保障	△1・△2	△1・△2	×	○
医療上乗せ特約※3	△1・△2	△1・△2	×	○
三大疾病特約※4	△1・△2	△1・△2	×	○
休業保障	×	×	×	○
長期収入保障	×	×	×	○
賠償保障	×	—	—	○
交通災害保障	△1・△2	×	×	○
終身生命保障	△1・△2	△1・△2	×	○
終身医療保障	△1・△2	△1・△2	×	○
火災保障	○	○	○	○
自然災害保障※5	○	○	○	○
借家人賠償責任特約※6	○	○	○	○

△1:結婚した組合員、子どもが誕生した組合員および結婚した組合員の配偶者、誕生した組合員の子ども

△2:他の保障を見直して加入・増額をする場合

※1:生命・後遺障害保障への加入は組合員の加入が必要となります。(配偶者・子どものみの加入はできません。)

※2:事故死亡上乗せ特約は、特約のみの加入、増額はできません。

※3:医療上乗せ特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。

※4:三大疾病特約は、特約のみの加入、増額、解約はできません。

※5:自然災害保障は、火災保障と同時にあれば中途加入・中途増減・中途解約ができます。(自然災害保障のみの中途加入・中途増減・中途解約はできません。)

※6:借家人賠償責任特約の加入は、火災保障の家財契約(20口以上)の加入が必要となります。

●中途加入・中途増額をされる保障によっては、申込時点の健康状態などによって保障額の制限または加入をお断りさせていただく場合があります。

●新規加入、追加、変更などのお手続きおよび効力発生日については、所属の労働組合にてご確認ください。

●期の途中の加入・変更(増・減額)は毎月1日が効力発生日(保障開始日)となり、解約については当月末解約となります。

●火災保障の中途加入・中途増額は毎月1日の効力開始となる取扱いのほかに加算日以降の日付で効力開始とする取扱いもできます。

統一名称の使用について

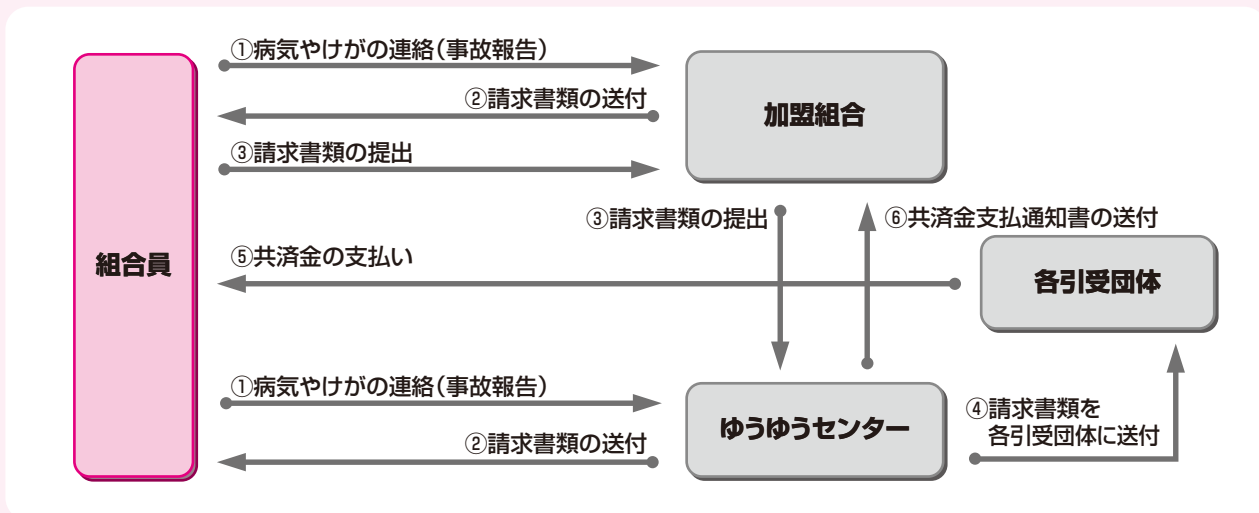
各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、組合員の方がわかりやすい様に保障名を統一して記載しています。

引受団体	制度(商品)名	パンフレット記載名称	保障名称等	パンフレット記載名称	
日本生命	団体定期保険	生命・後遺障害保障	死亡保険金	死亡保障	
全労済	団体定期生命共済		高度障害保険金		重度障害保障
全トヨタ労連	自家生命共済		死亡共済金		
共栄火災など	標準傷害保険		重度障害共済金	傷害後遺障害保障	
全トヨタ労連	自家生命共済		傷害後遺障害保険金		
全トヨタ労連	自家生命共済		疾病後遺障害共済金	疾病後遺障害保障	
共栄火災など	標準傷害保険	事故死亡上乗せ特約	事故死亡共済金	事故死亡保障	
			傷害死亡保険金		
共栄火災	医療保険(1年契約用)	入院・手術保障	疾病入院保険金	入院保障 手術保障	
			疾病手術保険金		
			傷害入院保険金		
			傷害手術保険金		
全トヨタ労連	自家医療共済	医療上乗せ特約	入院前通院共済金	入院前通院保障	
			退院後通院共済金	退院後通院保障	
			長期入院共済金	長期入院保障	
		三大疾病特約	先進医療費用共済金	先進医療費用保障	
			診断共済金	診断保障	
			三大疾病入院共済金	三大疾病入院保障	
			三大疾病手術共済金	三大疾病手術保障	
共栄火災など	普通傷害保険 (死亡のみ・所得補償・精神障害補償)	休業保障	死亡保険金	事故死亡保障	
			所得補償保険金	休業保障	
	団体長期障害所得補償保険 (精神障害補償)	長期収入保障	団体長期障害所得補償保険	長期収入保障	
	交通事故傷害保険 (死亡のみ・賠償責任補償)	賠償保障	交通事故傷害保険	交通事故傷害保障	
			賠償責任補償特約	賠償責任保障	
全労済	交通災害共済	交通災害保障	死亡共済金	死亡保障	
			障害共済金	障害保障	
			入院共済金	入院保障	
			通院共済金	通院保障	
	終身生命共済	終身生命保障	死亡共済金	死亡保障	
			重度障害共済金	重度障害保障	
			災害死亡共済金	災害死亡特約	
	終身生命共済 (終身医療プラン・ベーシックタイプ)	終身医療保障	病氣入院共済金	入院保障 手術保障	
			手術共済金		
			災害入院共済金		
			災害手術共済金		
	風水害等給付金付火災共済	火災保障	火災等共済金	火災等保障	
風水害等共済金			風水害等保障		
臨時費用共済金			臨時費用保障		
諸費用共済金			失火見舞費用共済金	諸費用保障	失火見舞費用保障
			漏水見舞費用共済金		漏水見舞費用保障
			修理費用共済金		修理費用保障
持ち出し家財共済金			持ち出し家財保障		
特別共済金			住宅災害死亡共済金	特別保障	住宅災害死亡保障
			風呂の空だき見舞金		風呂の空だき見舞金
自然災害共済			自然災害保障	風水害等共済金	風水害等保障
	地震等共済金	地震等保障			
	地震等特別共済金	地震等特別保障			
	盗難共済金	盗難保障			
	傷害費用共済金	傷害費用保障			
	付属建物等特別共済金	付属建物等特別保障			
	損害賠償共済金	損害賠償保障			
賠償費用共済金	賠償費用保障				
借家人賠償責任特約	借家人賠償責任特約	損害賠償共済金	損害賠償保障		
		賠償費用共済金	賠償費用保障		
日本生命 共栄火災など	その他	保険金	共済金		
		保険料	掛金		
		保険金額・共済金額	保障額・加入額		
共通		契約者 主たる被保険者	組合員(本人)		
		被共済者 被保険者	加入者		

共済金の請求について

共済金請求の流れ

病気やけがにより共済金を請求する場合は、まず事故の報告を所属の労働組合またはゆうゆうセンターまでご連絡ください。受付後、請求書類一式を組合員へ送付します。



お手続きの詳細

事故報告の内容および共済金請求の詳細は以下のとおりとなります。

① 病気やけがの連絡

請求事由が発生した場合は、所属の労働組合またはゆうゆうセンターまで事故報告を行います。

全トヨタ労連 ゆうゆうセンター
共済金専用ダイヤル

TEL (0565)-25-1903 〔受付時間〕
月～金 9:00～17:00

【ご報告いただく主な内容】

- ・氏名、生年月日、住所
- ・事故(支払事由の発生日時)、場所
- ・傷病や事故の内容(具体的に)
- ・警察、消防署への届出の有無(けが、事故の場合)
- ・今後の治療予定(入院、通院、手術、自宅療養等詳しく)
- ・賠償保障を請求する場合は、相手方の連絡先等
- ・共済金請求関係書類の有無(必要な書類が手元にあるかの確認)

●火災保障(自然災害保障、借家人賠償責任特約)の事故発生報告は、所属の労働組合を通じて全労済各都道府県本部へご連絡ください。

② 請求書類の送付

事故報告の受付後、所属の労働組合またはゆうゆうセンターより請求書類一式を組合員へ送付します。

③ 請求書類の提出

所定の「共済金請求書」に必要な事項を記入し、その他必要書類とともに所属の労働組合に必ず提出してください。労働組合にて提出書類の確認および労働組合印を押印し、ゆうゆうセンターへ送付します。

④ 請求書類を各引受団体に送付

ゆうゆうセンターにて請求する保障内容に応じて、各引受団体へ請求書類を送付します。

⑤ 共済金の支払い

共済金は各引受団体(全労済、全トヨタ労連、損害保険会社、生命保険会社)から請求書類に記載された指定口座へ直接お支払いします。

⑥ 共済金支払通知書の送付

ゆうゆうセンターより「共済金支払通知書」を所属の労働組合および組合員へ送付します。

全トヨタ労連 総合保障共済

ゆうゆう

一斉展開期間 / 2010年10～12月

効力発生(保障開始)日 / 2011年4月1日

申込書提出先 / 所属の労働組合

重要事項説明書

契約概要・注意喚起情報のご説明

この「重要事項説明書」は、ご契約に関する大切な事柄を記載したものです。ご契約の際は、総合パンフレットの該当箇所、加入・継続加入申込書とともに内容を充分ご確認ください。また、重要事項説明書は効力発生(保障開始)日後も大切に保管してください。なお、ご不明の点がございましたら、全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」までお問い合わせください。



全トヨタ労働組合連合会

全国労働者共済生活協同組合連合会 共栄火災海上保険株式会社 日本生命保険相互会社

目次

P.31 「ゆうゆう」全保障(全引受団体) 共通事項	P.55 休業保障 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」
P.32 全労済 引受契約 共通事項	P.56 長期収入保障 損害保険会社
P.33 損害保険会社 引受契約 共通事項	「団体長期障害所得補償保険」
P.36 生命・後遺障害保障 全体概要	P.58 賠償保障 損害保険会社
P.36 生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」	「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」
P.38 生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」	P.59 交通災害保障 全労済「交通災害共済」
P.43 生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」	P.61 火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項
P.44 生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」	P.62 火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」
P.46 終身生命保障 全労済「終身生命共済」	P.65 借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」
P.49 入院・手術保障 全体概要	P.67 自然災害保障 全労済「自然災害共済」
P.49 入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	P.70 資料(各保障に関する関連情報)
P.50 入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」	
P.52 終身医療保障 全労済「終身生命共済」	

全保障
共通事項生命・
後遺障害保障終身生命
保障入院・
手術保障終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

「ゆうゆう」全保障(全引受団体)共通事項

全トヨタ労働組合連合会(以下、全トヨタ労連)は総合保障共済「ゆうゆう」(以下、「ゆうゆう」)を、全トヨタ労連規約第6条および同総合保障共済規程にもとづき実施します。具体的には、全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済)、共栄火災海上保険株式会社(以下、共栄火災)を幹事会社とする損害保険会社(以下、損害保険会社。非幹事会社は、東京海上日動火災、三井住友海上火災、あいおい損保です)、日本生命保険相互会社(以下、生命保険)、全トヨタ労連が実施する各共済、保険を組み合せ実施します。各商品(制度)により、保障名および共済(保険)用語の正式名称は異なりますが、理解しやすいように一部用語を統一して記載しています。詳細はP.28を参照してください。

▶ 1 「ゆうゆう」実施規程

全トヨタ労連は、総合保障共済実施規則(以下、実施規則)にもとづき、「ゆうゆう」を実施します。各規程および改廃機関は以下のとおりです。

規程名称	規程内容	規程の改廃機関
全トヨタ労連 規約	全トヨタ労連における共済実施	大会
全トヨタ労連 総合保障共済規程	「ゆうゆう」全体の運営	中央委員会
全トヨタ労連 総合保障共済実施規則	全トヨタ労連「自家共済」の運営	中央執行委員会
同 共通規程		
同 自家生命共済規程		
同 自家医療共済規程		
同 診断書料補助規程	全労済、損害保険会社、生命保険会社が引き受ける保障メニューは、各引受団体・会社が定める「事業規約・細則」「約款」「特約条項」などにもとづきます。	各団体が定める機関によります

▶ 2 引受団体と根拠規程

「ゆうゆう」の各保障を引受ける団体・会社(以下、引受団体)と根拠規程、および各引受団体の引受割合は以下のとおりです。

保障メニュー	制度(保障内容)	引受団体と根拠規程(規約・定款など)	引受割合(%)		
生命・後遺障害保障	基本契約	死亡・重度(高度)障害	全労済「団体定期生命共済」 生命保険「団体定期保険」 全トヨタ労連「自家生命共済」	50% 10% 40%	
		傷害後遺障害	損害保険会社「標準傷害保険」	100%	
		疾病後遺障害	全トヨタ労連「自家生命共済」		
	事故死亡上乗せ特約		損害保険会社「標準傷害保険」 全トヨタ労連「自家生命共済」	30% 70%	
	入院・手術保障	基本契約	入院・手術	損害保険会社「医療保険(1年契約用)」	100%
		三大疾病特約		全トヨタ労連「自家医療共済」	
医療上乗せ特約					
終身生命保障	死亡・重度障害	全労済「終身生命共済」	100%		
終身医療保障	入院・手術				
交通災害保障	死亡・入院・通院など	全労済「交通災害共済」			
火災保障	住宅災害(火災など)	全労済「風水害等給付金付火災共済」			
	借家人賠償責任特約				
自然災害保障	住宅災害(風水害、地震など)	全労済「自然災害共済」			
休業保障	休業時の所得保障	損害保険会社「普通傷害保険(死亡のみ・所得補償・精神障害補償)」			
長期収入保障	長期休業時の所得保障	損害保険会社「団体長期障害所得補償保険(精神障害補償)」			
賠償保障	賠償責任補償	損害保険会社「交通事故傷害保険(死亡のみ・賠償責任補償)」			

▶ 3 契約(加入)者および加入できる方について

「ゆうゆう」に契約(加入)できる方は、全トヨタ労連に加盟する労働組合に所属する組合員、および在職中に「ゆうゆう」に契約(加入)があった退職者です。加入できる(保障の対象となる)方は、保障メニューごとに異なりますので、総合パンフレットの該当ページおよび各保障の重要事項説明書を参照ください。

▶ 4 効力発生日(保障開始日)と共済(保険)期間について

「ゆうゆう」の統一発効日は毎年4月1日です。共済(保険)期間は同日から翌3月31日まで(損害保険引受分は翌4月1日午後4時までの1年間です。なお、終身生命保障および終身医療保障の契約期間は終身となります。同じ契約内容で引き続き加入する場合は、自動更新となり手続きは不要です。(*所属する労働組合によっては変更の無い場合であっても、申込書の回収をする場合があります)なお、一定の条件を満たせば契約期間中途での加入も可能です。ただし、中途加入の場合も満期日は翌3月31日となります。

▶ 5 掛金(保険料)の払込方法について

掛金(保険料)は月払いです。各加盟組合で定められている方法にしたがい、掛金(保険料)の払い込みをしてください。

▶ 6 加入・継続加入申込書兼告知書の記入(契約締結)について

契約(加入)にあたっては契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が、総合パンフレットおよび重要事項説明書、加入・継続加入申込書兼告知書(以下、加入申込書)の内容を充分ご確認のうえ、加入申込書へ必要事項および質問への回答をご記入、押印して

いただき所属の労働組合へ提出してください。

▶ 7 加入申込書「質問事項」への「回答日」について

ご加入の際の「質問事項」への回答日は、加入申込書の「申込日(告知日)」とします。申込日(告知日)はご契約の引き受け上、大変重要な項目となります。そのため必ず契約者(組合員本人)および加入者(保障の対象となる方)が自書ください。

▶ 8 契約(加入)の成立と効力の発生について

全トヨタ労連および引受団体が加入を承諾した場合、契約(加入)が成立したものとみなし、保障は2011年4月1日または共済規程などに定める効力発生日(保障開始日)より開始します。

▶ 9 共済(保険)金請求に関する時効

共済(保険)金の請求手続き(請求する権利)には3年の時効期間があります。ご注意ください。

▶ 10 異議申し立て

契約(加入)および共済(保険)金の支払い等に関する決定について不服がある場合の異議の申し立ての取り扱いは、契約(加入)者(組合員)が所属するまたは所属していた労働組合を通じて、全トヨタ労連(ゆうゆうセンター)に対し文書で行うこととします。全トヨタ労連からの通知は該当する契約(加入)者(組合員)から届け出された住所、または契約(加入)者が所属する労働組合宛に通知します。

▶ 2 申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)について

全労済および全トヨタ労連が引受団体となっている保障について、契約申込者または契約者(以下、契約者等)は、すでに申し込みをした共済契約について、申込日を含めてその日から8営業日以内であれば、その申し込みの撤回または解除(以下、クーリングオフ)をすることができます。クーリングオフをする場合には、お申し込みのすべてについて撤回等をしてください。なお、損害保険会社、生命保険会社の引受分は団体保険契約のためにクーリングオフのしくみはありません。

※クーリングオフをする場合、契約者等は、書面に契約の種類・申込日・契約者等の氏名および住所とともに、クーリングオフをする旨を明記し、署名・押印のうえ、所属の労働組合経由で、ゆうゆうセンターへ提出してください。

※クーリングオフが確定した場合、該当契約は成立しなかったものとし、すでに初回掛金が払い込まれている場合は、契約者等に初回掛金をお返します。

▶ 3 共済金受取人

(1)共済金の受取人を共済金受取人といいます。共済金受取人のうち、加入者が死亡した場合の共済金受取人を死亡共済金受取人といいます。

(2)共済金受取人は、契約者(組合員)とします。

(3)(2)の規定にかかわらず、加入者と同一人である契約者が死亡した場合の死亡共済金受取人は、下記の各号のとおりとします。この場合において、共済金を受け取るべき者の順位は、下記の各号の順序によります。①契約者の配偶者 ②契約者の死亡の当時、その収入により生計を維持していた契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ③契約者の死亡当時、その収入により生計を維持していた契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ④第2号に該当しない契約者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹 ⑤第3号に該当しない契約者の配偶者の子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹

(4)(3)の規定において、同順位の死亡共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めていただきます。この場合において、その代表者は、他の死亡共済金受取人を代表します。

(5)契約者は、加入者の同意および全労済の承諾を得て、(3)の死亡共済金受取人の順位または順序を変更することができます。また、死亡共済金受取人を(3)以外の契約者の親族等に指定または変更することができます。

(6)全労済は、(5)の規定により指定または変更がされている場合において、その後共済契約が更新されたときは、共済金額を変更したときを含めて、引き続き同一内容による死亡共済金受取人の指定または変更があったものとみなします。

(7)死亡共済金受取人を指定または変更するための書類が全労済に到着する前に、指定前または変更前の死亡共済金受取人に共済金を支払っていたときは、その支払後に共済金の請求を受けても、重複して共済金は支払いません。

(8)(6)の規定により指定または変更されていた死亡共済金受取人が死亡しその後に変更されていない場合の死亡共済金受取人は、(2)および(3)に規定する順位および順序とします。

▶ 4 団体事務手数料のお支払いについて

契約等にかかわる事務手続きは契約者(全トヨタ労連の組合員)からの委任にもついで所属団体が代行することとなります。全労済は、この事務手続きに際して生じる費用相当額を、契約者に代わって所属団体に事務手数料としてお支払いします。

▶ 5 組合員及び出資金について

1. 組合員の資格

(1)この消費生活協同組合(都道府県生協を意味しており、以下「組合」といいます)の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

(2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

2. 届出の義務

組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

3. 自由脱退

(1)組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

(2)この組合は、組合員が住所の変更届を2年間行わなかったとき

▶ 11 加入者が生死不明の場合

加入者が生死不明の場合は、各引受団体が定める共済規程、規約、約款、特約条項および民法等の法律等にもとづき対応します。

▶ 12 共済(保険)金等の受取人

共済(保険)金は、各商品の引受団体規程(事業規約・保険約款)等に準じてお支払いしますので、お支払いの詳細については、当説明書の各商品(制度)の該当箇所を確認ください。

▶ 13 個人情報の共同利用等に関する事項

【1】個人情報の「利用目的」について

契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報は、適切な契約の引き受け、支払事由が発生した場合の円滑かつ適切な共済(保険)金のお支払い、契約に付帯されるサービスのご提供のほか、継続のご案内、制度の健全な運営(再保険契約に伴う諸手続きを含みます)、保障制度のご提案、などに利用させていただきます。なお各引受団体の個人情報取扱いに関する詳細は以下のホームページ、または当説明書の該当箇所をご確認ください。

各引受団体(保険会社)のホームページ

- 全トヨタ労連 <http://www.fine.or.jp/>
- 共栄火災 <http://www.kyoeikasai.co.jp/>(当説明書 P.34)
- 全労済 <http://www.zenrosai.coop>
- 日本生命 <http://www.nissay.co.jp/>(当説明書 P.42)

【2】個人情報の安全な取り扱いについて

引受団体は、契約者ならびに加入者からお預かりした個人情報については、厳正なる管理責任体制のもと、適切な管理を行うとともに、外部への流出の防止、外部からの不正なアクセス、または紛失・改ざんなどの危険に対し最大限の安全対策を実施しています。

【3】個人情報の「共同利用・提供」について

「ゆうゆう」にご加入の際にいただいた契約者ならびに加入者の個人情報および共済(保険)金のご請求・お支払いに関する情報は、上記利用目的のために全トヨタ労連および加盟組合は、全労済、損害保険会社、生命保険と共同で利用させていただきます。共同利用する事項は以下の【共同利用事項】のとおりです。なお、契約者ならびに加入者の個人情報は、上記利用目的以外には使用いたしません。また、加入申込書・加入確認書・各種精算帳票などの出力にあたり、契約者が所属する各企業の所属情報等を該当する労使間で協定を前提に、利用することがあります。

【共同利用事項】

共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- ①データ項目として、所属組合・会社等の事業所番号・従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- ②加入申込書記載事項(契約者情報・加入者情報・契約内容)
- ③年末調整手続事項(年間払込金額・割戻金額・申告金額)
- ④共済(保険)金支払に関する事項
- ⑤全トヨタ労連および加盟組合経由の共済(保険)金支払手続事項(支払通知書・契約者情報・加入者情報、共済(保険)金支払事由、共済(保険)金の額)

【共同利用管理責任者の名称】

全トヨタ労働組合連合会／全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)／共栄火災海上保険株式会社他の損害保険会社／日本生命保険相互会社

全労済 引受契約 共通事項

▶ 1 全労済の共済(引受契約)に新規でご契約の場合

全労済は消費生活協同組合法にもとづき、非営利で共済事業を営む生活協同組合(全労済都道府県本部および新潟県総合生協、以下「県労済」)の連合会です。県労済は組合員の参加により運営されており、出資金をお支払いいただければどなたでも県労済の組合員になることができ、各種共済に加入できます。新しく組合員となられる方には、県労済運営のために出資(1,000円以上)をお願いしています。(出資金は1口100円で、最低1口以上の出資が必要です)出資金の払込方法は、所属する労働組合と該当の県労済が協議決定した内容に沿って対応させていただきます。なお、すべてのご契約を解約された場合、または契約が失効となり効力を失った場合等で、引き続き共済を契約されない場合には、速やかに最寄りの県労済へご連絡いただき、組合員出資金返戻請求の手続きを行ってください。また、2年以上共済を利用されず、住所変更の手続きをいただけない場合には、脱退の予告があったものとみなし、脱退の手続きをさせていただく場合がありますのでご注意ください。

は、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

- (3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。
- (4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

4. 法定脱退

組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失 (2)死亡 (3)除名

5. 除名

- (1)この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。
- ①3年間この組合の事業を利用しないとき
②この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- (2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- (3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

▶ 6 個人情報保護について

全労済は、お客さまにより良い共済商品・サービスを提供させていただくため、お客さまに関する情報を収集させていただきます。これらのお客さまの個人情報は、ご本人がどうかの確認、共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いに関する業務に利用します。あわせて、保障に関する情報のご提供、全労済の事業、各種共済商品、各種サービスの案内などの目的のために利用させていただきます。また、全労済は(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、お支払いの判断または保険契

約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます)の解除もしくは無効の判断(以下「お支払い等の判断」といいます)の参考とすることを目的として、当会を含む生命保険会社等の保有する保険契約等に関する、後述する相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。共済金のご請求があった場合や、これらに係る共済事故が発生した場合に、「支払査定時照会制度」にもつづき(1)被共済者の氏名、生年月日、性別、住所 (2)共済事故発生日、死亡日、入院・退院日、対象となる共済事故 (3)共済種類、契約日、復活日、消滅日、共済契約者の氏名および被共済者との続柄、死亡共済金額、給付金日額、各特約内容、共済掛金および払込方法等の全部または一部について、(社)生命保険協会を通じて、照会をなし、他の各生命保険会社等からの情報提供を受け、また他の生命保険会社等からの照会に対し情報を提供することがあります。これらの情報は、各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがあります。※個人情報の取扱いに関する詳細は、全労済ホームページ(<http://www.zenrosai.coop>)をご参照ください。

▶ 7 信用リスクについて

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる十分な積み立てを行っています。また、資産運用リスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預りしたお客様に関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています。(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいた組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

損害保険会社 引受契約 重要事項説明書〈共通事項〉

ご加入者以外に、この保険の補償を受けられる方がいらっしゃる場合は、その方にも重要事項説明書に記載していることがらをお伝えください。

契約概要のご説明〈種目共通事項〉

▶ 商品の仕組み

(1) 団体契約の仕組み

本契約は、全労済を契約者とし、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員を保険の補償を受けられる方(以下「被保険者」といいます。)とする保険契約です。したがって、保険証券を請求する権利や保険契約を解除する権利など、保険契約者の権利は全労済が有します。また共栄火災との間の契約条件を決定・変更する権利(例えば、補償内容や保険料の水準を決定・変更する権利など)も全労済が有します。全労済は、全トヨタ労連の加盟組合に所属する組合員である全労済組合員の皆様へ本制度をご案内し、加入申込書を取りまとめ、共栄火災と保険契約を締結します。

(2) 保険期間(保険のご契約期間)

保険期間(保険のご契約期間)は、原則としてご契約の始期から1年です。保険期間の途中でご加入される場合は、ご加入日から保険期間終了日までとなります。なお、ご加入日については、当該団体におけるとりまとめ日(締切日)後の所定の日となります。

(3) 保険料について

① 団体割引率について

団体契約にはご加入いただいた被保険者数に応じた団体割引が適用されます。ご案内の保険料は団体割引率30%(長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)は20%)を適用しています。この割引率は生命・後遺障害保障(標準傷害保険)および入院・手術保障(医療保険(1年契約用))の合算被保険者数、休業保障(普通傷害保険(所得補償特約)および賠償保障(交通事故傷害保険(賠償責任補償特約))ならびに長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の合算被保険者数がそれぞれ1万名以上(かつ、長期収入保障(団体長期障害所得補償保険)の被保険者数が100名以上)であることを条件としています。募集の結果、被保険者数が条件に満たなかった場合は、保険料を変更させていただきます場合があります。

② 過去の損害率による割引率について

保険料には、過去の損害率による割増率が適用されています。「標準傷害保険」・「医療保険(1年契約用)」・「普通傷害保険(所得補償特約)」・「交通事故傷害保険(賠償責任補償特約)」の保険料は、損害率による割引25%を適用しています。割増率は2010年3月末日時点での保険金支払の実績にもつづき算出しています。

※損害率の状況は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

③ 加重平均料率について

「医療保険(1年契約用)」は、0歳～59歳と60歳～79歳の年齢層における保険料をそれぞれの年齢分布により加重平均した上で保険料を決定しています。また、「普通傷害保険(所得補償特約)」については、職種別および年齢群別の保険料をそれぞれ加入者の分布により加重平均した上で保険料を算出しています。※加入者の分布は毎年変わりますので、これにより次年度以降の保険料が変更となることがあります。

注意喚起事項のご説明〈種目共通事項〉

▶ 1 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

本契約につきましては、加入のお申し込みの撤回または解除(クーリングオフ)ができませんのでご注意ください。

▶ 2 保険の効力発生日(保障開始日)

保険責任は、保険期間の開始日の午前0時(継続加入の場合は、保険期間の開始日の午後4時)に開始します。

▶ 3 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

▶ 4 保険金をお支払いする事由が発生したときは

(1)万一保険金をお支払いする事由が発生したときは、すみやかにゆう

▶ 2 ご注意いただきたいこと

(1)共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約については、各引受保険会社（■幹事保険会社：共栄火災、■非幹事保険会社：東京海上日動火災・三井住友海上火災・あいおい損害保険）はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。なお、各引受保険会社の引受割合については、取扱代理店または共栄火災にご照会、ご確認いただけます。ただし入院・手術保障「医療保険（1年契約用）」については共栄火災が単独で引受を行います。

(2)保険金の請求・死亡保険金受取人

- ①保険金請求権は、被保険者が有します。
- ②被保険者が死亡した場合の死亡保険金は、原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は、必ず所定の様式にて被保険者の同意を得てください。共栄火災にて同意の確認ができない場合はご加入いただけません。なお、同意のないままご加入をされた場合には保険契約は無効となります。

(3)保険金の代理請求について

被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、その被保険者に法定代理人等がないときに「代理請求制度」をご利用いただけます。お申し込みの際や加入された後は、万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していることおよび加入している保険の概要（保険会社名、お支払いする保険金の種類など）をお伝えいただけますようお願いいたします。

(4)保険契約の有効・取消し・失効について

- 次の事実があるときは、ご契約は無効となります。
- ①ご加入者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したとき
 - ②ご加入者と異なる方を被保険者とするご契約について死亡保険金受取人を定める場合に、その被保険者の同意を得なかったとき（注）被保険者の法定相続人を死亡保険金受取人にする場合を除きます。
- ご契約の際にご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって保険契約を締結した場合には、ご契約を取消しとさせていただきます。

(5)重大事由によるご契約の解除について

ご契約後に次の事由が生じた場合には、ご契約を解除することがありますのであらかじめご了承ください。
なお、この解除がなされた場合には、その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故などに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。※

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的としてケガを生じさせたことまたは生じさせようとしたこと
- ②保険金の請求に関し、被保険者または保険金を受け取るべき方に詐欺行為があったことまたは詐欺行為を行おうとしたこと
- ③他の保険契約との重複によって、保険金額の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反するおそれがあること
- ④上記①～③のほか、ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が、保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由を生じさせたこと

※入院・手術保障 損害保険会社 「医療保険（1年契約用）」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。

その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した事故によるケガまたは発病した疾病による入院もしくは手術またはその期間中に開始した入院もしくは受けた手術に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として身体障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

※休業保障 損害保険会社 「普通傷害保険 所得補償特約」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。

その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障害による就業不能またはその期間中に始まった就業不能に対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が保険会社に保険金を支払わせることを目的として就業不能を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

※長期収入保障 損害保険会社 「団体長期障害所得補償保険」の場合、上記の下線部分を以下のとおり読み替えてください。

その事由が生じた時から解除がなされた時までに発生した身体障害による就業障害またはその期間中に始まった就業障害に対

ゆうセンターへご連絡ください。なお、ご通知が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

- (2)賠償保障にご加入の場合、賠償事故にかかわる示談交渉は必ず共栄火災とご相談いただきながらおすすめてください。
- (3)保険金のご請求にあたっては、共栄火災が求める傷害・疾病または損害の程度を証明する書類、および保険金の支払時期を確定するための書類等をご提出していただきます。具体的な必要書類につきましては、事故発生時にご案内いたします。

▶ 5 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金および返れい金の支払が一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は入院・手術保障、長期収入保障以外の損害保険会社引受契約については、原則として80%（破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%）まで、入院・手術保障、長期収入保障については90%まで補償されます。

その他ご注意ください

▶ 1 お客様に関する情報の取扱い

(1)お客様に関する情報の取扱いについて

本契約の加入や保険事故の発生等に際して、全トヨタ労連および全労済にご提供いただいた情報につきましては、引受保険会社に提供されます。

(2)引受保険会社における情報の取扱いについて

■情報の利用目的について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営とサービスの提供等のため、次の目的の達成に必要な範囲において利用させていただくことがあります。

○保険契約の引受、保険金の支払その他の保険契約の履行および付帯サービスの提供 ○保険事故の調査（医療機関・当事者等の関係先に対する照会等を含みます。） ○引受保険会社、そのグループ会社およびこれらの提携先企業等の保険商品・金融商品・各種サービスの案内・提供 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」の円滑な制度運営

■情報の第三者提供について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報について、保険制度の健全な運営のため、個人情報の保護に関する法律その他の法令等に規定されている場合のほか、次の場合についても第三者に提供することがあります。

○前記（情報利用の目的について）に定める利用目的の達成に必要な範囲内において、業務委託先（全トヨタ労連・保険代理店を含みます。）、医師、面接士、調査会社、他の保険会社、金融機関等に対して提供する場合 ○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、損害保険会社等の間において、保険契約、保険事故、保険金請求または保険金支払等に関する情報を交換する場合 ○再保険契約の締結または再保険金の受領等のため、再保険取引先に対して再保険契約上必要な情報を提供する場合

■共同利用について

引受保険会社は、全トヨタ労連および全労済から提供された情報ならびに保険金の請求・支払に関して入手した情報について、次の場合に共同利用します。

○保険契約の適正な引受、保険金の適正な支払および不適切な保険金の請求等を防止するため、保険契約に関する情報を、（社）日本損害保険協会に登録のうえ、損害保険会社等の間において共同利用する場合 ○引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報等を共同利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で商品・サービス等の案内・提供のために個人情報を共同利用する場合 ○全トヨタ労連総合保障共済「ゆうゆう」を構成する各保障商品の引受会社・団体との間で、保険金・共済金の適切な支払のために、保険金の請求・支払に関する情報を共同利用する場合

注）引受保険会社とグループ会社およびこれらの提携先企業等については、共栄火災のホームページ（<http://www.kyoeikasai.co.jp/>）または引受保険会社各社のホームページをご覧ください。

しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

- ①ご加入者、被保険者または保険金を受け取るべき方が共栄火災に保険金を支払わせることを目的として就業障害を生じさせたことまたは生じさせようとしたこと

▶ 3 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

本確認事項は、お客様が今回お申し込みされる保険契約について、①ご希望を満たした保険商品であること、②加入申込書（および質問表回答欄）の内容が正しく記載されていることを確認させていただくものです。お手数ですが、総合パンフレットの記載内容および「重要事項説明書」に記載している内容を参照しながら、加入申込書（および質問表回答欄）にご記入された内容について再度ご確認のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

〈ご確認ください事項〉

- 補償の内容（お支払いする保険金の種類、保険金をお支払する場合、保険金をお支払いできない主な場合など）や特約の内容
 - ※「休業保障」・「長期収入保障」については、補償期間（保険金をお支払いする期間）、免責期間についてもご確認ください。
- 保険金額（ご契約金額・契約タイプ・加入口数） ※「休業保障」・「長期収入保障」については、保険金額（月額）が平均月間所得額（加入申込み前12か月間の平均月間所得額）の範囲内となっていること
- 保険期間（ご契約期間）
- 保険料・お支払方法（払込方法）
- 被保険者（保険の補償を受けられる方）の範囲
- 加入申込書の記載内容（被保険者の「氏名」・「満年齢」・「性別」・「職業職種」等）
 - ※「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は、それぞれ健康状態に関する質問表E（入院・手術保障用）・A（休業保障用）・B（長期収入保障用）についてもご確認ください。また、健康状態に関する質問表へのご回答にあたっては、次頁の健康状態告知確認書の内容もご確認ください。
- 重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の内容

▶ 4 健康状態告知確認書（正しく告知いただくためにご確認ください事項）

◆「入院・手術保障」・「休業保障」・「長期収入保障」にご加入の方は下記の内容をご確認ください。

(1)告知の重要性について

- 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に補償しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の補償を受けられる方（以下「被保険者」といいます。）にはご加入に際し、健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

(2)加入申込書の質問表回答欄にはありのままを告知（ご記入）ください

- ご加入のお申し込みにあたっては、加入申込書の質問表（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。
- 書面にてご回答いただいたことが告知となります。全労済職員、代理店または共栄火災社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満15歳未満のときは親権者が）、加入申込書ご回答ください。

(3)正しく告知いただかなかった場合の取扱い

- 加入申込書の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、共栄火災は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただきます。この場合、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

(4)傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

- 共栄火災では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、加入申込書の質問表のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

(5)告知いただいた内容の共栄火災による確認について

- 共栄火災社員または共栄火災が委託した担当者が、ご加入後ま

たは保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

(6)効力発生日（保険責任の開始期）前の発病等の取扱い

- ご加入いただいた保険の補償が開始される時期を効力発生日（保険責任の開始期）といいます。正しく告知をいただいた場合でも、効力発生日（保険責任の開始期）前に原因が生じていた病気やケガについては、保険金をお支払いできません。ただし、継続契約の場合、入院を開始した日または手術を受けた日（「休業保障」については就業不能となった日、「長期収入保障」については就業障害となった日）が最初の保険契約の効力発生日（保険責任の開始期）からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金をお支払いします。

(7)「現在ご加入の保険の解約を前提とした新たな保険のご加入」をご検討の場合のご注意

- 現在ご加入の保険を解約し、新たにご加入される場合につきましても、通常の新規のご加入と同様に告知義務があります。告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご加入の引受ができなかったり、その告知をされなかったために前記のとおり解除となることもあります。
- 新たにご加入される保険の効力発生日（保険責任の開始期）前に原因が生じていた病気やケガについては、新たなご加入の保険では保険金をお支払いできない場合があります。また、現在ご加入の保険の解約日以降は、解約日以前に原因が生じていた病気やケガであっても、現在ご加入の保険では保険金をお支払いできません。

※この書面による説明および加入申込書の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または共栄火災社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

※ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

※加入・継続加入申込書（組合員用）は、ご加入後に送付させていただく加入確認書と一緒に大切に保管してください。

【加入申込書の質問表の補足事項】

〈全般的な事項〉

- 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいい、柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。
- 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

(1)入院・手術保障【医療保険（1年契約用）】の補足事項

- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
- 「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
 - ・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用
- 「終診日」とは、医師から治療・経過観察の終了を告げられ、次の通院・投薬や再検査・再手術の指示もされず、実際に治療・投薬・通院・経過観察などが行われなくなった日をいいます。
- 「完治」とは、病気やケガが完全に治り、医師の治療・投薬・通院・経過観察などが行われていない状態をいいます。

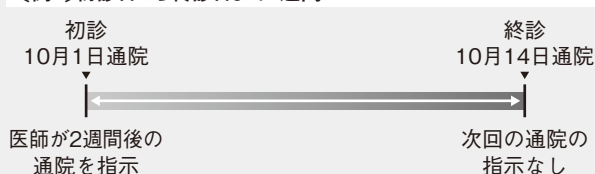
〈質問1について〉

- 病気の治療ではなく市販のビタミン剤の服用などの健康増進のための行為をしていることは、「健康に異常があること」に該当しません。

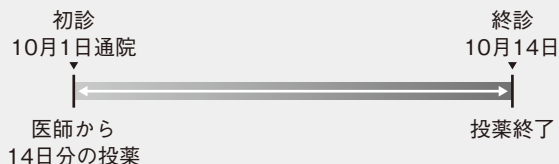
〈質問2について〉

- 「2週間以上の期間にわたり」とは、医師の管理下にあった期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け（初診）、その際に医師から2週間後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は2週間となります。また、通院は1日でも合計2週間分の投薬を受けた場合、初診から終診までの期間は2週間となります。

【例1】初診日から終診日まで2週間



〔例2〕初診日から終診日まで2週間



(2)休業保障【所得補償特約付帯普通傷害保険】の補足事項

- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。
- 「投薬」とは、医師による薬の処方およびその薬を服用することをいい、以下のケースは含みません。
 - ・市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為
 - ・医師に処方されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬等)の服用

(3)長期収入保障【団体長期障害所得補償保険】の補足事項

〈質問1について〉

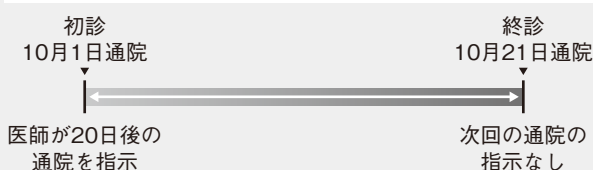
- 「治療」とは、投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法、柔道整復師の施術などを受けるために通院などをすることをいいます。また、「治療」を伴わない場合であっても、医師の指示・指導を受けるために通院などをする場合についても質問1で「該当する」の対象となります。
- 過去に「婦人科の病気や妊娠・分娩に伴う異常」があった方につきましては、現在において異常がない場合でも質問1で「該当する」の対象となります。

〈質問2について〉

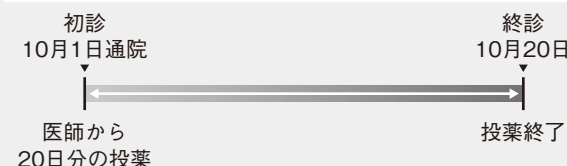
- 「治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあったことおよび就業できずに休養したことをいいます。「20日間以上治療・投薬・休養をした」とは、医師の管理下にあった期間または就業できずに休養した期間をいい、実際に通院した期間とは異なります。例えば、通院により診察を受け(初診)、その際に医師から

20日後に再び通院するよう指示を受け、再通院時に次回通院指示がなかった場合、この時点で終診となります。この結果、初診から終診までの期間は21日間となります。また、通院は1日でも合計20日間分の投薬の指示を受けた場合、初診から終診までの期間は20日間となります。

〔例1〕初診日から終診日まで21日間



〔例2〕初診日から終診日まで20日間



- 「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。(質問3について)

- 「身体機能の障害」とは、身体の障害(ケガ・病気)のうち身体の機能を害するものをいいます。例えば、手指等の欠損や平衡機能の欠如を含みますが、身体の機能に支障のない醜状や知的障害、「障害」の程度に至らない軽度の近視や聴覚障害(身体障害者手帳の交付対象とならない程度のもの)は含みません。

保険金をお支払いする事由が発生したときはすみやかに、所属の労働組合までご連絡ください。

生命・後遺障害保障 全体概要

生命・後遺障害保障(以下、生命保障)は、全労済、損害保険会社、生命保険、全トヨタ労連が引受団体となり、下記内容で実施します。()は引受割合。

引受団体	保障内容	基本契約			事故死亡上乗せ特約
		死亡・重度障害	傷害後遺障害	疾病後遺障害	事故死亡
全 労 済		○(50%)	—	—	—
生命保険会社		○(10%) 「子ども」契約は引受なし	—	—	—
損害保険会社		—	○(100%)	—	○(30%)
全トヨタ労連		○(40%) 「子ども」契約は50%	—	○(100%)	○(70%)

生命・後遺障害保障 全労済「団体定期生命共済」

契約概要 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全労済引受分は、全労済が定める「団体定期生命共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっておいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)を参照ください。

▶ 4 掛金について

全労済は基本契約(死亡・重度障害)のうち50%を引き受けています。保障額ごとの全労済引受分掛金は以下のとおりです。掛金は月額です。

【1】組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
全労済引受額(万円)	250	500	750	1,000	1,250	1,500	1,750	2,000	2,250	2,500	2,750	3,000
全労済引受分掛金(円)	350	700	1,050	1,400	1,750	2,100	2,450	2,800	3,150	3,500	3,850	4,200

▶ 3 加入できる方(保障の対象となる方)

【1】契約発効日または更新日において、下記のいずれかに該当する方

- ①契約者(組合員) ②契約者の配偶者(同一戸籍) ③契約者と同一生計で以下に該当する方(ア.契約者の子 イ.契約者の配偶者の子) ※家族(配偶者・子)の加入には契約者本人の加入が必要です。

【2】加入できる年齢(契約発効日時点)

- ①契約者・配偶者：満15～64歳 ②子ども：0～満24歳

※本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での契約を継続した場合は最高79歳までご契約いただけます。

【3】申込書記入日(告知日)において、健康状態に関する質問事項に該当しない方

[2]子ども

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
全労済引受額(万円)	50	100	150	200	250	300
全労済引受分掛金(円)	45	90	135	180	225	270

▶ 5 共済金をお支払いする場合

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障害となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払いします。

死亡共済金	加入者が共済期間中に死亡したとき
重度障害共済金	加入者が共済期間中に重度障害状態となったとき (※1)

(※1) 重度障害状態とは、以下の状態をいいます。全労済が定める身体障害等級別支払割合表(71ページ参照)の、第1級、第2級、第3級の2・3・4になります。「重度障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化(レントゲン写真やCT、MRIなどの医学的な検査で判明する身体的な損傷)を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃した
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
- 9.1 眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃した
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

▶ 6 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 7 共済金受取人について

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)を参照ください。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する団体定期生命共済にご契約の場合、他の全労済のすべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内としてください。加入限度額を超えた契約は無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 10 割り戻し金について

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金として契約者へ還元いたします。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除

全労済が引受元となる契約の掛金は生命保険料控除の対象となります。

▶ 12 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 氏名や住所が変更となった場合
- (2) 加入者が「加入できる方」の範囲外となったとき
- (3) 死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき
(契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合)

注意喚起情報 全労済「団体定期生命共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責事由)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1) 契約者、加入者、共済金受取人の故意、加入者の犯罪行為により支払事由が発生したとき。
- (2) 加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障害となったとき。ただし、組合員本人は250万円、家族については契約共済金額(全労済引受額)の半額または250万円の少ない額まではお支払いします。

▶ 2 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払いします。

< 重度障害共済金 >

発効日・更新日時時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷害を原因として、以下の項目に該当するときは記載の割合を削減し共済金をお支払いします。

- 契約の発効日または更新日において、すでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障害になったとき…共済金額の50%を減額

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。

- (1) 共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき(団体定期生命共済のみ適用します。)
- (3) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4) 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5) 上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不相当と判断したとき
- (6) 契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
ただし、以下の場合は除きます。
 - ① 契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ② 全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
 - ③ 全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたとき認められる場合には契約が解除されることがあります。
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 加入者による契約の解除請求について

- (1) 加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当す

る場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。

- ①契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき。
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2)契約者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 6 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方(36ページ参照)」の範囲外であったとき。
- (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき。
- (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき。

- (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき(退職者会契約へ移行済みの場合を除く)。
 - (5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)。
 - (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
 - (7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき。
- ※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。
- ※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき。
 - (2)加入者が重度障害となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。
- ※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護に関する事項

▶ 10 信用リスクに関する事項

上記8～10の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

保障のことなら
全労済
全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

生命・後遺障害保障 生命保険「団体定期保険」

〔商品内容のご説明〕

ご自身のニーズ(ご意向)に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。この保険は「死亡保障」「高度障害保障」のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続してご加入いただくことができます。

【チェック欄】

パンフレット(「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。)により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。
保障内容はニーズに合致していますか。ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

パンフレットには、全トヨタ労働組合連合会と保険会社からお知らせする「契約概要」・「注意喚起情報」等の重要事項が含まれております。「正しく告知いただくために」とあわせてお申込み前に必ずお読みください。なお、パンフレットは、お申込みいただきました後も大切に保管ください。

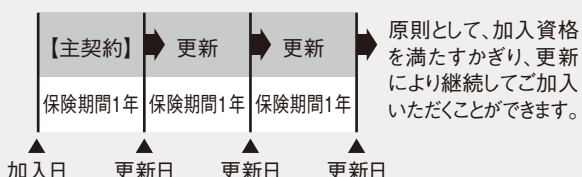
契約概要のご説明 生命保険「団体定期保険」

この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、「注意喚起情報」等、パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。

▶ 1 この保険の特徴

- この保険は、全トヨタ労働組合連合会を契約者とし、その加盟組合に所属する組合員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障害に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- この保険は、配当精算方式を採用しております。

しくみ図(イメージ)



▶ 2 主な保障内容

以下の場合に、保険金をお受取りになれます。

	死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
主契約	高度障害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気やケガによって、所定の高度障害状態になられた場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。保障内容に関する詳細や制限事項については、【注意喚起情報】「保険金をお支払いしない場合等」(40ページ)、【制度の詳細とその他取扱い】(40～42ページ)を必ずご確認ください。

▶ 3 保障額と保険料

保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。「ゆうゆう」の生命・後遺障害保障における生命保険会社引受分の保険料は以下のとおりです。

組合員(本人)・ 配偶者保険料(月額)	配偶者						組合員(本人)					
	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
生命保険会社引受額(万円)	50	100	150	200	250	300	350	400	450	500	550	600
生命保険会社引受分保険料(円)	60	120	180	240	300	360	420	480	540	600	660	720

	加入時年齢における保障額の範囲	
	加入時年齢	加入できる保険金額の範囲
組合員(本人)	満15歳～満49歳	500万円～6,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～4,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～2,000万円
	満60歳～満69歳	500万円～1,000万円
	満70歳～満79歳	500万円
配偶者 (内縁関係は除く)	満15歳～満49歳	500万円～3,000万円
	満50歳～満54歳	500万円～2,000万円
	満55歳～満59歳	500万円～1,000万円
	満60歳～満79歳	500万円

(注1) 現行「生命共済」で「生命・後遺障害保障」における加入限度額を超えて加入されている方は「生命・後遺障害保障」移行後も既加入額を限度に満64歳まで継続が可能です。

(注2) 生命保険「団体定期保険」においてこども保障の引受分はありません。

【配当精算方式】

団体定期保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金をお支払いする仕組みの商品ですが、当制度は保険料から予め配当金見込額を差し引いた金額を組合員のみなさまからお払込みいただく取扱いとしております。保険料より差し引く配当金見込額は全トヨタ労働組合連合会が立替えますが、1年後に全トヨタ労働組合連合会が受取る実際の配当金と差額が発生しても、保険料の追加徴収および配当金の返金はいたしません。

▶ 4 加入資格

以下の加入資格の他、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認ください。

以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

《本人》組合員の方で、年齢満15歳以上満64歳以下の方。

《配偶者》組合員の配偶者の方で年齢満16歳以上満64歳以下の方。

※本人および配偶者とも、一定の条件を満たし退職者会契約での加入を継続した場合は最高満79歳まで継続加入することができます。

(ご注意)

- 一旦加入すれば、その後病気になるれても、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- 本人としての加入資格を有する配偶者は、本人としてご加入ください。(同一人が本人、配偶者の二つの資格で二重に加入することはできません。)
- 配偶者のみで加入することはできません。配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- 保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
- ご加入者が上記加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。ただし、所定の条件のもとお手続きいただいた場合、次のとおり退職者会制度に継続加入いただくことができます。

【退職者会制度について】

- 本人は、退職時に加入していた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢満79歳まで継続加入することができます。また、雇用延長などで満65歳時点で在職中の方については、退職の有無に関わらず退職者会へ移行することができます。なお、保険金額の上限は、満69歳以下で最高1,000万円、満70歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
*自己都合による退職の場合は、退職者会へ移行することはできません。
- 配偶者は、本人が退職後も継続して加入する場合には、それまでと同額もしくはそれ以下の保障額で、年齢満79歳まで継続加入することができます。また、本人が雇用延長などで退職者会へ移行した場合、退職者会へ移行することとなります。なお、保険金額の上限は、満59歳以下で最高1,000万円、満60歳以上満79歳以下で最高500万円となります。
※本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。

▶ 5 保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成24年3月31日までとなります。以降は毎年4月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

▶ 6 受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・こども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。受取人の選択がない場合は、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める順位とします。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人(主たる被保険者)となります。
- 本人および配偶者の高度障害保険金受取人は本人(主たる被保険者)となります。

▶ 7 配当金

この保険契約は、配当精算方式を採用しております。なお、配当精算方式については39ページ「保障額と保険料」を参照してください。

▶ 8 脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

▶ 9 制度運営および引受保険会社

- 当制度は全トヨタ労働組合連合会が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
- 引受保険会社 日本生命保険相互会社

▶ 10 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、42ページをご確認ください。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】
生命保険「団体定期保険」

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご加入(*)前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「契約概要」等、パンフレットの該当箇所、ならびに「正しく告知いただくために」をご参照ください。なお、保険金等をお支払いする場合、お支払いしない場合の詳細は、「制度の詳細とその他取扱い」に記載しておりますのでご確認ください。
(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 1 クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフ(お申込みの撤回)の適用はありません。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 2 告知に関する重要事項

- 「[加入・継続加入申込書兼告知書]に記載の「告知事項」のいずれにも該当されない方であれば、ご加入(*)いただくことができます。健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といえます。)傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
 - 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお話しまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「[加入・継続加入申込書兼告知書]等)にて告知してください。
 - 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただきます。保険金をお支払いしないことがあります。
 - 後日、保険金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- ※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。
- (*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

▶ 3 責任開始期

- 引受保険会社(*)1)がご加入(*)2)を承諾した場合、平成23年4月1日(加入日(*)2))から保険契約上の責任を負います。ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません)
- 引受保険会社(*)1)の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)2)を承諾する権限がありません。
- (*)1)共同取扱契約の場合、事務幹事会社を指します。
- (*)2)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読替えます。

▶ 4 保険金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金をお支払いしないことがあります。例えば
 - ①次のいずれかにより保険金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)1)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - ②高度障害状態の原因となる傷病が加入日(*)1)前に生じている場合
 - ・高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病が加入日(*)1)以後に生じた場合に限りません。
 - ③告知義務違反による解除(*)2)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - ④詐欺による取消(*)2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - ⑤不法取得目的による無効(*)2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - ⑥保険契約が失効(*)2)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
 - ⑦重大事由による解除(*)2)の場合
 - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ・保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)
 - または保険金受取人が保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

- ・この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき等
- (*)1)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読替えます。
- (*)2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

▶ 5 この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①、または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障害保険金が支払われた場合には、本人が高度障害状態に該当された日
 - ②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する保険料が払込まれた期間の末日となります。(例えば、3月24日に脱退された場合、3月分保険料をお払込みいただき、3月31日が保障終了日となります。)
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は42ページに記載のゆうゆうセンターまでお問合せください。

▶ 6 制度内容の変更

- 全トヨタ労働組合連合会の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

▶ 7 生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額等が削減されることがあります。
 - 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
- (お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時～正午、午後1時～午後5時 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

▶ 8 保険金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。保険金のご請求は、全トヨタ労働組合連合会経由で行っていただく必要がありますので、保険金のお支払事由が生じた場合、すみやかに全トヨタ労働組合連合会のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の保険金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

▶ 9 ご相談窓口等

「ご相談窓口等」につきましては、42ページをご確認ください。

制度の詳細とその他取扱い 生命保険「団体定期保険」

この「制度の詳細とその他取扱い」は、「契約概要」・「注意喚起情報」にてご説明した重要な事項の詳細説明や税務上のお取扱い等を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」は、お申込みにあたっての重要な事項を記載しておりますので、あわせて必ずご確認ください。

▶ 1 保険金の支払事由

- 【1】死亡保険金
引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。
- 【2】高度障害保険金
引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*)1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*)2)に定める高度障害状態のいずれかになられた場合、高度障害保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障害保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障害状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障害保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(* 1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日を行い、増額部分については加入日を増額日と読替えます。

(* 2) 対象となる「高度障害状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

～高度障害状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分でできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

2. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が 0.02 以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ 3 大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

▶ 2 保険金をお支払いしない場合等(詳細)

ご加入(* 1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(* 1)部分が解除されたときには保険金をお支払いしません。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。また、次のような場合においても保険金をお支払いしませんので、ご加入(* 1)のお申込みの際に特にご確認ください。

- 引受保険会社は、死亡保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、死亡保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がお加入(* 1)日から起算して 1 年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者の故意
 - ・死亡保険金受取人の故意。ただし、その死亡保険金受取人が死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の死亡保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱(* 2)

●引受保険会社は、高度障害保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、高度障害保険金をお支払いしません。

- ・被保険者の故意
- ・保険契約者の故意
- ・高度障害保険金の受取人の故意。ただし、その高度障害保険金受取人が高度障害保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の高度障害保険金受取人にお支払いします。
- ・戦争その他の変乱(* 2)
- (* 1) 保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額と読替えます。

(* 2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金・高度障害保険金の全額をお支払いし、または死亡保険金・高度障害保険金を削減してお支払いします。

●高度障害保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入

(* 1) 時以後に生じた場合に限りです。(原因となる傷病がご加入(* 1) 時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)

したがって、原因となる傷病がご加入(* 1) 時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障害保険金はお支払対象となりません。

○次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたときには、その事由が生じた時以降に発生した保険金の支払事由については、保険金をお支払いしません。

- ・保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取る目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
- ・この保険契約の保険金の請求に關し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
- ・上記のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記と同等の重大な事由があるとき。
- 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

▶ 3 税務上のお取扱い

平成 22 年 7 月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱い等については、顧問税理士や所轄の国税局・税務署等にご確認ください。

(1) 保険料

ゆうゆうでは[配当精算方式]を採用しています。そのため、組合員が負担する保険料の合計額(年間保険料合計から団体の立替金を控除した金額)が、一般の生命保険料控除の対象となります。なお、[配当精算方式]に関する説明は当説明書の 39 ページをご確認ください。

(2) 保険金

・死亡保険金

<本人>相続税の課税対象となり、受取人が法定相続人の場合、本人死亡時の保険金(法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額について)は、「500 万円×法定相続人数」の金額までが非課税となります。

<配偶者>受取人が本人(主たる被保険者)の場合、死亡保険金は一時所得として所得税の課税対象となります。

・高度障害保険金

受取人が被保険者の場合、非課税です。

※被保険者が死亡された場合は、相続財産として相続税の課税対象となります。

▶ 4 個人情報の取扱いに関する全トヨタ労働組合連合会と引受保険会社からのお知らせ

この保険契約は、全トヨタ労働組合連合会（以下、団体といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、保険金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のため利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

～死亡保険金受取人の個人情報の取扱いについて～

指定された死亡保険金受取人（以下、受取人といいます。）の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

▶ 5 ご相談窓口等

お手続きや当制度の内容に関するご照会・苦情につきましては、下記の全トヨタ労働「ゆうゆうセンター」までお問合せください。（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく下記の日本生命窓口までご連絡ください。）

< 全トヨタ労働お問合せ先 >

全トヨタ労働「ゆうゆうセンター」 TEL 0565 - 25 - 1901

< 日本生命お問合せ先 >

日本生命保険相互会社 名古屋法人サービス課

TEL 0120 - 982 - 515

※お問合せの際には、証券記号番号（932 - 6310）をお申し出ください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3はお取り扱いしていません）】

社団法人生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（「生命保険相談所」・「地方連絡所」の連絡先は<http://www.seiho.or.jp/>をご覧ください。）また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために 生命保険「団体定期保険」

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお受けできるのは、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「告知内容」のいずれにも該当されない方のみです。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

▶ 1 健康状態等について、被保険者ご本人がりのまます告知してください。（告知義務）

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といえます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知（確認）いただく義務があります。
- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態について、「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「告知内容」でおたずねすることを十分ご確認ください。いずれにも該当されない場合にお申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただくかのように依頼や誘導をすることはありません。

▶ 2 生命保険会社の職員等に口頭でお話しただけだけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限（告知受領権）は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面（「加入・継続加入申込書兼告知書」等）にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）・団体事務担当者等に口頭でお話しまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

▶ 3 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6「加入・継続加入申込書兼告知書」の告知内容とその補足説明」をご確認ください。

▶ 4 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いしないことがあります

- 告知いただく事項は、「加入・継続加入申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することがあります。（*）
 - 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することがあります。
 - お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いしません。また、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。（ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実によらない場合には、保険金等のお支払いをいたします。）
- （*）告知にあたり、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。こうした、生命保険会社の職員（営業職員・コールセンター担当者等）の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することがあります。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いしないことがあります。たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いしないことがあります。この場合、すでにお申込みいただいた保険料は払戻しません。また、高度障害保険金、災害保険金、障害保険金、入院給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

▶ 5 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師に対し、病状等について照会させていただくことがあります。

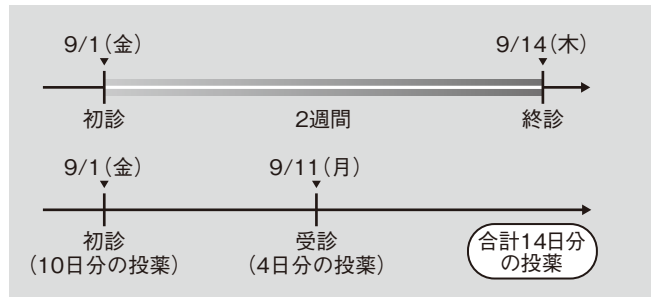
▶ 6 「加入・継続加入申込書兼告知書」の告知内容とその補足説明

- 「加入・継続加入申込書兼告知書」に記載の「告知内容」は以下のとおりです。
- 「加入・継続加入申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項（「契約概要」「注意喚起情報」を含む）ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認ください。また、下記の告知内容が事実と相違ないことを確認し、「加入・継続加入申込書兼告知書」の「質問表C回答欄」のいずれかに「○」印を記入のうえ、「申込印（告知印）」欄に押印ください。なお、「質問表C回答欄」にて「該当する」に「○」印を記入いただいた場合、「生命・後遺障害保障」にご加入いただくことはできません。

【告知内容】
私は申込日現在、下記の1.～3.のいずれにも該当しないため、この契約の加入(増額)の申込みをします。告知内容について事実を告げなかった場合は、保険金等の支払を拒否されても異議ありません。

1. 現在、欠勤中もしくは勤務上の特別扱い*1を受けています。(配偶者・子どもの場合、最近3カ月以内に、医師の治療・投薬*2を受けたことがあります。)
2. 過去1年以内に、病気がけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがあります。
3. 過去1年以内に、病気がけがで2週間以上にわたり*3医師の治療・投薬*2を受けたことがあります。

< 補足説明 >
*1「欠勤中もしくは勤務上の特別扱い」とは、健康上の理由等で就業制限を受けていることをいいます。
*2「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
*3「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。
・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
・歯科医師による虫歯の治療、抜歯、歯科矯正
・妊娠(正常)による入院
・健康診断で「要経過観察」と指摘された

日本一団 - 2010 - 171 - 7142 - M(H22.08.06)

生命・後遺障害保障 損害保険会社「標準傷害保険」

損害保険会社は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「傷害後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約の30%について、「標準傷害保険」により引受を行います。

契約概要のご説明 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1) 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(33～36ページ)」を参照ください。
- (2) 商品の仕組み
この保険は様々な急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者がケガをされ、下記の補償内容(特約付帯の場合は特約含む)に該当したときに保険金をお支払いします。

急激かつ偶然な外来の事故とは…
下記3項目を全て満たす場合をいいます。
○急激性 = 突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと
○偶然性 = 事故発生が予知できない、意思に基づかないもの
○外来性 = 身体の外部からの作用によるもの

(3) 補償内容 主な支払事由(保険金をお支払いする場合)

傷害後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、お引受額の4%～100%をお支払いします。ただし、保険期間を通じ合算してお引受額が限度となります。
---------------	---

【事故死亡上乗せ特約】

傷害死亡保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合に、お引受額的全額をお支払いします。
---------	--

(4) 引受条件(ご契約金額等)
ご契約金額につきましては、被保険者の方の年齢・年収などに照らして適正な金額となるように設定してください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、総合パンフレットでご確認ください。

▶ 2 保険料

保険料は以下のとおりです。

(1) 基本契約(傷害後遺障害 引受割合 100%)

① 組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
損害保険引受額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受分保険料(円)	170	340	510	680	850	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020

② 子ども

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受分保険料(円)	30	70	100	140	170	200

(2) 事故死亡上乗せ特約(事故死亡 引受割合 30%)

① 組合員・配偶者

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
損害保険引受額(万円)	150	300	450	600	750	900	900	900	900	900	900	900
損害保険引受分保険料(円)	50	90	140	180	230	270	270	270	270	270	270	270

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ3,000万円が加入限度となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

②子ども

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
事故死亡上乗せ特約(万円)	100	200	300	400	500	600
損害保険引受額(万円)	30	60	90	120	150	180
損害保険引受分保険料(円)	10	20	30	40	50	50

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯となります。そのうち損害保険会社は30%を引受けます。

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は「月払い」です。加盟組合ごとに「給与天引き」または「指定口座自動振替」での実施になります。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、所属の労働組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「標準傷害保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

○被保険者の職業職種

○他の死亡保険契約

(注)「他の死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2)ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

■ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ

■けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ

■無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転

ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ

■脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ

■妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ

■戦争、内乱、暴動などによるケガ(*1)

■核燃料物質の有害な特性などによるケガ

■ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合は除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ

■猛獣取扱者、プロボクサー等危険な職業に従事している間のケガ

■自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ

■むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*2)がないもの…など(*1)条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。

(*2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)既に存在していた体質的な要因や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金をお支払いします。(ケガの原因が体質的な要因や病気のみ起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度
ご確認ください

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書(共通事項)(33～36ページ)を参照ください。

生命・後遺障害保障 全トヨタ労連「自家生命共済」

全トヨタ労連は、生命・後遺障害保障のうち基本契約の「死亡・重度障害」の40%(子ども契約は50%)、「疾病後遺障害」の100%、および事故死亡上乗せ特約の「事故死亡」の70%について、自家生命共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家生命共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

全労済「団体定期生命共済」の同項目と同様です。本説明書36ページを参照してください。

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は基本契約「死亡・重度障害」の40%（子ども契約は50%）、同契約「疾病後遺障害」の100%、事故死亡上乗せ特約「事故死亡」を70%引受けています。保障額・年齢群ごとの自家生命共済引受掛金は以下のとおりです。

【1】①基本契約（疾病後遺障害含む、疾病後遺障害の保障額は一律500万円）組合員・配偶者掛金

基本契約加入額(万円)	500	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	
全トヨタ労連引受額(万円)	200	400	600	800	1,000	1,200	1,400	1,600	1,800	2,000	2,200	2,400	
年齢群別掛金(円)	15歳～29歳	210	300	390	480	570	660	750	840	930	1,020	1,110	1,200
	30歳～39歳	310	500	690	880	1,070	1,260	1,450	1,640	1,830	2,020	2,210	2,400
	40歳～49歳	460	800	1,140	1,480	1,820	2,160	2,500	2,840	3,180	3,520	3,860	4,200
	50歳～54歳	710	1,300	1,890	2,480	3,070	3,660	4,250	4,840	加入できません			
	55歳～59歳	910	1,700	2,490	3,280	4,070	4,860	5,650	6,440	加入できません			
60歳～64歳	1,210	2,300	3,390	4,480	5,570	6,660	7,750	8,840	加入できません				

②子ども掛金（年齢問わず一律、疾病後遺障害の保障額は基本契約加入額と同額）

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600
全トヨタ労連引受額(万円)	50	100	150	200	250	300
全トヨタ労連引受掛金(円)	55	120	175	230	295	330

【2】事故死亡上乗せ特約

組合員・配偶者・子ども掛金

基本契約加入額(万円)	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
事故死亡上乗せ特約(万円)	100	200	300	400	500	600	1,000	1,500	2,000	2,500	3,000
全トヨタ労連引受額(万円)	70	140	210	280	350	420	700	1,050	1,400	1,750	2,100
全トヨタ労連引受掛金(円)	20	40	60	80	100	120	200	300	400	500	600

※事故死亡上乗せ特約は基本契約と同額付帯、かつ3,000万円が加入限度となります。そのうち全トヨタ労連は70%を引受けます。

▶ 5 共済金をお支払いする場合

(1)死亡共済金・重度障害共済金

加入者が共済期間中に死亡または所定の重度障害（37ページ 全労済規定と同内容）となった場合、死亡共済金または重度障害共済金をお支払します。

※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。

(2)疾病後遺障害共済金

重度障害に該当しない病気による身体障害について、加入者が共済期間中に身体障害者福祉法にもとづいた地方自治体発行の身体障害者手帳を交付されたときに給付します。給付基準は以下のとおりです。

- ・生命・後遺障害保障加入以前に身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払します。
- ・病気後遺障害共済金を支払った後に等級が変更となったときは、すでに払った病気後遺障害共済金を差し引いてお支払します。

等級とその共済金の額については下表のとおりとします。ここでいう等級とは身体障害者福祉法施行規則に定められる身体障害者障害程度等級表にもとづいた地方自治体発行の障害者手帳に記載されている等級をいいます。

交付された等級	共済金の額(契約額×下記割合)
1級または2級	100%
3級	50%
4級	30%
5級	10%
6級	5%

※疾病後遺障害共済金額は基本契約に自動付帯され、最高保障額は500万円となります。

(3)事故死亡共済金（事故死亡上乗せ特約）

加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等を直接の原因として共済期間中（共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む）に死亡した場合、災害死亡共済金をお支払します。

▶ 6 共済金受取人について

受取人に関する取り扱いは全労済引受契約と同様となります。詳細は全労済引受契約「共通事項」（32ページ）を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家生命共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の生命保険料控除

全トヨタ労連「自家生命共済」の掛金は生命保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家生命共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度を全トヨタ労連（ゆうゆうセンター）へ通知してください。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災などの非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合（免責）

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<各共済金に共通>

契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失、加入者の犯罪行為により支払い事由が発生したとき。

<死亡共済金・重度障害共済金>

加入者が契約の発効日から1年以内に自殺したとき、または自殺行為により重度障害となったとき。

<事故死亡共済金>

- (1)加入者が無資格運転中または酒気帯び運転中に生じた事故によるとき。
- (2)加入者の精神障害、泥酔によるとき。
- (3)原因のいかんを問わず、頸部症候群（むちうち症）、腰・背痛など他覚症状のないとき。

▶ 4 共済金を減額してお支払いする場合

下記の場合には、共済金を減額してお支払します。

<重度障害共済金>

発効日・更新日（増額の場合）時点で、すでに罹患していた疾病・受傷していた傷病を原因として、発効日・更新日から180日以内に重度障害になったとき、共済金額の50%を減額

<疾病後遺障害共済金>

- (1)生命・後遺障害保障加入以前に、身体障害者手帳が交付されているときは、加入時の等級分の共済金を差し引いてお支払します。
- (2)病気後遺障害共済金を支払った後に、等級が変更になったときは、すでに支払った疾病後遺障害共済金を差し引いてお支払します。

<事故死亡共済金>

事故等による傷害については、下記の影響を除いて共済金額を決定し、お支払します。

- (1)事故前から存在していた障害・傷病による影響。
- (2)事故後、その事故とは関係なく発生した障害・傷病による影響。
- (3)正当な理由なく、加入者が治療を怠り傷害が重大となったことによる影響。

- (4)正当な理由なく、契約者または共済金受取人が治療させなかったことによる影響。

▶ 6 契約が解除となる場合

下記の場合には、契約は解除となり、共済金のお支払いはできません。既に共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

- (1)契約の申し込み、共済金の請求および受領に際し、契約者、加入者、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき。
- (2)契約者、加入者が、契約時に故意・重大な過失により、質問表への回答等で重要な事実を隠したり、事実と異なる記載をしたとき。
※また、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

▶ 7 契約が消滅となる場合

下記の場合には、契約は消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき。
- (2)加入者が重度障害となったとき(重度障害共済金が支払われた場合)。
※契約が消滅し、共済金を契約者または死亡共済金受取人に支払う場合、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 5 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約が無効となります。

- (1)契約者または加入者が発効日・更新日にすでに死亡していたときや「加入できる方」(44 ページ)の範囲外であったとき。
- (2)契約者が発効日・更新日に団体の構成員でなかったとき。
- (3)契約者が発効日・更新日に加入者でなかったとき。
- (4)契約者が発効日・更新日にすでに退職していたとき。ただし、「ゆうゆう」退職者契約へ移行した場合を除く。
- (5)共済金額が最高限度を超えていたとき(超過分が無効)。
- (6)申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき。
- (7)契約者の意思によらず契約を申し込まれたとき。
- (8)契約者または加入者が詐欺行為をしたとき。

終身生命保障 全労済「終身生命共済」

終身生命保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約		災害死亡特約	
	死亡	重度障害	災害死亡	災害重度障害
全 労 済	100%		100%	

この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身生命保障は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「細則」および「終身生命共済 終身生命プラン契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっておいただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33 ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

[1]契約者との続柄が下記の範囲である方

- ①契約者(組合員、以下同じ)ご本人
- ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く。)
- ③契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

[2]申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方。

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ詳細にご回答ください。質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日(告知日)から過去1年以内に受けたものが有効です。

- ①勤務先の定期健康診断書
- ②基本・特定健康診査結果表
- ③人間ドック成績表

これらがお手元でない場合や有効期間(1年)を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

[3]年齢について

総合パンフレット(7ページ)を参照ください。

▶ 4 共済期間(契約期間、以下同様)と掛金払込期間

共済期間は発効日から終身です。「ゆうゆう」の他保障の共済期間とは異なります。

▶ 5 契約できる申込額

- (1)300万円または500万円となります。
- (2)上記以外の契約額をご希望の場合はゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効となります。

- ①力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- ②テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身生命保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。具体的な金額は「総合パンフレット(8ページ)」をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)を参照ください。

▶ 11 指定代理請求人

- (1)契約者は、契約者が加入者である共済契約において、契約者が所定の共済金を請求できない特別な事情がある場合に、契約者の代理人として共済金を請求することができる方(以下「指定代理請求人」)を1名に限って指定することができます。
- (2)指定代理請求人に指定できる方は、次の範囲内です。指定代理請求人を指定したのちに、別の方に変更する場合も同様です。
 - ①契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の配偶者
 - ②契約者と同居または契約者と生計を一にする契約者の3親等内の親族

▶ 12 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができません)。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金 または 重度障害 共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に死亡したとき ※加入者の余命が6か月以内と判断される場合には、死亡共済金にかえて「リビングニーズ」共済金を請求いただくことができます。 ②発効日または更新日以後に発病した疾病、もしくは発効日または更新日以後に発生した不慮の事故等として重度障害(※1)となったとき ※死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いしません。	死亡・重度障害共済金額
災害死亡 共済金 または 障害共済金	次のいずれかに該当したとき ①加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に死亡したとき ②加入者が共済期間中に発生した不慮の事故等(※2)を直接の原因として、共済期間中に重度障害(※1)の状態になったとき ※基本契約の死亡共済金または重度障害共済金に追加してお支払いします。 ※災害死亡共済金と障害共済金(重度障害のとき)は重複してお支払いしません。	災害特約共済金額または 災害死亡特約共済金額
生存共済金 (ハッピーボーナス)	掛金払込期間中、発効日から5年ごとに加入者が生存していたときにお支払いします。 ※生存共済金は現在「新規」での加入引受を行っておりません。	死亡共済金額×10%

(※1) 重度障害状態とは、全労済が定める身体障害等級別支払割合表(71 ページ参照)の第1級、第2級、第3級の2・3・4の状態をいいます。「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質の変化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的な、き損状態をいいます。具体的には以下のとおりです。

1. 両眼が失明したもの
2. そしゃく及び言語の機能を廃したものと
3. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの
6. 両上肢の用を全廃したもの
7. 両下肢をひざ関節以上で失ったもの
8. 両下肢の用を全廃したもの
9. 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
10. 両眼の視力が0.02以下になったもの
11. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
12. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
13. 両上肢を手関節以上で失ったもの
14. 両下肢を足関節以上で失ったもの
15. そしゃく又は言語の機能を廃したものと
16. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
17. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの

(※2) 「不慮の事故等」とは、急激かつ偶然な外因による事故、または全労済所定の感染症をいいます。

▶ 14 掛金の払込免除について

- ①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間中に全労済所定の身体障害の状態になったとき
例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターへお問い合わせください)上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
- ②次の原因によるときは、掛金の払い込みは免除しません。
 - 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - 加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
 - 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - 加入者の精神障害または泥酔によるとき
 - 被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- ③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しないことがあります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリング・オフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32 ページ)をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身がご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2)提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込書(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気

を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。

- (3)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。

●申込日(告知日=健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。

<告知義務について>

- 共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。したがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されると、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際しては、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。
- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知していただかなかったり、事実と違うことを告知されますと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができます。所定の書式(解約届)に解約日を記入のうえ、加盟組合経由でゆうゆうセンターまでご提出ください。

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

- 契約者は、次の場合、直ちに加盟組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。
 - ①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
 - ②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
 - ③海外に長期滞在することになったとき
 - ④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合)

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
- ②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

[1]基本契約

<死亡共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺したとき
- ②加入者の犯罪行為により死亡したとき
- ③共済金受取人が故意に加入者を死亡させたとき。ただし、その人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
- ④契約者が故意に加入者を死亡させたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）

<重度障害共済金>

- ①加入者が発効日から1年以内に自殺行為により重度障害となったとき
- ②加入者の故意（自殺行為を除きます）により重度障害となったとき
- ③加入者の犯罪行為により重度障害となったとき
- ④契約者が故意に加入者を重度障害にさせたとき（契約者と加入者が同一人である場合を除きます）
- ⑤重度障害共済金を支払う前に死亡共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき、または死亡共済金支払い後に重度障害共済金（当該重度障害共済金の請求の原因となった傷病との因果関係を問いません）の支払請求を受けたとき

[2]災害死亡特約

<災害死亡共済金・障害共済金>

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ②加入者の重大な過失
- ③加入者の犯罪行為
- ④加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転する間に生じた事故
- ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥加入者の精神障害または泥酔
- ⑦加入者の疾病に起因して生じた事故
- ⑧障害共済金（重度障害の場合）を支払う前に災害死亡共済金の支払請求を受けたとき、または災害死亡共済金の支払い後に障害共済金の請求を受けたとき
- ⑨原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないとき

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
 - (2)契約のお申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
 - (4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- ※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目

- 的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
 - (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
 - (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不相当と判断したとき
 - (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき
- ただし、以下の場合を除きます。
- ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、または事実でないことの告知をすることを勧めたとき
- ※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は前記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合は、契約が消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
 - (2)加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
- ※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除について

- 終身生命保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
- 共済掛金払込証明書は、1月から12月までの間に掛金をお支払いいただいた共済契約について発行します。生命保険料控除の対象となる共済契約は次のとおりとなりますのでご注意ください。納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が自己または配偶者（内縁関係は対象となりません）その他の親族である契約です。

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記12～14の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいている組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

入院・手術保障 全体概要

入院・手術保障(以下、入院保障)は、損害保険会社、全トヨタ労連が引き受け、以下の内容で実施します。()は引受割合です。

引受団体	保障内容	基本契約		三大疾病特約			医療上乘せ特約		
		入院	手術	入院	手術	診断	通院	長期入院	先進医療
損害保険会社		○(100%)		-			-		
全トヨタ労連		-		○(100%)			○(100%)		

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

損害保険会社は入院保障のうち、基本契約「入院・手術」を100%引受けています。

入院・手術保障 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み

損害保険会社引受契約「重要事項説明書(共通事項)(33～36ページ)」を参照ください。

(2) 商品の仕組み

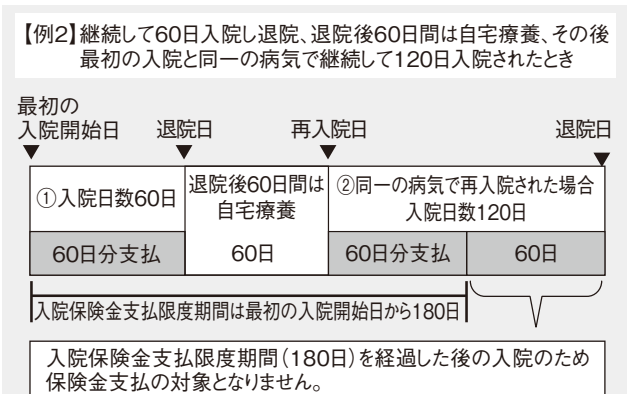
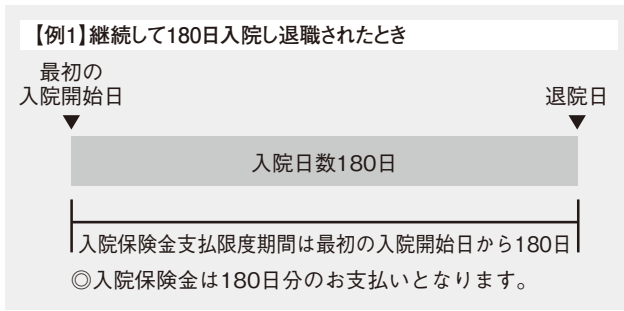
被保険者が、保険期間中に発病した疾病または発生した急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガにより入院された場合、または手術を受けた場合に保険金をお支払いします。

(3) 補償内容(主な支払事由、保険金をお支払いする場合)

保険金の種類	保険金を支払う場合	保険金の額
疾病入院保険金	被保険者が病気により、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、その病気の治療を直接の目的として入院されたとき	疾病入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
疾病手術保険金	被保険者が病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、倍率の高いいずれか1つの手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 疾病入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)
傷害入院保険金	被保険者がケガにより、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、そのケガの治療を直接の目的として入院されたとき	傷害入院保険金日額×入院日数 (1入院の支払限度期間は入院開始日から180日目までの間(注))
傷害手術保険金	被保険者が、病気の治療を直接の目的として、病院または診療所で所定の手術を受けられたとき (注)時期を同じくして2以上の手術を受けられた場合は、給付倍率の最も高い1種類の手術のみ対象となります。また、手術の種類によっては回数の制限があります。	手術の種類により、 傷害入院保険金日額×倍率 (40倍、20倍、10倍)

(注)1 入院の支払限度期間について

お支払い例(入院保険金支払限度期間 180日)



◎入院日数の合計は180日ですが、入院保険金支払限度期間が180日のため、入院保険金は最初の疾病入院を開始した日からその日を含めて疾病入院保険金支払限度期間を経過するまでの「①最初の入院日数の60日分+②再入院日数の60日分(120日-60日)=合計120日分」のお支払いとなります。

(4) 引受条件(ご契約金額等)

- ご契約金額(入院保険金日額)につきましては、下記金額からご選択いただけます。被保険者の満年齢・性別・年取等を参考にお選びください。実際にご加入いただくにあたってのご契約金額については、総合パンフレットをご参照ください。
- 新規にご加入の場合は満64歳まで、継続加入の場合は満79歳までご加入いただけます。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険料

保険料は性別にかかわらず「一律」です。保障開始日時点での満年齢が60歳以上の方は60歳未満の方とは別料率となります。契約額ごとの保険料は以下のとおりです。

基本契約 組合員・配偶者・子ども・その他親族保険料

満年齢 (保障開始日時点)	契約入院日額					
	3,000円	5,000円	8,000円	10,000円	15,000円	20,000円
0歳～59歳	540円	900円	1,440円	1,800円	2,700円	3,600円
60歳～79歳	1,290円	2,150円	3,440円	4,300円	6,450円	8,600円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金等

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「医療保険(1年契約用)」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。また、ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意ください。

▶ 1 告知義務等

ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している身体障害について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の生年月日・満年齢・性別
- 被保険者の職業職種
- 質問表回答欄にご記入いただく事項
- 他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、医療保険(1年契約用)の場合には、医療保険・疾病入院特約・普通傷害保険などの疾病・ケガを保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受をお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満64歳以下、継続加入の場合は満79歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

●以下の事由で身体障害を被った場合

- ①ご加入者または被保険者の故意または重大な過失
- ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為
- ③被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用
- ④戦争、外国の武力行使、革命、その他これらに類似の事変または暴動(*1)
- ⑤核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性・爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故(*1)

⑥上記④⑤に随伴して生じた事故またはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)

⑦むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*2)のないもの

●以下のケガによる身体障害を被った場合

①無資格または酒気帯びにより正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故

②地震、噴火もしくはこれらによる津波によるケガ、またはこれらの事由に随伴して生じた事故、もしくはこれらにともなう秩序の混乱にもとづいて生じた事故(*1)

③被保険者に対する刑の執行

④精神障害を原因とする事故

●アルコール依存症および薬物依存による入院

(*1)これらに該当した被保険者数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと共栄火災が認めるときは、その程度に応じ、保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払うことがあります。

(*2)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

●入院または手術の原因となった身体障害を被った時が、この保険契約が継続されてきた初年度契約の保険期間の開始日より前であるとき。ただし、入院を開始した日または手術を受けた日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金支払の対象となります。

▶ 3 ご加入後の留意事項

控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。

▶ 4 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 5 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 6 脱退時の手続き・返れい金

▶ 7 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 8 保険会社破綻時の取扱い

▶ 9 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 10 ご注意いただきたいこと

▶ 11 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

▶ 12 健康状態告知確認書

上記4～12の詳細は、損害保険会社引受契約重要事項説明書(共通事項)(33～36ページ)を参照ください。

入院・手術保障 全トヨタ労連「自家医療共済」

全トヨタ労連は、入院・手術保障のうち三大疾病特約、および医療上乗せ特約の100%を、自家医療共済規程にもとづき実施します。

契約概要 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

全トヨタ労連引受分は、全トヨタ労連が定める「自家医療共済規程」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。

▶ 3 加入できる方

損害保険会社が引受ける入院・手術保障「基本契約」へ加入ができる方

▶ 4 共済掛金について

全トヨタ労連は「三大疾病特約」「医療保障上乗せ特約」の100%を引受けています。保障額ごとの自家医療共済引受分掛金は以下のとおりです。**[1]三大疾病特約**

三大疾病特約は、基本契約の入院日額と同額となります。ただし付帯できる上限額は10,000円(入院日額)となります。

	発効日満年齢 0～59歳						発効日満年齢 60～79歳					
	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
基本契約加入額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	360	600	960	1,200	1,200	1,200	2,400	4,000	6,400	8,000	8,000	8,000

[2]医療上乗せ特約

基本契約加入額(円)	発効日満年齢 0~59歳						発効日満年齢 60~79歳					
	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000	3,000	5,000	8,000	10,000	15,000	20,000
全トヨタ労連引受額(円)	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000	3,000	5,000	8,000	10,000	10,000	10,000
全トヨタ労連引受分掛金(円)	120	200	320	400	400	400	510	850	1,360	1,700	1,700	1,700

▶ 5 共済金をお支払いする場合

[1]三大疾病特約

①診断共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
急性心筋梗塞 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に急性心筋梗塞を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額 ×100倍 加入者の生涯にわたり 1回のみ支払い
脳卒中 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中(発効日または更新日以降)に脳卒中を発病し、その疾病によりはじめて医師の診断を受けた日からその日を含め60日以上、言語障害、運動失調、および麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度
悪性新生物 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に悪性新生物に生後はじめて罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度
上皮内新生物 診断共済金	加入者が共済期間(契約期間)中かつ発効日または更新日から起算して91日目以降に上皮内新生物等に罹患し、医師または歯科医師によって病理組織学的所見により診断確定されたとき。上皮内新生物等診断共済金が支払われることになった診断確定日から、その日を含めて2年以内に再度上皮内新生物等診断共済金の支払事由に該当した場合は、上皮内新生物等診断共済金をお支払いしません。	三大疾病入院共済金日額×10倍 加入者の生涯にわたり10回の 支払いが限度

②三大疾病入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 入院共済金	加入者が、当特約「診断共済金(上記参照)」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病入院保険金(49ページ参照)」の支払対象となる入院をした場合に、疾病入院保険金とは別に三大疾病入院共済金をお支払いします。なお、支払限度期間は入院保険金と同様、入院開始日から180日目までの間となります。	三大疾病入院共済金日額 ×入院日数

③三大疾病手術共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
三大疾病 手術共済金	加入者が、当特約「診断共済金(上記参照)」の支払対象となる三大疾病を原因として、当保障の基本契約「疾病手術保険金(49ページ参照)」の支払対象となる手術を受けた場合に、疾病手術保険金とは別に三大疾病手術共済金をお支払いします。	三大疾病入院共済金日額 ×所定の支払割合 (40倍、20倍、10倍)

[2]医療上乗せ特約

①入院前通院共済金および退院後通院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
入院前通院 共済金 および 退院後通院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に通院し、次の条件のすべてを満たすとき ①加入者が入院し、基本契約の入院共済金が支払われること ②左記①の入院と同一原因による通院であること ③次に掲げる期間中の通院であること ・入院前通院共済金においては、入院開始日の前日以前90日の期間で、最高30日を限度 ・退院後通院共済金においては、退院日の翌日からその日を含め180日の期間で、最高90日を限度	入院共済金日額×0.3 ×通院日数

②長期入院共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
長期入院 共済金	加入者が共済期間(契約期間)中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日または更新日以降に発病した疾病の治療を目的とした入院 ②連続して90日以上入院、または連続して180日以上入院	入院共済金日額×60

③先進医療共済金

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
先進医療費用 共済金	加入者が、先進医療による治療を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①病气入院共済金の支払われる入院期間中の先進医療による療養 ②病气入院共済金の支払われる入院の原因となった疾病の治療を直接の目的とした先進医療による療養 ③共済期間(契約期間)中の高度先進医療による療養	先進医療による療養を 受けるために契約者が負担した 技術料に相当する金額 (入院日額の200倍を限度)

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)を参照ください。

▶ 7 割り戻し金について

全トヨタ労連「自家医療共済」には割り戻し金の制度はありません。

▶ 8 共済掛金の生命保険料控除

全トヨタ労連「自家医療共済」の掛金は生命保険料控除の対象となりません。

注意喚起情報 全トヨタ労連「自家医療共済」

▶ 1 事故発生の通知義務

共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、加入者または共済金受取人は、30日以内に事故発生の状況および被害の程度をゆうゆうセンターに連絡してください。この連絡を正当な理由なく怠ったときは、全トヨタ労連は共済金をお支払いしないことがあります。

▶ 2 共済金の分割払い等について

戦争その他の変乱、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災など

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

の非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 3 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記のいずれかにより、共済金の支払事由に該当したとき

- (1) 契約者または加入者の故意または重大な過失
- (2) 加入者の知的障害(精神遅滞)、性格異常、または薬物依存によるとき。または、薬物依存により生じた疾病
- (3) 不慮の事故を直接の原因とする場合で、以下に該当する場合
 - ① 契約者または共済金受取人の故意または重大な過失。ただし、その共済金受取人が共済金の一部の共済金受取人である場合は、その残額を他の共済金受取人に支払います
 - ② 加入者の重大な過失
 - ③ 加入者の犯罪行為
 - ④ 加入者が法令に定める運転資格をもたないで運転している間に生じた事故
 - ⑤ 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ⑥ 加入者の精神障害または泥酔

(4) 原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 4 契約が無効となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(46 ページ)を参照ください。

▶ 5 契約が解除となる場合

全トヨタ労連「自家生命共済」(46 ページ)を参照ください。

▶ 6 契約が消滅となる場合

以下の場合、契約は消滅となります。なお、共済金をお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差し引かせていただきます。

- (1) 加入者が死亡したとき
- (2) 基本契約が消滅したとき

終身医療保障 全労済「終身生命共済」

終身医療保障は、全労済が実施する「終身生命共済」にもとづきます。保障内容は下記のとおりです。

保障内容	基本契約	
	入院	手術
引受団体		
全 労 済	100%	

75 歳以下とします。

▶ 4 共済期間(契約期間)と掛金払込期間

- (1) 共済期間は発効日から終身です。「ゆうゆう」の他の保障の共済期間(毎年4月1日発効、3月31日満期の単年度契約)とは異なります。
- (2) 掛金払込期間は終身払いです。退職後も掛金の払い込みを継続させていただきます。

▶ 5 契約できる申込額

- (1) 終身医療共済に契約できる申込額は、入院日額 3,000 円または 5,000 円です。
- (2) 加入者 1 名につき 1 契約のみ契約することができます。
- (3) 全労済が実施する「こくみん共済 終身医療 3000 または 5000」と重複して契約することはできません。

▶ 6 一部の職業の方について

発効日においてつぎに掲げる職業に従事する場合は加入者となることができません。お申し込みいただいた契約は無効になります。

- ① 力士、拳闘家、プロレスラー、軽業師、その他これらに類する職業
- ② テストパイロット、テストドライバー、その他これらに類する職業

▶ 7 天災、戦争、その他非常の場合の共済金のお支払い

地震、津波、噴火、その他これらに類する天災のとき、および戦争その他非常の出来事によるときは、共済金の分割払いやお支払いの繰り延べ、および減額してお支払いすることがあります。

▶ 8 共済掛金額

終身医療保障の掛金は、加入時の年齢・性別等により異なります。詳細は総合パンフレット(12 ページ)をご参照ください。

▶ 9 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象)。この割り戻し金は利息をつけてすえ置かさせていただきます。

▶ 10 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(32 ページ)を参照ください。

▶ 11 共済金の請求について

支払事由が発生した場合は、ただちにその状況や程度についてゆうゆうセンターへ連絡してください。共済金請求書等必要な書類一式を送付しますので、共済金受取人の方は支払事由が発生してから遅滞なく共済金の請求を行ってください(必要書類が提出されない場合、共済金のお支払いができないことがあります)。

※共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は、共済事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「終身生命共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

終身医療共済は、全労済が定める「終身生命共済事業規約」「同細則」および「終身生命共済 終身医療プランベーシックタイプ契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受の共済に契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となっていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33 ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

【1】契約者との続柄が下記の範囲である方

- ① 契約者(組合員以下同じ)ご本人
- ② 契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし、契約者または内縁関係にある人に婚姻の届け出をしている場合を除く。)
- ③ 契約者と生計を一にする、契約者の子、父母、孫および兄弟姉妹
- ④ 契約者と生計を一にする、契約者の配偶者の子、父母、孫および兄弟姉妹

【2】申込書および質問表へのご回答を全労済が審査し、加入を妥当と判断した方

質問への回答は、契約に際して、加入される方ご自身の健康状態などについて、ありのままを回答していただくものです。ご回答の内容は加入のお引き受けに関する判断の基礎となる非常に重要なものです。ご不明な点は全労済にお問い合わせのうえ、詳細にご回答ください。

質問表へのご回答のほかに、健康診断書を提出していただくことがあります。この健康診断書も加入をお引受する際に審査させていただきます。なお、健康診断書とは、次のものをいいます。いずれも申込日(告知日)から過去1年以内に受けたものが有効です。

- ① 勤務先の定期健康診断書
- ② 基本・特定健康診査結果表
- ③ 人間ドック成績表

これらがお手元ない場合や有効期間(1年)を過ぎている場合は、全労済所定の健康診断書を提出していただきます。

【3】年齢について

加入者となることができる年齢は、発効日において満15歳以上満

▶ 12 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
病氣入院 共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする入院 ②1日以上となる入院	病氣入院共済金日額 ×入院日数
手術 共済金	加入者が74ページに記載する「手術支払割合表」に記載の手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①発効日以降に発病した疾病の治療を目的とする手術 ②共済期間中に受けた手術	病氣入院共済金日額×10
災害入院 共済金	加入者が共済期間中に、次の条件のすべてを満たす入院をしたとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因とする入院 ②事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院 ③1日以上となる入院	災害入院共済金日額 ×入院日数
災害手術 共済金	加入者が74ページに記載の「手術支払割合表」に規定する手術を受け、次の条件のすべてを満たすとき ①共済期間中に発生した不慮の事故(※1)を直接の原因として事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術 ②共済期間中に受けた手術	災害入院共済金日額×10

(※1)「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいいます。

▶ 13 掛金の払込免除について

- ①掛金の払い込みを免除する場合
加入者が発効日以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内、かつ共済期間(契約期間)中に全労済所定の身体障害の状態になったとき
例：両眼の視力が0.1以下になったとき、両耳の聴力を全く失ったときなど(詳細はゆうゆうセンターまでお問い合わせください)
上記の身体障害の状態に該当しなくなったときは、以後の掛金の払い込みは免除しません(掛金の払い込みを再開していただきます)。
- ②次の原因による場合は、掛金の払い込みは免除しません。
●契約者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき
●加入者の故意または重大な過失、または犯罪行為によるとき
●加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
●加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
●加入者の精神障害または泥酔によるとき
●被共済者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- ③地震、津波、噴火などの天災、あるいは戦争その他の非常の出来事による場合は、掛金の全部または一部の額について払い込みを免除しない場合があります。

注意喚起情報 全労済「終身生命共済」

「注意喚起情報」は、ご契約のお申し込みの際に特に注意していただきたい事項を記載しています。

▶ 1 クーリングオフ

詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)をご参照ください。

▶ 2 加入申込書および質問表

加入申込書および質問表の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するもの、質問表は健康状態などを告知いただくものとして、ともに重要です。加入者になられる方の同意を得て、契約者自身のご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ署名押印をしてください。
- (2)提出された加入申込書の内容および質問表の回答を審査したうえで、お引き受けするか否かを決定します。その結果は契約申込書(契約者)に通知します。なお、契約承諾の通知は共済契約証書の発行に代えさせていただきます。
※ご契約をお引き受けした場合でも、発効日前の傷害または病気を原因として、共済金支払事由が発生したときには、共済金をお支払いできない場合があります。
- (3)質問表(健康状態などについての質問)には正確にお答えください。正確にお答えいただかなかった場合、契約が解除となり共済金をお支払いできないことがあります。
●申込日(告知日=健康状態に関する告知をした日)は、契約者が申込書に記入した日とします。
<告知義務について>
●共済は大勢の方が掛金を出しあって、相互に助け合う制度です。し

たがって、初めから健康状態の悪い方や危険な職業に従事されている方などが無条件で契約されると、加入者間の公平性が保たれません。そこでご契約に際して、契約者や被共済者の方には、過去の病歴(病名や治療期間など)、現在の健康状態や身体の障害状態、職業などについて、正しく告知していただく義務があります。

- 加入申込書「質問表」への回答には過去の病歴(病名や治療期間など)など、全労済がおたずねする事柄について、ありのまま正しく告知してください。告知していただいた内容が不十分であった場合には、再度告知をお願いすることがあります。
- 告知していただく内容は、加入申込書「質問表」として記載してあります。もし、故意または重大な過失によって、事実を告知しただけなかったり、事実と違うことを告知されたと、全労済は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。この場合には、たとえ支払事由が発生していても、共済金をお支払いすることはできません。また、共済掛金払込免除の事由が発生しているときも同様です。

▶ 3 解約と解約返戻金

- 契約者は、いつでも将来に向かって契約を解約することができません。所定の書式(解約届)に解約日を記入のうえ、加盟組合経由でゆうゆうセンターまでご提出ください。
- 終身医療保障はできる限り安い掛金で保障を実現するために、解約されたり契約が失効した場合の解約返戻金は、終身医療保障の場合0円となります。

▶ 4 契約内容に関する届出(住所変更など)について

- 契約者は、次の場合、直ちに加盟組合経由でゆうゆうセンターへご連絡ください。
 - ①加入者が加入できる方の範囲(続柄)に該当しなくなったとき
 - ②契約者本人の氏名、住所を変更されたとき、または加入者の氏名が変更されたとき
 - ③海外に長期滞在することになったとき
 - ④死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき(共済契約者が死亡共済金受取人を指定または変更した場合)

▶ 5 共済金をお支払いできない主な場合下記の
場合には、共済金をお支払いできません。

<全共済金共通>

- ①告知義務違反があったとき
- ②共済金請求にあたって、必要書類の偽造、虚偽の記載などがあったとき

<病氣入院共済金・手術共済金>

次のいずれかにより支払い事由に該当したとき

- ①契約者または加入者の故意または重大な過失
- ②不慮の事故を直接の原因とする場合で、災害入院共済金および災害手術共済金の免責事由の①から⑥に該当するとき
- ③原因のいかんを問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの

※「他覚症状」とは、神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的かつ医学的に証明できる所見が認められる状態をいい、患者自身の自覚(疼痛等)は含みません。

＜災害入院共済金・災害手術共済金＞

次のいずれかにより支払事由に該当したとき

- ①契約者または共済金受取人の故意または重大な過失
- ②加入者の故意または重大な過失
- ③加入者の犯罪行為
- ④加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑤加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
- ⑥加入者の精神障害または泥酔
- ⑦原因がいかなる場合でも、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの

▶ 6 契約の無効について

次の内容に該当する場合、契約は無効となります。

- (1)加入者が発効日にすでに死亡していたときや加入者の範囲外であったとき
 - (2)契約のお申し込みの際に、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (3)契約者の意思によらず契約のお申し込みがされたとき
 - (4)加入限度を超えていた場合は、その超えた部分
- ※上記(1)から(4)までに該当する場合は、掛金の全部または一部を契約者に返還します。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

- ※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
- ※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 8 契約の解除について

次の場合、契約は解除される場合があります。

- (1)共済金受取人が、共済金請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2)契約者または共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、故意に加入者を死亡させ、または死亡させようとしたとき
- (3)契約者、加入者または死亡共済受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、共済金支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (4)他の契約との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (5)上記(1)～(4)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (6)契約者または加入者が、申し込みの際に、故意・重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。
 - ①共済契約の申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - ②全労済が、契約者または加入者が事実の告知をすることを妨げたとき
 - ③全労済が、契約者または加入者に対し、事実の告知をせず、ま

たは事実でないことの告知をすることを勧めたとき

※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実の告知をせず、または事実でないことの告知をしたと認められる場合には解除されることがあります。

▶ 9 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求められます。
 - ①契約者または共済金受取人に「契約の解除について」(1)～(3)のいずれかの行為があったとき
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき
- (2)契約者は前記(1)①～③のいずれかに該当する場合において加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①～③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)(3)の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)(4)により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 10 契約の消滅について

下記の場合には、契約が消滅となります。

- (1)加入者が死亡したとき
 - (2)加入者が重度障害となったとき（重度障害共済金が支払われた場合）
- ※契約が消滅し共済金を契約者または死亡共済金受取人にお支払いするとき、未払込掛金がある場合はその金額を共済金から差引かせていただきます。

▶ 11 共済掛金の生命保険料控除

- 終身医療保障の共済掛金は、生命保険料控除の対象となります。
- 生命保険料控除の対象となる契約は、納税する人が共済掛金を支払い、共済金受取人が納税する本人または配偶者（内縁関係を除く）その他親族である契約です

▶ 12 組合員及び出資金について

▶ 13 個人情報保護について

▶ 14 信用リスクについて

上記 12～14 の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33 ページ)を参照ください。

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

休業保障 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

休業保障は、損害保険会社の「普通傷害保険」（死亡のみ・所得補償・精神障害補償）にもとづき実施します。

契約概要 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>」(33～36ページ)を参照ください。

(2) 商品の仕組み

この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

<普通傷害保険>

急激かつ偶然な外来の事故により、被保険者が死亡されたとき

<所得補償特約>

被保険者が日本国内または国外において身体障害により就業不能となった場合

(3) 補償内容

<死亡保険金>

急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

● 43ページ▶ 1商品の仕組みおよび引受条件等の(2)商品の仕組みに記載の「急激かつ偶然な外来の事故とは」を参照してください。

<所得補償保険金>

被保険者が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によるケガまたは疾病(あわせて「身体障害」といいます。)を被り、そのために就業不能となり、その状態が免責期間(4日)を超えて継続した場合に、5日目以降の就業不能期間1か月について補償期間2年間(ただし保障開始日時時点で満64歳の方は1年間)を限度に「所得補償保険金額」をお支払いします。ただし、平均月間所得額が所得補償保険金額より小さいときは、平均月間所得額が就業不能期間1か月についての支払保険金の額となります。

(注1) 就業不能期間が1か月に満たない場合、または1か月未満の端数日が生じた場合は、1か月を30日として計算した割合により保険金の額を決定します。

(注2) 身体障害の発生時が継続契約の保険期間開始前であるときは、その継続契約の支払条件により算出された保険金の額と、身体障害の発生時の保険契約の支払条件により算出された保険金の額のいずれか低い金額をお支払いします。

【用語の説明】

①「就業不能」とは、被保険者が身体障害により入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入確認書記載の業務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者が身体障害により死亡された後もしくは身体障害が治癒された後は、いかなる場合でも就業不能とはいいません。

②「就業不能期間」とは、補償期間内における被保険者の就業不能の日数をいいます。

③「平均月間所得額」とは、免責期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。

④「所得」とは、加入確認書記載の業務を遂行することにより得られる給与所得等に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。

(4) 引受条件(ご契約金額等)

ご契約金額の設定につきましては、以下の点にご注意ください。

<普通傷害保険>

・100万円(死亡のみ)

<所得補償特約>

・ご契約金額は、被保険者の方の平均月間所得額の範囲内で各種社会保険制度による給付内容などを勘案のうえ、適正な金額となるように設定してください。なお、ご契約金額の設定が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険料

保険料は年齢・性別にかかわらず一律です。

	所得補償保険金額(月額)と月掛金額		
	6万円	9万円	15万円
年齢問わず一律	770円	1,150円	1,890円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社「普通傷害保険 所得補償特約」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務・通知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の生年月日・満年齢
- 被保険者の職業職種
- 質問表回答欄にご記入いただく事項
- 他の死亡保険契約

(注)「他の死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合および継続加入の場合ともに、満64歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時点における満年齢によります。

(2) ご加入後における留意事項(通知義務等)

①ご加入者には、ご加入後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。この保険では加入申込書に☆印が付された「被保険者の職業職種」がご通知いただく事項(通知事項)となりますので、ご注意ください。

②ご加入後に、引受範囲外の職業職種への変更が生じた場合は、ご契約を解除させていただきますのであらかじめご了承ください。なお、この解除がなされた場合には、その変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

<引受範囲外の職業または職種>

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、力士

③死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

- ④死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。なお、同意のないままご契約をされた場合には保険契約は無効となります。
- (注) ご加入の保険金額(月額)が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

<普通傷害保険>

- ご加入者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
 - 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ
 - 脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ
 - 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガ(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。)
 - 核燃料物質の有害な特性によるケガ
 - ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、フリークライミング、リュージュ、ボブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ
 - 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)がないもの …など
- <所得補償特約>
- 次のいずれかに該当する事由によって被った身体障害による就業不能
- ご加入者、被保険者(保険の対象となる方)または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失による身体障害
 - けんかや自殺行為・犯罪行為による身体障害
 - 被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤、シンナー等の使用による身体障害
 - 被保険者の妊娠、出産、早産または流産による身体障害
 - 戦争、内乱、革命、暴動等による身体障害(条件付戦争危険等免責に

関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による身体障害は保障の対象となります。)

- 核燃料物質の有害な特性による身体障害
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)がないもの
 - 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 被保険者の妊娠または出産による就業不能
 - 責任開始期(継続契約の場合には初年度契約の責任開始期)より前に被った身体障害 …など
- ただし、就業不能になった日とその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。
- (*) 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

▶ 3 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 7 保険会社破綻時の取扱い

▶ 8 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 9 ご注意いただきたいこと

▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認ください

11 健康状態告知確認書

上記3～11の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(33～36ページ)を参照ください。

長期収入保障 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

長期収入保障は、損害保険会社の「団体長期障害所得補償保険」(精神障害補償)により引受を行います。

契約概要 損害保険会社「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件等

- (1) 団体契約の仕組み
損害保険会社引受契約「重要事項説明書<共通事項>(33～36ページ)を参照ください。
- (2) 商品の仕組み
この保険は、被保険者が、保険期間中に、病気やケガにより「経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態(具体的には、入院している状態または医師の指示に従い自宅療養している状態等)をいいます。以下「就業障害」といいます。)(※1)となり、その状態が免責期間(734日)を超えて継続(※2)した場合に、735日目以降の就業障害の期間1か月(※3)につき、下記「(4)保険金をお支払いする期間(補償期間)」記載の期間を限度として保険金をお支払いします。

(3) 補償内容

免責期間終了後の就業障害の期間1か月(※3)につき、次の算式によりお支払いします。ただし、1か月につき、就業障害開始前12か月の平均月間所得額またはご加入金額のいずれか低い額が限度となります。

お支払いする保険金 = ご加入の保険金額(月額) × 所得喪失率(※4)

(注) 保険金支払の対象となっていない身体障害の影響によって保険金を支払うべき身体障害の程度が加重されたときは、その影響がなかった場合に相当する損害額を決定して保険金をお支払いします。

(4) 保険金をお支払いする期間(補償期間)

満60歳到達日を限度(※6)に、継続して就業障害である期間に対して保険金を支払います。ただし、就業障害の原因が精神障害(休業保障と補償範囲が一部異なります。または詳細は取扱代理店・共栄火災までお問い合わせください)の場合は、5年間を限度とします。

(※1) 免責期間終了後(就業障害開始後735日目以降)については、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない状態、または、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に一部従事することができず、かつ、所得喪失率(※4)が20%を超える状態が継続している場合についても「就業不能」とし、保険金をお支払いします。

(※2) 免責期間を超える障害不能が終了した後、6か月以内に同一の原因による障害不能が再発した場合は、これらを同一の就業障害とみなします。

(※3) 免責期間終了後の就業障害の期間に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金をお支払いします。

(※4) 所得喪失率は、次の算式により計算します。

$$\text{所得喪失率} = 1 - \frac{\text{各月の回復所得額(※5)}}{\text{免責期間が開始する直前の上記に対応する}}$$

(※5) 被保険者が業務に復帰した後には得られる所得のことをいい、免責期間の終了した月から1か月単位で計算します。なお、物価の変動等があった場合は、物価の変動等による影響がなかったものとして公正な調整を行って算出する場合があります。

(※6) 補償期間が開始した日(就業障害開始後735日目)から満60歳までの期間が3年に満たない場合は、3年間を限度とします。就業障害の原因が精神障害であるか否かを問いません。

▶ 2 保険料

保障額 加入時 満年齢	5万円/月		10万円/月	
	男性	女性	男性	女性
15~24歳	320円	219円	640円	438円
25~29歳	331円	284円	662円	568円
30~34歳	350円	368円	700円	736円
35~39歳	424円	525円	848円	1,050円
40~44歳	597円	799円	1,194円	1,598円
45~49歳	785円	1,022円	1,570円	2,044円
50~54歳	842円	1,007円	1,684円	2,014円
55~59歳	958円	1,018円	1,916円	2,036円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料のお支払いは「月払い」です。なお、所属労働組合ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労働組合へご確認ください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

本保険には満期返れい金や契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社 「団体長期障害所得補償保険」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1)ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

- ①ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の性別・生年月日・満年齢
- 被保険者の職業職種
- 質問表回答欄にご記入いただく事項
- 他の保険契約

(注)「他の保険契約」とは、団体長期障害所得補償保険・所得補償保険・所得補償特約など所得を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

②加入申込書の質問表回答欄にご記入いただく内容は公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。なお、ご記入内容によっては引受けをお断りさせていただくことがあります。

③ご加入できる年齢には、新規にご加入の場合は満54歳以下、継続加入の場合は満59歳以下の制限があります。なお、いずれも保障開始日時における満年齢によります。

(2)ご加入後における留意事項

①ご加入後に次の変更等が生じる場合には、必ず総合パンフレット記載の連絡先までご通知ください。

- 氏名や住所が変更となる場合
- 平均所得額が減少する場合
- お仕事の内容が変わる場合やお仕事を辞めになる場合
- 事故が発生した場合 …など

②上記①のほか、加入確認書に記載された内容に変更がある場合や、他の所得補償保険等にご加入される場合は、すみやかにゆうゆうセンターまたは取扱代理店・共栄火災にご通知ください。なお、変更内容によっては、本保険への継続加入ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

(注)ご加入の保険金額(月額)が平均月間所得額を上回った場合、平均月間所得額を上回る部分については保険金をお支払いできませんので十分ご注意ください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

次のいずれかに該当する事由によって被った身体障害による就業障害

- 故意または重過失
 - 闘争行為、自殺行為または犯罪行為
 - 麻薬等の使用
 - 核燃料物質の放射性等
 - 地震、噴火または津波
 - 発熱など他覚的症状のない感染
 - 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
 - 戦争、暴動等(テロ行為によって生じた身体障害・事故に関しては特約により保険金支払の対象にしています。)
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
 - 責任開始期(継続契約の場合には初年度契約の責任開始期)より前に被った身体障害 …など
- ただし、就業障害になった日がその初年度契約の保険期間の初日からその日を含めて1年を経過した日の翌日以後である場合は、保険金を支払います。

▶ 3 ご加入後の留意事項

控除証明書は生命保険料控除を受ける際に必要となりますので、大切に保管ください。

▶ 4 クーリングオフ(加入のお申し込みの撤回等)

▶ 5 保険の効力発生日(保障開始日)

▶ 6 脱退時の手続き・返れい金

▶ 7 保険金をお支払いする事由が発生したときは

▶ 8 保険会社破綻時の取扱い

▶ 9 お客様に関する情報の取扱いについて

▶ 10 ご注意いただきたいこと

▶ 11 加入申込書をご提出いただく前に、 今一度ご確認くださいこと

▶ 12 健康状態告知確認書

上記4~12の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(33~36ページ)を参照ください。

賠償保障 損害保険会社「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

賠償保障は、損害保険会社の「交通事故傷害保険」（死亡のみ・賠償責任補償）により引受を行います。

契約概要 損害保険会社
「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項をこの「契約概要」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。なお、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 商品の仕組みおよび引受条件

(1) 団体契約の仕組み・保険期間(保険のご契約期間)について
損害保険会社引受契約 重要事項説明書「共通事項」(33～36ページ)を参照ください。

(2) 商品の仕組み

この保険は、以下の場合に保険金をお支払いします。

- ①被保険者が交通事故でケガをされたとき、または建物や交通乗用具の火災によってケガをされた場合
- ②次の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被った場合
 - 加入確認書記載の住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故
 - 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故

(3) 補償内容

<交通事故傷害保険>

交通事故等によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合

(※)この保険における「交通事故等」とは、下記に掲げるものをいいます。

- ・運行中の交通乗用具に搭乗してない被保険者の、運行中の交通乗用具(自動車、自転車、電車、バスなどをいいます。また、これらに積載されているものを含みます。以下同様とします。)との衝突、接触等の事故
- ・運行中の交通乗用具に搭乗している被保険者(極めて異常かつ危険な方法で搭乗している者を除きます。)の、急激かつ偶然な外来の事故
- ・乗客として駅の改札口に入ってから出までの駅構内において生じた急激かつ偶然な外来の事故
- ・道路運行中における建物の倒壊、建物からの物の落下、崖崩れ、土砂崩れ、火災または破裂・爆発
- ・建物または交通乗用具の火災

<賠償責任特約>

ご本人(被保険者本人)やそのご家族(※)が日常生活に起因する偶然な事故、ご本人が居住する加入確認書記載の住所地の住宅の所有、使用、管理に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った場合

(※)この保険の対象となる「ご家族」とはつぎの通りです。

- ご本人(被保険者本人)の配偶者
 - ご本人(被保険者本人)またはその配偶者と生計を共にする同居の親族
 - ご本人(被保険者本人)またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚の子
- 未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
(注)上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の際に
おけるものをいいます。

(4) 引受条件(ご契約金額等)

<交通事故傷害保険>

- ・100万円(死亡のみ)

<賠償責任特約>

- ・1億円(限度)

▶ 2 保険料

保険料は年齢・性別にかかわらず一律です。(下記保険料には交通事故傷害保険の死亡保障100万円を含みます。)

賠償保障	1億円
月掛金額	50円

▶ 3 保険料の払込方法について

保険料は「月払い」です。なお、所属労組ごとに「給与天引き」または「指定口座からの自動振替」となります。詳細は所属労組へお問い合わせください。

▶ 4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

▶ 5 脱退時の手続き・返れい金

ご加入後、保険の解約を希望される場合は、ゆうゆうセンターへご連絡ください。なお、解約された場合でも、解約返れい金はございません。

注意喚起情報 損害保険会社
「交通事故傷害保険 賠償責任補償特約」

ご加入に際してご加入者にとって不利益になる事項など、特にご注意いただきたい事項をこの「注意喚起情報」に記載しています。ご加入される前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。また、ご不明な点については、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 1 告知義務等

(1) ご加入時における注意事項(加入申込書の記載上の注意事項)

ご加入者には、ご加入に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。

この保険では加入申込書に★印が付された次の項目が告知事項となりますので、ご注意ください。

- 被保険者の職業職種
- 他の死亡保険契約

(注)「他の死亡保険契約」とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険・積立ファミリー交通傷害保険などの、傷害死亡を保障する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

(2) ご加入後における留意事項

○死亡保険金受取人を変更する場合は取扱代理店または共栄火災にご通知ください。なお、死亡保険金受取人の変更は法律上有効な遺言によって行うこともできます。詳しくは取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

▶ 2 保険金をお支払いできない主な場合

<交通事故傷害保険>

- ご加入者、被保険者、または保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ
 - けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
 - 無資格または酒気帯びもしくは麻薬などの使用により正常な運転ができないおそれのある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故によるケガ
 - 脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ
 - 妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動などによるケガ(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガは保障の対象となります。)
 - 核燃料物質の有害な特性などによるケガ
 - 自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ
 - 職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ
 - 船舶または実習のための船舶搭乗中のケガ グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガ
 - むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないもの … など
- <賠償責任特約>
- 被保険者の故意による損害賠償責任
 - 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任

- 戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任(条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為による損害は保障の対象となります。)
 - 職務遂行に関する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任)
 - 同居する親族に対する損害賠償責任
 - 他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任
 - 心神喪失中の損害賠償責任
 - 自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任…など
- (*)理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

- ▶ 3 クーリング・オフ(加入のお申し込みの撤回等)
- ▶ 4 保険の効力発生日(保障開始日)
- ▶ 5 脱退時の手続き・返れい金
- ▶ 6 保険金をお支払いする事由が発生したときは
- ▶ 7 保険会社破綻時の取扱い
- ▶ 8 お客様に関する情報の取扱いについて
- ▶ 9 ご注意いただきたいこと
- ▶ 10 加入申込書をご提出いただく前に、今一度ご確認くださいこと

上記3～10の詳細は、損害保険会社引受契約 重要事項説明書<共通事項>(33～36ページ)を参照ください。

交通災害保障 全労済「交通災害共済」

交通災害保障は、全労済の「交通災害共済」にもとづき実施します。保障内容は下記のとおりです。

保障内容 引受団体	基本契約			
	死亡	後遺障害	入院	通院
全 労 済	100%			

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認ください事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。ご不明の点は、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「交通災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程

交通災害保障は、全労済が定める「交通災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となってお申し込みする必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

▶ 3 加入できる方

契約の発効日または更新日に、下記のいずれかに該当する方

- ①契約者(組合員以下同じ)
- ②契約者の配偶者(内縁関係を含む。ただし契約者または契約者と内縁関係にある方に婚姻の届け出をしている配偶者がいる場合を除く)
- ③上記以外の契約者と生計を一にする親族

▶ 7 共済金をお支払いする場合

共済金の種類	共済金を支払う場合	共済金の額
死亡共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に死亡した場合、死亡共済金をお支払いします。	基本契約共済金額
障害共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に身体障害の状態になった場合、「身体障害等級別支払割合表(詳細は71ページを参照ください)」に規定する等級に応じた支払割合の金額を障害共済金としてお支払いします。	基本契約共済金額 ×給付割合
入院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に連続して5日以上入院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した入院が対象となります。	入院共済金額×(入院日数(184日限度)－免責4日) ※免責4日分については、 通院共済金をお支払いします
通院共済金	加入者が共済期間中に発生した交通事故を直接の原因として、共済期間中(共済契約を更新した場合は、更新直後の1共済期間を含む)に通院した場合、右記の計算により入院共済金をお支払いします。 ※事故の日から180日以内に開始した通院が対象となります。	通院共済金額 ×通院日数(90日限度)

▶ 4 保障額と共済掛金について

掛金は組合員・組合員と生計を一にする親族ともに共通です。

加入できる方	保障額	月掛金
組合員および 組合員と 生計を一にする 親族	100万円(10口)	70円
	200万円(20口)	140円
	300万円(30口)	210円
	400万円(40口)	280円
	500万円(50口)	350円

▶ 5 割り戻し金

全労済は毎年5月末に決算を行い、剰余金が生じた場合、割り戻し金として還元します(5月末現在の有効契約が対象です)。

▶ 6 共済金受取人

詳細については、全労済引受契約「共通事項」(32ページ)を参照ください。

▶ 8 共済金を減額する場合

交通事故により損害を被り、共済金をお支払いする場合、すでに存在していた障害もしくは傷病の影響、または当該事故の後にその原因となった事故と関係なく発生した障害もしくは傷病の影響により傷害が重大となったときは、その影響がなかった場合に相互する共済金の額を決定してお支払いします。

▶ 9 共済金の分割払い等について

戦争その他の非常な出来事、地震、津波、噴火、その他これらに類する天災害などの非常時には、共済金の分割払い、お支払いの繰り延べまたは削減が行われることがあります。

▶ 10 交通事故の定義について

この共済において交通事故とは、下記に掲げるものをいいます。

- (1) 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関（自動車、自転車、電車、ケーブルカー、航空機、船舶、定期遊覧船など、およびこれらに積載されているものも含みます。以下同じ）との衝突、接触等による事故。
- (2) 運行中の交通機関に搭乗していない加入者の、運行中の交通機関に発生した衝突、接触、火災、爆発等による事故。
- (3) 運行中の交通機関に搭乗している加入者の不慮の事故。
- (4) 乗客（入場客を含みます）として、改札口にある交通機関の乗降場構内（改札口の内側をさします）における加入者の不慮の事故。
- (5) 道路（道路交通法第2条に定めるもの）を通行中の加入者の下記に掲げる不慮の事故。
ア．建造物・工作物等の倒壊または建造物・工作物等からの物の落下
イ．崖崩れ、土砂崩れまたは岩石等の落下
ウ．火災または破裂・爆発

▶ 11 運行中および搭乗の定義

- (1) 「交通事故の定義について（60 ページ）」および「共済金をお支払いできない場合（60 ページ）」に定める「運行中」とは、当該交通機関の用い方に従い移動中、停車中、発車準備中または無人暴走その他全労済が認めるものをいい、下記の各号の場合は含みません。

- ① 駐車中
- ② 車庫、格納庫、またはこれに代わるべき構内、場所に格納中またははい留中
- ③ リフト、エレベータ、エスカレータ運転休止中

- (2) 「交通事故の定義について（60 ページ）」および「共済金をお支払いできない場合（60 ページ）」に定める「搭乗」とは、下記の各号をいいます。

- ① 運行中の交通機関に乗車（船）するために交通機関に手または足をかけたときから、下車（船）のために片足が地面につく直前まで
- ② 自転車の場合には、ペダルに足を乗せて乗車を開始したときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
- ③ 自動二輪車および原動機付自転車の場合には、運行するためにエンジンを作動し、車体に手または足をかけたときから、降車のために足を地面に降ろしたときまで
- ④ その他全労済が認めるもの

▶ 12 共済金請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 13 契約内容に関する届け出について

契約者は下記の場合、直ちにゆうゆうセンターへご連絡ください。連絡がないと共済金をお支払いできない場合があります。

- (1) 氏名や住所が変更となった場合
- (2) 加入者について、交通事故による傷害を被った場合
- (3) 他の交通災害保険や交通災害共済に加入したとき
- (4) 加入者が「加入できる方」の範囲外になったとき
- (5) 死亡共済金受取人の氏名が変更されたとき（契約者が死亡共済金受取人を指定または変更された場合）

注意喚起情報 全労済「交通災害共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1) 契約者、加入者、共済金受取人の故意、重大な過失
- (2) 加入者の犯罪行為によるとき
- (3) 加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

- (4) 加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (5) 加入者の精神障害または泥酔によるとき
- (6) 加入者の疾病に起因して生じた事故によるとき
- (7) 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰・背痛で他覚症状のないもの
- (8) 道路以外の場所における車両の交通によって生じたもので、自動車安全運転センター各都道府県事務所が発行する交通事故証明書の交付を受けられなかったもの
- (9) 人または物の運搬以外の用途を兼ねる交通機関（ブルドーザー、クレーンなど）の当該用途に関連して生じたもの
- (10) 列車、路面電車等の専用軌道内もしくは自動車専用道路内に立ち入り、または当該軌道もしくは道路を当該交通機関による以外の方法により通行し、当該交通機関との接触、衝突によって生じたもの。ただし、業務上の必要による立ち入り、または通行によって生じたものを除きます。
- (11) 加入者が試運転（性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。）、訓練（自動車または原動機付自転車の運転資格を取得するための訓練を除きます。）、競技・興行（練習を含みます。）のため運行中の交通機関に搭乗している間に生じた傷害。ただし、道路上で全労済が規定する交通機関に搭乗している間に生じた傷害については、この限りではありません。
- (12) 加入者が職務として下記の作業に従事中に当該作業に直接起因する事故によって被った傷害
ア．荷役作業（土石などの積み込み、積みおろし作業を含みます）
イ．全労済の規定する交通機関の修理、点検、整備または清掃作業
- (13) 加入者が定期、不定期航空運送事業の用に供されていない航空機を操縦している間または当該航空機に搭乗することを職務とする加入者が職務上搭乗している間に生じた傷害
- (14) 加入者が職務として漁業に従事している間に生じた傷害
- (15) 加入者がハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故による通院

▶ 2 共済金を削減する場合

加入者が、ハイヤーまたはタクシーを業務運転中に被った事故の場合は、入院共済金額を「1 口あたり 50 円に共済契約口数を乗じた金額、または 1,000 円のうちのいずれか少ない額」と読み替えて計算された金額を入院共済金として支払います。

▶ 3 契約の解除について

次のいずれかの場合、契約は解除される場合があります。

- (1) 共済金受取人が、共済金の請求および受領の際、詐欺行為を行い、または行おうとしたとき
- (2) 契約者、加入者または死亡共済金受取人が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (3) 他の保険・共済契約等との重複によって、加入者にかかる共済金等の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあると認められるとき
- (4) 上記(1)～(3)までのいずれかに該当するほか、契約者、加入者または共済金受取人に対する信頼を損ない、全労済が、契約の存続を不適当と判断したとき
- (5) 契約者または加入者が、申し込みの際、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたとき

ただし、以下の場合は除きます。

- ① 契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により知らなかったとき
- ② 全労済が、契約者または加入者が事実を告げることを妨げたとき
- ③ 全労済が、契約者または加入者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ④ 加入者にかかる共済契約の発効日から2年以内に共済事故が生じなかったとき

※上記②、③については、全労済の行為の有無にかかわらず、契約者または加入者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には契約が解除されることがあります。

※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※支払事由が発生した後に、契約が解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は、返還していただく場合があります。

▶ 4 詐欺等による契約の取り消しについて

契約者、加入者または共済金受取人が、申し込みの際に、詐欺または

強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
 ※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
 ※共済金支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 5 加入者による契約の解除請求について

- (1)加入者が契約者以外である場合において、次のいずれかに該当する場合には、加入者は契約者に対し、契約を解除することを求めることができます。
 - ①契約者または共済金受取人に前記「契約の解除について」(1)~(3)のいずれかの行為があったとき。
 - ②①のほか、契約者または共済金受取人が、加入者に対する信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたとき。
 - ③契約者と加入者との間の親族関係の終了とその他の事由により、この契約の加入者となることについて同意した事情に著しい変更があったとき。
- (2)契約者は上記(1)①~③のいずれかに該当する場合において、加入者からの契約の解除請求があったときは、全労済に対する通知により、契約を解除しなければなりません。
- (3)加入者は上記(1)①~③のいずれかに該当する場合で、かつ契約者が解除請求に応じないときは、全労済の定める方法により、全労済に対し契約の解除を求めることができます。
- (4)③の解除請求を受けた場合には、全労済は将来に向かって契約を解除することができます。
- (5)④により、契約が解除された場合には、全労済は契約者の住所宛にその旨を書面により通知します。

▶ 6 契約が無効となる場合

- (1)加入者が発効日または更新日に、すでに死亡していた場合や「加入できる方(59ページ)」の範囲外であったとき。
 - (2)共済金額が最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 - (3)契約申し込みの際、加入者の同意を得ていなかったとき
 - (4)契約者の意思によらず契約申し込みがされたとき
- ※1 契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効となった契約が更新されたもののあるときは、3年間分を限度として掛金を返還します。
 ※2 契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 7 契約が消滅となる場合

加入者が死亡した場合には、契約は消滅となります。

▶ 8 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する交通災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して全労済の事業規約および細則で定める加入限度以内とさせていただきます。加入限度額を超えた契約については無効となり、共済金をお支払いできません。

▶ 9 組合員及び出資金について

▶ 10 個人情報保護について

▶ 11 信用リスクについて

上記9~11の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32~33ページ)を参照ください。

全保障
共通事項生命・
後遺障害保障終身生命
保障入院・
手術保障終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAL NEWS

火災保障・借家人賠償責任特約・自然災害保障 共通事項

●この「契約概要」および「注意喚起情報」は、特にご確認いただきたい事項を記載したものです。必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。内容にご不明の点がありましたら、全労済までお問い合わせください。

契約概要 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 引受団体と根拠規程について

火災保障および借家人賠償責任特約は、全労済が定める「風水害等給付金付火災共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。自然災害保障は全労済が定める「自然災害共済事業規約」「同細則」「同契約規定」にもとづき実施します。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規程にもとづき実施します。新しく全労済の引受契約(共済契約)をされる場合は、各都道府県労済生協の組合員となつていただく必要があります。詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32~33ページ)を参照ください。

▶ 3 共済掛金について

火災共済および自然災害共済の月払掛金の額は下表のとおりです。

住宅構造	1口(10万円保障あたり)の月払掛金			
	火災共済	借家人賠償責任特約	自然災害共済	
			大型タイプ	標準タイプ
木造・モルタルなど	6.0円	4.0円	11.0円	8.0円
鉄筋コンクリート	3.5円	2.0円	6.5円	4.5円

※住宅・家財とも同じ掛金です。

※住宅構造は「住宅の構造について(63ページ)」を参照ください。

▶ 4 共済金受取人について

- (1)共済金受取人は契約者です。
 - (2)1)にかかわらず、契約者が死亡したときの共済金受取人は、契約者の相続人となります。
 - (3)共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1人を定めなければなりません。この場合、その代表者は他の共済金受取人を代表します。
- ※借家人賠償責任特約の場合は、加入者になります。

▶ 5 共済金の請求の時効について

共済金の支払事由が発生したときは、速やかにご連絡ください。共済金をご請求いただける権利は支払事由の発生した日の翌日から3年間です。詳しくは全労済までお問い合わせください。

▶ 6 割り戻し金について

全労済は火災共済について毎年5月末に決算を行い、剰余が生じた場合に割り戻し金を還元します(5月末現在の有効契約が対象)。

▶ 7 加入限度を超過した契約について

「ゆうゆう」とは別に、全労済が実施する風水害等給付金付火災共済・自然災害共済にご契約の場合は、すべての契約を合計して前記規約および細則で定める加入基準額・加入限度額以内とさせていただきます。それを超過した契約は無効となり、共済金をお支払いできません。また、労働金庫から住宅を担保に貸付を受けて「質権火災共済」の契約をされている方の場合も同様です。

注意喚起情報 全労済「火災共済」「借家人賠償責任特約」「自然災害共済」

▶ 1 加入申込書の記入について

- (1)加入申込書は全労済と契約を締結するものおよび質問事項は告知いただくものとして重要です。契約者自身をご記入いただき、内容を充分にお確かめのうえ、署名押印をしてください。
※借家人賠償責任特約にお申し込みいただく場合には、加入者になれる方の同意を得てください。
- (2)質問事項には正確にお答えください。正確にお答えいただけなかった場合、契約が解除となり、共済金をお支払いできないことがあります。

▶ 2 契約の解除について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は解除される場合があります。
- (1)契約者が、申し込みの際に、故意または重大な過失により、質問事項について事実を告げず、または事実でないことを告げたときただし、以下の場合は除きます。
- ①契約申し込みの際に、全労済がその事実を知っていたとき、または過失により、知らなかったとき
- ②全労済が、契約者が事実を告げることを妨げたとき
- ③全労済が、契約者に対し、事実を告げず、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- ※上記②、③については、全労済の行為の有無に関わらず、契約者が事実を告げず、または事実でないことを告げたと認められる場合には解除されることがあります。
- (2)通知の義務（次項「契約内容に関する届け出について」(3)～(9)が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
- (3)共済金の請求または受領に際し、共済金受取人が詐欺行為を行ったとき、または行おうとしたとき
- (4)共済契約関係者が、全労済に共済金を支払わせることを目的として、支払事由を発生させ、または発生させようとしたとき
- (5)上記(3)および(4)に該当するほか、全労済の共済契約関係者に対する信頼を損ない、全労済が契約の存続を不相当と判断したとき
※契約が解除された場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。
※共済契約関係者とは、契約者または契約者と同一生計親族をいいます。

▶ 3 詐欺等による契約の取り消しについて

- 契約者が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。
※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。
※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には返還していただきます。

▶ 4 契約の消滅について

- 次のいずれかに該当する場合、契約は消滅します。
- (1)共済の目的が滅失したとき、または解体・譲渡されたとき
- (2)共済の目的の70%以上を焼失もしくは損壊、埋没または流失したとき

▶ 5 契約内容に関する届け出について

- 契約者は下記の場合、直ちに所属の労働組合経由で、ゆうゆうセンターへご連絡ください。ご連絡がないと共済金をお支払いできない場合や契約が解除となる場合があります。
- (1)氏名や住所が変更となった場合。
- (2)火災等、風水害等または地震等を保障する他の契約に加入したとき。
- (3)住宅または家財を収容する住宅の用途や構造を変更するとき。または解体・増改築するとき。
- (4)共済の目的である建物または共済の目的である家財につき、契約が消滅する事由が発生したとき
- (5)30日以上空家または無人にするととき。
- (6)共済の目的を他の場所に移動するとき(火災等、風水害等を避けるために5日以内で持ち出す場合を除く)。
- (7)この契約で保障される災害等以外の原因により損害を受けたとき。
- (8)共済の目的が加入できる住宅または家財(63ページ参照)の範囲外になったとき。
- (9)共済の目的である家財を収容する建物に居住する共済契約関係者の人数が変わったとき
- (10)契約者が死亡したとき。

▶ 6 解約について

この契約は契約期間途中でも将来に向かって契約を解約することができます。所定の解約届を提出ください。

▶ 7 他の共済保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の火災共済(借家人賠償責任特約を付帯している場合も含む)および自然災害共済のほかに、他の共済や火災保険、地震保険、借家人賠償責任保険などに加入している場合で、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約からの支払金額の合計が損害額を超えないように減額して支払われる場合があります。

▶ 8 組合員及び出資金について

▶ 9 個人情報保護について

▶ 10 信用リスクについて

上記8～10の事項に関する詳細は、全労済引受契約「共通事項」(32～33ページ)を参照ください。

火災保障 全労済「風水害等給付金付火災共済」

火災保障は、全労済の「風水害等給付金付火災共済事業規約」、「同細則」および「同契約規定」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 火災共済について

火災共済は、火災・風水害などの際に加入者の住宅と家財の損害を補う共済です。契約の目安として加入基準を設けています。万一被

害を被った場合でも生活を再建できるよう、加入基準どおりの加入をおすすめします。

▶ 2 契約の方法

契約は「全トヨタ労連総合保障共済実施規則」の規定にもとづき実施します。

▶ 3 加入限度と加入基準

(1)加入限度

住宅の最高加入限度額は4,000万円(400口)、家財の最高加入限度額は2,000万円(200口)です。合計して6,000万円(600口)が加入限度となります。

(2)加入基準

住宅および家財それぞれの加入基準(下表)に従って、それぞれ2口単位でご加入ください。

①住宅の加入基準[最高加入限度 4,000 万円(400 口)]

住宅構造区分	住宅の所在都道府県	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造	東京・神奈川	80万円(8.0口)
	京都・大阪	75万円(7.5口)
	埼玉・千葉・静岡・愛知・滋賀・奈良・兵庫	70万円(7.0口)
	宮城・福島・茨城・栃木・新潟・長野・山梨・富山・石川・福井・岐阜・三重・和歌山・岡山・広島・山口・福岡・沖縄	65万円(6.5口)
	北海道・秋田・山形・群馬・島根・鳥取・徳島・香川・愛媛・高知・佐賀・長崎	60万円(6.0口)
	青森・岩手・熊本・大分・宮崎・鹿児島	55万円(5.5口)
鉄筋 コンクリート	東京・神奈川	90万円(9.0口)
	埼玉・千葉・奈良・京都・大阪・兵庫	80万円(8.0口)
	上記以外の道県(愛知・岐阜・三重)	70万円(7.0口)

※住宅面積(坪、㎡)に端数が生じる場合は、切り上げて計算してください。

②家財の加入基準[最高加入限度 2,000 万円(200 口)]

住宅延面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人
10坪 (33㎡) 以上	~29歳	300万円(30口)	700万円(70口)	800万円(80口)	900万円(90口)	1,000万円(100口)
	30歳代	500万円(50口)	1,300万円(130口)	1,400万円(140口)	1,500万円(150口)	1,600万円(160口)
	40歳代	600万円(60口)	1,700万円(170口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)
	50歳代	700万円(70口)	1,800万円(180口)	1,900万円(190口)	2,000万円(200口)	2,000万円(200口)
10坪未満		加入基準額…上記の金額または700万円(70口)のいずれか少ない口数				

※簡易宿泊所および船内居住者の場合は、家財のご加入は1世帯について50万円が限度です。

▶ 4 契約の方法

契約は住宅と家財に区分し、住宅は1棟ごとに、家財は1棟の住宅内に収容されている家財ごとに、お申し込みください。1棟の住宅または1棟の住宅内に収容されている家財についての契約者は、原則1人となります。また、家財については同一世帯の所有する家財が、2つの住宅にそれぞれ収容されている場合は、双方を合算して上表の加入基準となるように振り分けてお申し込みください。

▶ 5 加入できる住宅または家財

<住宅>

- 契約者または契約者と生計を一にする親族(以下、共済契約関係者)が所有し、かつ人が居住している日本国内の住宅。ただし、区分所有の住宅の場合には専有部分のみとなります。
- 下記のいずれかの日本国内の併用住宅は、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分のみ(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)となります。
 - 事務所・店舗等部分の面積が居住部分の面積を超える住宅。
 - 事務所・店舗等部分の面積が20坪以上の住宅。
 - 下記の用途をかねる住宅。
 - ア. 常時10人以上が業務に従事する事務所。イ. 火薬類専門販売業、再生資源集荷業。ウ. 作業員宿舎、簡易宿泊所。エ. 貸座敷、待合、割烹、料亭。オ. キャバレー、ナイトクラブ、バー、スナック、ビアホールその他これらに類するもの。カ. 映画館、劇場、遊技娯楽場。キ. 工場、作業場(常時5人以上が作業に従事するもの)、倉庫、車庫。
- 住宅を共済の目的とする場合、下記に掲げるものは共済の目的に含まれます(ただし営業目的に使用しているものは含まれません)。
 - 畳、建具その他の建物の従物
 - 電気設備、ガス設備、冷暖房設備、その他の建物の付属設備。
 - 門、塀、垣根、その他の付属工作物。
 - 住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物。

※③・④は火災等共済金および失火見舞費用共済金が支払われる場合に限り共済の目的とします。

(4)空家、別荘などが居住していない建物は、新規加入での共済の目的となりません。

<家財>

- 共済契約関係者が居住している日本国内の住宅内に収容されている、共済契約関係者が所有している家財。
 - 上記(住宅)(2)①~③の併用住宅で、共済契約関係者が所有し、かつ住居としてもっぱら使用している部分(貸間部分、非居住部分および兼用部分は対象外)内の家財。
- (3)次のものは、共済の目的に含まれません。
- 通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます)、有価証券、印紙、切手など。
 - 貴金属、宝石、宝玉および貴重品、書画、彫刻物、その他の美術品。
 - 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿など。
 - 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など。
 - 自動車(総排気量125ccを超える自動車)。
 - 家畜、家きん、その他これらに類するもの。
 - 空家、別荘などが居住していない建物内の家財。

び兼用部分は対象外となります)内の家財。

- (3)次のものは、共済の目的に含まれません。
- 通貨、預貯金証書(預金証書または貯金証書をいい、通帳および預貯金引き出し用の現金自動支払機用カードを含みます)、有価証券、印紙、切手など。
 - 貴金属、宝石、宝玉および貴重品、書画、彫刻物、その他の美術品。
 - 稿本、設計図、図案、ひな型、鋳型、模型、証書、帳簿など。
 - 営業用の商品、半製品、原材料、器具備品、設備など。
 - 自動車(総排気量125ccを超える自動車)。
 - 家畜、家きん、その他これらに類するもの。
 - 空家、別荘などが居住していない建物内の家財。

▶ 6 住宅の構造について

- 鉄筋コンクリート住宅とは、下記の耐火構造の住宅をいいます。
 - 建物の主要構造物のうち、柱、はり、および床がコンクリートまたは鉄骨を耐火被覆したもので組み立てられ、屋根、小屋組および外壁のすべてが不燃材料で造られたもの。
 - 外壁のすべてが下記のいずれかに該当する住宅。
 - ア. コンクリート造※ イ. コンクリートブロック造 ウ. レンガ造 エ. 石造 オ. 土蔵造

※ ALC板50mm以上の厚さによるALC造はコンクリート造とみなします。
- 木造・モルタル等住宅とは、上記(1)の「鉄筋コンクリート住宅」以外の住宅をいいます。

※プレハブ住宅など構造の点でわからないことがありましたら、ゆうゆうセンターまでお問い合わせください。

※木造住宅であるにもかかわらず鉄筋コンクリート住宅として間違っって契約をされた場合には、いただいた掛金を木造住宅の掛金とみなし、木造契約に換算した共済金額に減額させていただきます。

▶ 7 共済金をお支払いする場合

<火災等共済金>

共済期間中に火災、破裂・爆発、落雷、消火作業による冠水・破壊、他人の住居からの水漏れ、車両の飛び込み、突発的な第三者の加害行為（損害額5万円以上）、建物外部からの物体の落下・飛来（人為的な場合）の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり火災等共済金をお支払いします。

被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	+ 火災共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	

●留意事項

- 火災等で全焼損の場合、住宅および家財それぞれの契約共済金額の全額をお支払いします。なお、住宅の焼破損割合が70%以上の場合は全焼損となります。
 - 火災等で全焼損にいたらない場合、契約共済金額の範囲内で、住宅契約の場合は住宅の損害額（再取得価額）を、家財契約の場合は家財の損害額（再取得価額）をお支払いします。
 - 火災等により門、塀、物置、納屋、車庫等が損害を被った場合は下記①または②のいずれかのお支払いとなります。
 - 住宅の契約共済金額が加入基準以上または4,000万円の場合、住宅の加入基準額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額
 - 住宅の契約共済金額が4,000万円未満で、かつ加入基準額に満たない場合、住宅の契約共済金額の10%または実際の損害額のいずれか少ない額。
- ※住宅自体にも被害がある場合は、上記(1)または(2)と合わせて、契約共済金額が限度となります。
- 放火、自動車の飛び込み、盗難その他第三者の行為によって生じた損害に対して共済金をお支払いした場合は、全労済が代位権を取得します。また、損害賠償金が先に支払われた場合は、共済金から相当額を差し引いてお支払いします。

<風水害等共済金>

共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅に、下表の「損害の程度」に記載の損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用共済金 + 共済金の15%
全壊・流失	住宅の損壊率70%以上		30,000円	300万円	
半壊	住宅の損壊率20%以上70%未満		15,000円	150万円	
一部壊	損害額	100万円を超える	4,000円	40万円	
		50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	
		20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	
		10万円を超え20万円以下	500円	5万円	
床上浸水	全床面 50%以上	居室の床面からの高さ	150cm以上	15,000円	150万円
			100～150cm未満	10,000円	100万円
			70～100cm未満	7,000円	70万円
			40～70cm未満	5,000円	50万円
			40cm未満	3,000円	30万円
			100cm以上	3,000円	30万円
	50%未満		100cm未満	1,000円	10万円

※損害額は再取得価額で算出し損害の程度（支払いランク）を認定します。

<臨時費用共済金>

共済の目的につき、共済期間中に火災等または風水害等による損害が生じ、かつ火災等共済金・風水害等共済金が支払われる場合、臨時費用共済金として火災等共済金の額または風水害等共済金の額の15%に相当する額をお支払いします。ただし、一世帯あたり、かつ、1回の事故のお支払限度額は200万円となります。 ・「臨時費用」とは、罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いするものです。

●留意事項

- 住宅・家財いずれかのみ契約の場合、支払限度額は64ページ表の半額となります。
- 支払われる共済金の額は、住宅・家財の契約共済金額の割合に応じて割りふって支払われます。
- 1回の災害で一部壊以上の損壊と床上浸水が同時に発生した場合、共済金のいずれか大きい方をお支払いします。
- 共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による損壊にあった後、修理を行わないうちに別の風水害等による損壊にあった場合は、これらを一括して1回の災害とみなします。
- 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの付属工作物の損害は含まれません。
- 住宅の欠陥および老朽化による「雨もり」は風水害等の区分には含まれません。
- 風水害等には、地震・津波・噴火による被害は含まれません。

用語の解説（自然災害共済と共通です）

- 「損壊」とは、住宅外部の壊れ、亀裂、傷、傾斜、変形および、ずれをいいます。
- 「床上浸水」とは、居室の床面に浸水し、そのため日常生活を営むことができない場合で、床面に土砂が流入した場合を含みます。
- 「床上浸水の浸水高」とは、浸水した居室の床面からの高さをいいます。
- 「一部壊」とは住宅の損害額が10万円を超えた損壊をいいます。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。

<諸費用共済金>

共済金の種類	支払限度額(下記のいずれか少ない方)
失火見舞費用共済金	100万円、または契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)
漏水見舞費用共済金	50万円、または契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)
修理費用共済金	100万円、または契約共済金額の20%

※漏水見舞費用共済金と修理費用共済金は、鉄筋契約のみ対象です。
※共済の目的である住宅からの火災や水漏れにより第三者に見舞金または損害賠償金を支払ったときに「失火見舞費用共済金」や「漏水見舞費用共済金」、賃借人の居住する住宅に損害が生じ修理のための費用を支払った場合に「修理費用共済金」を支払います。

<特別共済金>

住宅災害死亡共済金

保障の対象	支払額
契約者本人または契約者と生計を一にしている親族の死亡	1人につき1口あたり5,000円 (1人300万円を限度)

※共済の目的である住宅または家財を収容する住宅に、火災等または風水害等が生じ、当該共済事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡した場合、対象となります。

風呂の空だき見舞金

被害の程度	支払額
風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき	5万円
風呂釜のみが使用不能となったとき	2万円

持ち出し家財共済金

持ち出し家財の損害

日本国内の他の建物内で火災等の損害を受けたとき、100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか少ない額を限度にお支払いします。

※持ち出し家財とは、共済の目的である家財のうち、共済契約関係者により共済の目的である家財を収容する住宅内から一時的に持ち出され、共済契約関係者の管理下にある家財をいいます。

注意喚起情報 全労済「風水害等給付金付火災共済」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、共済の目的の所有者、共済金受取人の故意、重大な過失により生じた損害
- (2)火災等または風水害等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難にあったことにより生じた損害
- (3)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害
- (4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、地震もしくは噴火またはこれらによる津波により生じた損害
- (5)上記(3)または(4)の損害の原因により生じた火災等が延焼または拡大したことにより生じた損害
- (6)発生原因がいかなる場合でも、火災等が(3)または(4)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害

▶ 2 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)契約の申込日において、共済の目的がすでに火災等または風水害等の損害にあつていたり、または損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき
- (2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- (3)共済の目的が発効日において、「加入できる住宅または家財(63ページ参照)」の範囲外るとき
- (4)共済金額が最高限度額を超えていたときはその超えた部分
- (5)共済金額が加入基準を超えて加入している場合で、全労済の算出する標準的再取得価額を超える部分
- (6)契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
(※)契約が無効となる場合、当該契約の共済掛金の全部または一部を契約者にお返しします。掛金をお返しする場合、その無効となった契約が更新されたものであるときは、最高3年間分の共済期間までの分とします。また、すでに全労済がお支払いした共済金、利用高割り戻し金および返戻金は返還していただきます。

保障のことなら



全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

<地震等災害見舞金>

地震等により損害を被り、住宅の損害額が100万円を超える場合、地震等災害見舞金をお支払いします(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。この見舞金は、全労済の積み立てる「地震等災害見舞金基金」の中からお支払いします。

被害の程度	支払限度額
地震等による火災(全焼)	最高300万円
地震等による損壊(全壊)	最高200万円

また、基金の総額を超える規模の大災害の場合は、「お支払い基準」を災害の状況に応じて設定します。そのため、お支払いをお約束するものではありません。

※加入口数に応じて支払額が異なります。 ※貸家契約、空家契約は対象になりません。

借家人賠償責任特約 全労済「借家人賠償責任特約」

借家人賠償責任特約は、全労済の「風水害等給付金付火災共済」の「借家人賠償責任特約」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 借家人賠償責任特約について

借家人賠償責任特約は、火災保障と組み合わせて加入できる特約です。借主の過失で火災、破裂・爆発、漏水事故が発生し、借用住宅に損害が生じたことにより貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に共済金をお支払いします。住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で任意に加入ができます。

▶ 2 特約の契約方法

基本契約である「火災保障」と同時に加入し、次のすべてに該当する場合に限り、借家人賠償責任特約にご加入いただけます。

- ①借用住宅に火災保障の保障の目的である「家財」が収容されているとき

- ②借用住宅が共済契約関係者の所有でないとき
- ③被共済者と借用住宅の貸主との間で、借用住宅の賃貸借契約または使用貸借契約がされているとき

▶ 3 保障額算出の目安

住宅面積を問わず500万円(50口)～4,000万円(400口)の範囲で加入ができます。総合パンフレットに記載の火災保障「借家人賠償責任特約<加入基準の目安>(18ページ)」をご確認ください。

▶ 4 加入できる方

加入できる方は、借用住宅の借主(かりぬし)です。
※火災保障(家財契約)に200万円(20口)以上の加入が必要です。

▶ 5 基本契約(火災保障)との関係

基本契約が無効のときは、借家人賠償責任特約も無効となります。基本契約が取り消しとなったときは、借家人賠償責任特約も取り消しとなります。また、基本契約が共済期間の中途において終了したときには、借家人賠償責任特約も同時に終了します。

■同一の借用住宅についての共済金額と最高限度額

同一の借用住宅について、2人以上の者が借家人賠償責任特約を分割して締結しようとするときは、その2人以上の者の借家人賠償責任特約共済金額の合計額が4,000万円を超えない範囲で、それぞれ共済契約者となることができます。

■共済金をお支払いする場合

共済期間中に、借用住宅が被共済者の責に帰すべき事由に起因する火災・破裂・爆発・給排水・漏水等の事故により、滅失、損傷または汚損した場合において、被共済者が借用住宅についてその貸主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによって損害を被ったときには、共済金をお支払いします。

<損害賠償共済金>

※1回の事故による損害賠償の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度となります。また、修理費用共済金が支払われる場合は、その差額を差し引きます。

※損害賠償共済金を支払うことによって共済金受取人が代位取得するものがあるときは、その差額を差し引きます。

<賠償費用共済金>

損害賠償金とは別に、損害賠償するにあたって要した費用に対し契約共済金額を限度に賠償費用共済金をお支払いします。

※1回の事故による賠償費用共済金の額は、借家人賠償責任特約の共済金額が限度です。

※損害賠償金の額が、借家人賠償責任特約の共済金額を超える場合は、共済金額の損害賠償金の額に対する割合によって支払います。

▶ 6 他の共済・保険などに加入している場合の共済金のお支払いについて

全労済の借家人賠償責任特約のほかに、「共済金をお支払いする場合(64ページ)」に相当する損害を保障する他の契約がある場合、他の契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、それぞれの契約から支払われる共済金などの合計額が損害額となるよう調整されます。

▶ 7 全労済による援助

全労済が必要と認めた場合、借用住宅の貸主からの損害賠償請求につき、被共済者の求めにより援助および助言を行うことができます。

注意喚起情報 全労済「借家人賠償責任特約」

▶ 1 共済金をお支払いできない場合(免責)

次のいずれかの場合には、共済金をお支払いできません。

- ① 次の事由によって滅失、損傷または汚損したことによる損害
 - ㊦ 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意
 - ㊧ 共済契約者、被共済者または共済金受取人の心神喪失または指図
 - ㊨ 借用住宅の改築、増築または取り壊し等の工事
 - ㊩ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
 - ㊪ 直接原因であるか間接原因であるかを問わず、風水害等、地震・噴火またはこれらによる津波により生じた火災、破裂または爆発、漏水等
 - ㊫ 上記㊩・㊪・㊫の損害の原因により生じ、延焼または拡大した火災、破裂または爆発、漏水等

② 次の損害賠償責任を負担することにより被った損害

- ㊬ 被共済者と借用住宅の貸主との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任
- ㊭ 被共済者が借用住宅を貸主に引き渡した後に発見された損傷、汚損に起因する損害賠償責任

▶ 2 契約が無効となる場合

次のいずれかに該当する場合、契約は無効となります。

- ① 共済契約者および被共済者が申し込みの日において、すでに借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故により滅失、損傷または汚損したことを知っていたとき、または事故の原因が発生したことを知っていたとき
 - ② 更新契約において、借家人賠償責任特約共済金額の増額のお申し出がされた場合、増額された部分の借家人賠償責任特約共済金額に対応する共済契約については①の規定を適用します。
 - ③ 発効日において、借家人賠償責任特約 契約概要の「特約の契約方法(65ページ)」を満たしていないとき
 - ④ 借家人賠償責任特約の共済金額が、最高限度を超えていたときは、その超えた部分
 - ⑤ 契約者の意思によらず契約が申し込まれたとき
- ※契約が無効の場合、当該契約の掛金の全部または一部を契約者にお返しいたします。無効であった契約が更新されたものであるときは、3年間分を限度として、掛金を返還いたします。
- ※契約が無効であった場合で、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただきます。

▶ 3 詐欺等による借家人賠償責任特約の取り消しについて

契約者または加入者が、申し込みの際に、詐欺または強迫行為を行ったときには、契約が取り消される場合があります。

※契約が取り消しとなった場合、契約当初からの払込共済掛金はお返ししません。

※支払事由が発生した後に、取り消しとなった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合には、返還していただきます。

▶ 4 個人賠償責任特約の解除について

- (1) 通知の義務「契約内容に関する届け出について(P.62)」(1)または(3)が生じた場合で、故意または重大な過失により遅滞なく通知しなかったとき、または通知をした場合で全労済が契約の継続を承諾しないとき
 - (2) 「契約の解除について(P.62)」(1)(3)(4)(5)のいずれかに該当するとき。ただし、「契約者」を「契約者または加入者」と読み替えます。
- ※支払事由が発生した後に、契約解除となった場合でも共済金は支払いません。また、すでに共済金を支払っていた場合は返還していただく場合があります。

▶ 3 契約内容に関する届け出について

共済契約者および被共済者は次の場合、労働組合またはゆうゆうセンターへご連絡ください。

- ① 借家人賠償責任特約の「特約の契約方法(65ページ)」を満たさなくなったとき
- ② 借用住宅について共済金をお支払いする場合の損害を保障する他の契約を締結するとき
- ③ 借用住宅が共済金をお支払いする場合の事故以外の原因により滅失、損傷または汚損したとき

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいて組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

自然災害保障 全労済「自然災害共済」

自然災害保障は、全労済の「自然災害共済事業規約」および「同細則」にもとづき実施します。

契約概要 全労済「自然災害共済」

▶ 1 自然災害保障について

自然災害保障は、火災共済に追加して加入する共済です。地震による火災や損壊、風水害、盗難などの損害が発生した場合、共済金をお支払いします。自然災害保障は、火災共済と同口数での契約となります。自然災害共済のみに加入することはできません。

▶ 2 契約の方法

自然災害共済は、火災共済に加入する住宅ごと、家財ごとでの加入となります。自然災害共済の加入口数は火災共済と同口数で同時にご加入ください。

▶ 3 契約にあたって

大規模地震対策特別措置法にもとづく警戒宣言が発令された場合には、当該地域に所在する住宅または家財については、新規・増額契約はお引き受けできません。なお、火災共済と同時に加入できるのは

▶ 6 共済金をお支払いする場合

<風水害等共済金>

申込日の翌日から8日目以降の共済期間中に突風・旋風、暴風雨、豪雨・長雨、降雪、台風、洪水、雪崩、降ひょう、高波・高潮の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり風水害等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		大型タイプ		標準タイプ	
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・流失 半壊	住宅の 損壊率	70%以上	70,000円	4,200万円	50,000円	3,000万円
		50%以上	49,000円	2,940万円	35,000円	2,100万円
		30～50%未満	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		20～30%未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
一部壊	損害額	100万円を超える	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		50万円を超え100万円以下	7,000円	100万円	5,000円	100万円
		20万円を超え50万円以下	2,800円	50万円	2,000円	50万円
		10万円を超え20万円以下	1,400円	20万円	1,000円	20万円
床上浸水	全床面 50% 以上 居室の床面からの 浸水面の高さ	150cm以上	35,000円	2,100万円	25,000円	1,500万円
		100～150cm未満	25,200円	1,512万円	18,000円	1,080万円
		70～100cm未満	21,000円	1,260万円	15,000円	900万円
		40～70cm未満	14,000円	840万円	10,000円	600万円
		40cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
		100cm未満	7,000円	420万円	5,000円	300万円
50% 未満	100cm未満	2,100円	126万円	1,500円	90万円	

[支払要件]

- (1)風水害等による共済の目的である住宅の損壊（床上および床下への浸水による損壊を除く）による損害額が10万円を超える場合および、共済の目的である家財を収容する住宅に損壊を被った結果生じた、共済の目的である家財の損害額が10万円を超える場合
- (2)共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅が風水害等による床上浸水を被った場合

●留意事項

火災共済の「共済金をお支払いする場合」風水害等共済金の留意事項(2)～(6) (64 ページ) が適用となります。さらに加えて下記の事項が適用されます。

- ・風水害等共済金の額は、火災共済および自然災害共済より支払われる共済金を合わせて、損害の額を限度とします。なお、風水害等共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。

■用語の解説

- ・一部壊とは住宅または家財それぞれごとに損害額が10万円を超えた損壊をいいます。また損害額は住宅・家財ごとに認定します。なお半壊以上の損害割合は住宅の損害にもとづき認定します。
- ・損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

<地震等共済金>

共済期間中に地震による火災、地震による損壊、噴火による火災、噴火による損壊、津波による損壊の発生により共済の目的に損害が生じた場合、下表のとおり地震等共済金をお支払いします。

被害の程度	損害の程度		大型タイプ		標準タイプ	
			1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
損壊 焼損等	全焼・全壊	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円
	半焼・半壊	20%以上～70%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円
	一部焼・一部壊	損害額100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円

標準タイプまたは大型タイプのいずれかの契約のみになり、複数のタイプの加入はできません。

▶ 4 共済期間および更新について

自然災害共済の契約の発効日・更新日または満期日は、火災共済の発効日・更新日または満期日と同一の日となります。火災共済が共済期間の途中において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、自然災害共済も同時に終了となります。また、自然災害共済が共済期間の途中において終了したとき、あるいは共済期間の満了により終了したときは、火災共済も同時に終了となります。

▶ 5 加入できる住宅または家財

加入できる住宅または家財については、火災共済の「加入できる住宅または家財(63 ページ)」と同様です。ただし下記は、自然災害共済では含まれません。

- (1)門、塀、垣根その他の住宅の付属工作物
- (2)住宅に付属する物置、納屋、車庫、その他の付属建物

[支払要件]

- (1) 共済の目的に地震等により損害が生じ、共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅の損害額が 100 万円を超える場合、地震等共済金をお支払いします。
- (2) 下記の損害は、地震等による損害に含まれます。
 - ① 地震等によって生じた火災等による損害。
 - ② 地震等によって生じた火災等が延焼または拡大したことによる損害。
 - ③ 発生原因がいかなる場合でも、火災等が地震等によって延焼または拡大したことによる損害。

●留意事項

- (1) 72 時間以内に生じた複数の地震等、または一連の地殻変動によって生じた複数の地震等による損害は一括して 1 回の事故とみなします。
 - (2) 共済の目的である家財を収容する住宅の損害の額が 100 万円に満たない場合であっても、共済の目的の家財に 100 万円を超える損害があった場合には、一部壊・一部焼として共済金をお支払いします。
 - (3) 物置・車庫・納屋などの付属建物、門・塀・垣根などの附属工作物の損害は含まれません。
- ※損害額は再取得価額で算出し、損害の程度(支払いランク)を認定します。

●地震等特別共済金

損害の程度	大型タイプ	標準タイプ
住宅の損害額が 20万円を超え100万円以下	1回の事故につき 1世帯あたり4.5万円	1回の事故につき 1世帯あたり3万円

※ただし、加入口数が 20 口以上の場合に限りです。

●付属建物等特別共済金※大型タイプのみです。

風水害等、地震等により付属建物または附属工作物に損害が生じた場合、付属建物等特別共済金として、1 回の事故につき 1 世帯あたり 3 万円をお支払いします。ただし、建物契約の加入口数が 20 口以上の場合に限りです。(大型タイプに加入の場合)

[支払要件]

- (1) 共済の目的である附属工作物(門、塀、垣根など)および付属建物(物置、納屋、車庫など)につき、つぎの①、②のいずれかに該当する場合、付属建物等特別共済金をお支払いします。
 - ① 申込みの日の翌日から 8 日目以後の共済期間中に風水害等による損害が生じ、その損害の額が 10 万円を超えるとき。
 - ② 共済期間中に地震等により損害が生じ、その損害の額が 20 万円を超えるとき。

■留意事項

- (1) 直接原因か間接原因であるかを問わず、損害の原因となる風水害等が、申込み後に発生している場合には、その損害が申込みの日の翌日から 7 日以内の共済期間中に生じたものであっても支払います。
- (2) 損害には、防災または避難に必要な処理を含めます。

<盗難共済金>

盗難により共済期間中に損害が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合、下表の支払限度額の範囲で、盗難共済金をお支払いします。

被災内容	被害内容	支払限度額
盗難	共済の目的について生じた盗取、汚損、損傷	契約共済金額
	通貨(1万円以上)	20万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	預貯金証書	200万円または家財の契約共済金額のいずれか低い額
	持ち出し家財	100万円または家財の契約共済金額の20%のいずれか低い額

●留意事項

- (1) 汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。なお、共済金の合計額が損害の額を超える場合は、火災共済の共済金を優先してお支払いします。
- (2) 通貨・預貯金証書については、共済の目的を収容する住宅内より盗難にあった場合が対象となります。
- (3) 通貨・預貯金証書の盗難共済金は実際の損害額、またはそれぞれの支払い限度額のいずれか低い額となります。
- (4) 通貨・預貯金証書の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。
- (5) 預貯金証書の損害は、①・②を満たす場合に限りです。
 - ① 盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと
 - ② 預貯金が引き出されていたこと

※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で盗難にあうことをいいます。

※なお、盗難における「持ち出し家財」「通貨」「預貯金証書」の損害の場合は、他の保険金などとあわせて下記の額(他の契約の限度額が下記の額を超えるときには、これらの限度額のうち最も高い額)または損害の額のいずれか低い額を「損害の額」として調整します。

 - ① 持ち出し家財：限度額 100 万円
 - ② 通貨：限度額 20 万円
 - ③ 預貯金証書：限度額 200 万円

<傷害費用共済金>

風水害等、地震等、盗難および火災等の損害により生じた、契約者または契約者と生計を一にする親族の死亡および身体障害には、傷害費用共済金をお支払いします。身体障害の場合は、71 ページの「身体障害等級別支払割合表」の支払割合に応じてお支払いします。

1 口あたりの共済金は最高 10,000 円で 1 事故 1 名につき最高 600 万円の傷害費用共済金をお支払いします。

共済の目的である住宅または共済の目的である家財を収容する住宅において、共済期間中に火災等や盗難が発生した場合、または風水害等、地震等による事故が発生し、共済金が支払われる場合、契約者または契約者と生計を一にする親族が当該事故による傷害を受け、その日から 180 日以内に死亡または所定の身体障害の状態になった場合には、その障害の程度に応じて傷害費用共済金をお支払いします。

▶ 7 共済金が削減される場合

下記の場合には、契約は削減となります。

- (1) 自然災害共済は、全労済・全国交運共済生協・自治労共済・電通共済生協・JP 共済生協・教職員共済生協(以下「自然災害共済実施生協」)が共同で実施するものです。
- (2) 1 回の風水害等または地震等による自然災害共済実施生協全体の所定の支払共済金総額が、自然災害共済実施生協が風水害等および地震等ごとにあらかじめ定めた、下記の②総支払限度額を超える場合は、お支払いする共済金を①の算式により計算した金額に削減します。

$$\text{①お支払いする共済金} = \frac{\text{所定の支払共済金の額} \times \text{総支払限度額 (下記のAまたはイ)}}{\text{自然災害共済実施生協の所定支払共済金総額}}$$

②総支払限度額

A. 風水害等 400 億円

※明治以降の風水害による被害では、1959 年に発生した伊勢湾台風によるものが最大でしたが、この総支払限度額はこれと同程度の風水害等が襲来しても十分に共済金を支払うことができる水準として設定しています。

イ. 地震等 1,700 億円

※地震による被害は「1923 年の関東大震災」級の地震が再来した場合の被害が最大といわれています。この場合は共済金を削減してお支払いせざるをえません。しかし、その他過去 100 年間に発生した地震と同程度であれば、共済金を規定どおり支払うことができる水準とし設定しています。

※この総支払限度額は各自然災害共済実施生協の事業計画により定めたものです。

- (3)大規模な台風や地震などが発生し、大規模災害に備えた準備金を取り崩してもなお所定の共済金をお支払いすることができない場合は、総会で組合員の皆さまの承認をいただき、お支払いする共済金の分割払い、お支払いの繰り延べ、削減をさせていただくことがあります。

(4)共済金削減の場合の概算払い

共済金を削減して支払うおそれがあるときは、支払う共済金の一部を概算払いし、支払うべき共済金が確定した後に、差額をお支払いさせていただきますことがあります。

▶ 8 地震保険料控除

自然災害共済の掛金のうち、地震等損害部分に相当する掛金が地震保険料控除の対象となります。

地震保険料控除の対象となる掛金単価(1口あたり)

自然災害共済加入タイプ	木造・モルタル等	鉄筋コンクリート
大型タイプ	月払掛金 11.0円のうち6.5円	月払掛金 6.5円のうち4.7円
標準タイプ	月払掛金 8.0円のうち4.5円	月払掛金 4.5円のうち3.2円

【2010年4月1日以降発効(更新)契約】

注意喚起情報 全労済「自然災害共済」

▶ 1 風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)

下記の場合には、共済金をお支払いできません。

- (1)風水害等、地震等または火災等に際し、共済の目的である物が紛失し、または盗難によって生じた損害。
- (2)地震等が発生してから10日を経過した後に生じた損害(地震等共済金のみ)。
- (3)屋外に置かれた家財または持ち出し家財である自転車および原動機付自転車(125cc以下)の盗難による損害。
- (4)直接原因であるか間接原因であるかを問わず、戦争その他の変乱により生じた損害。

- (5)核燃料物質もしくは核燃料物質により汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による損害。
- (6)(4)または(5)の損害の原因により生じた風水害等または地震等が延焼または拡大したことにより生じた損害。
- (7)発生原因がいかなる場合でも、風水害等または地震等が(4)または(5)の損害の原因により延焼または拡大したことにより生じた損害。

▶ 2 傷害費用共済金をお支払いできない場合

下記の場合には、傷害費用共済金をお支払いできません。

- (1)契約者、その者と生計を一にする親族、共済金受取人等の故意、重大な過失もしくは犯罪行為により生じた死亡および身体障害。
- (2)上記「風水害等共済金・地震等共済金・盗難共済金・付属建物等特別共済金をお支払いできない場合(免責)」の(4)、(5)、(6)、(7)の原因による場合に生じた死亡および身体障害。
- (3)原因がいかなる場合でも頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰・背痛で他覚症状のないもの。

▶ 3 契約が無効となる場合

下記の場合には、契約は無効となります。

- (1)契約の申込日において、共済の目的がすでに風水害等、地震等もしくは盗難による損害にあつていたり、損害の原因が発生していたことを契約者が知っていたとき。
- (2)更新契約において、契約共済金額の増額の申し込みがされた場合、増額がされた部分に対応する共済契約について、(1)の規定を適用します。
- (3)大規模地震対策特別措置法にもとづく地震災害に関する警戒宣言が発せられ、地震防災対策強化地域として指定された地域の発令期間中の新規契約または増額契約。ただし、当該共済契約が更新契約の場合は、その更新契約の既加入共済金額は除きます。
- (4)契約共済金額が、同時に加入している火災共済契約の共済金額を超えていたときは、その超えた部分。

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

保障のことなら

全労済

全国労働者共済生活協同組合連合会

全労済は、営利を目的としない保障の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしを目指しています。出資金をお支払いいただいで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

資料(各保障に関する関連情報)

▶ 1 生命・後遺障害保障における「後遺障害等級表」

損害保険会社が引受する生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)のお支払いについて、その基準となる損害保険会社所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。

等級	身体障害	支払割合	等級	身体障害	支払割合
第1級	(1)両眼が失明したもの (2)咀嚼および言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの (5)両上肢をひじ関節以上で失ったもの (6)両上肢の用を全廃したもの (7)両下肢をひざ関節以上で失ったもの (8)両下肢の用を全廃したもの	100%	第7級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)両耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (4)神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (5)胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (6)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指を失ったもの (7)1手の5の手指または母指を含み4の手指の用を廃したものの (8)1足をリスフラン関節以上で失ったもの (9)1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (10)1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの (11)両足の足指の全部の用を廃したものと、(足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節間関節もしくは近位指節間関節(第1の足指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (12)女性の外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (13)両側の睾丸(こうがん)を失ったもの	42%
第2級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力(視力の測定は、万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。)が0.02以下になったもの (2)両眼の矯正視力が0.02以下になったもの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの (5)両上肢を手関節以上で失ったもの (6)両下肢を足関節以上で失ったもの	89%	第8級	(1)1眼が失明し、または1眼の矯正視力が0.02以下になったもの (2)脊柱(せきちゅう)に運動障害を残すもの (3)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指を失ったもの (4)1手の母指を含み3の手指または母指以外の4の手指の用を廃したものの (5)1下肢を5cm以上短縮したもの (6)1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (7)1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したものの (8)1上肢に偽関節を残すもの (9)1下肢に偽関節を残すもの (10)1足の足指の全部を失ったもの	34%
第3級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能を廃したものの (3)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (4)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの (5)両手の手指の全部を失ったもの(手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。)	78%	第9級	(1)両眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2)1眼の矯正視力が0.06以下になったもの (3)両眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (4)両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (5)鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの (6)咀嚼および言語の機能に障害を残すもの (7)両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8)1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9)1耳の聴力を全く失ったもの (10)神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (11)胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (12)1手の母指または母指以外の2の手指を失ったもの (13)1手の母指を含み2の手指または母指以外の3の手指の用を廃したものの (14)1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの (15)1足の足指の全部の用を廃したもの (16)生殖器に著しい障害を残すもの	26%
第4級	(1)両眼の矯正視力が0.06以下になったもの (2)咀嚼および言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力を全く失ったもの (4)1上肢をひじ関節以上で失ったもの (5)1下肢をひざ関節以上で失ったもの (6)両手の手指の全部の用を廃したものと、(手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節間関節もしくは近位指節間関節(母指にあつては指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。) (7)両足をリスフラン関節以上で失ったもの	69%			
第5級	(1)1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (3)胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの (4)1上肢を手関節以上で失ったもの (5)1下肢を足関節以上で失ったもの (6)1上肢の用を全廃したもの (7)1下肢の用を全廃したもの (8)両足の足指の全部を失ったものと、(足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。)	59%			
第6級	(1)両眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すもの (3)両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4)1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (5)脊柱(せきちゅう)に著しい変形または運動障害を残すもの (6)1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (7)1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの (8)1手の5の手指または母指を含み4の手指を失ったもの	50%			

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

等級	身体障害	支払割合
第10級	(1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの (2) 正面視で複視を残すもの (3) 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すもの (4) 14歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなれば大声を解することができない程度になったもの (7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの (8) 1下肢を3cm以上短縮したもの (9) 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの (10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの (11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの (4) 10歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (5) 両耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (7) 脊柱(せきちゅう)に変形を残すもの (8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの (9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの (10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの (2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの (3) 7歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの (5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの (6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの (8) 長管骨に変形を残すもの	10%

等級	身体障害	支払割合
第12級	(9) 1手の小指を失ったもの (10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したものの (11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの (12) 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの (13) 局部に頑固な神経症状を残すもの (14) 男性の外貌(がいぼう)に著しい醜状を残すもの (15) 女性の外貌に醜状を残すもの	10%
第13級	(1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの (2) 1眼に半盲症、視野狭窄(きょうさく)または視野変状を残すもの (3) 正面視以外で複視を残すもの (4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (5) 5歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの (7) 1手の小指の用を廃したもの (8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの (9) 1下肢を1cm以上短縮したもの (10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの (11) 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの (2) 3歯以上に対し歯科補綴(ほてつ)を加えたもの (3) 1耳の聴力が1m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの (6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの (7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの (8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの (9) 局部に神経症状を残すもの (10) 男性の外貌(がいぼう)に醜状を残すもの	4%

幹事保険会社である共栄火災の「標準傷害保険 傷害後遺障害保険金支払特約 別表1」によります。

▶ 2 生命・後遺障害保障、終身生命保障、交通災害保障、自然災害保障における「身体障害等級別支払割合表」

全トヨタ労連が引受ける生命・後遺障害保障(傷害後遺障害)、全労済が引受ける生命・後遺障害保障(重度障害共済金)、交通災害保障(障害共済金)、自然災害共済(傷害費用共済金)、終身生命保障(重度障害共済金)のお支払いについて、その基準となる全労済所定の後遺障害等級表は下記のとおりです。身体障害の状態に応じて、共済金額に支払割合を乗じ共済金の額を決定します。なお「身体障害」とは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。下記「身体障害等級別支払割合表」のうち「障害等級」欄および「身体障害」欄は、労働者災害補償保険法施行規則(昭和30年9月1日労働省令第22号)第14条(障害等級等)別表第1の障害等級表中の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとし、障害等級別の支払割合は以下のとおりとします。なお、当該施行規則が改正され、障害等級表の内容が変更された場合には、共済事故発生時において現に効力を有する障害等級表の「障害等級」欄および「身体障害」欄によるものとします。(平成21年6月1日現在)

等級	身体障害	支払割合
第1級	1.両眼が失明したもの 2.そしゃく及び言語の機能を廃したものの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5.削除 6.両上肢をひじ関節以上で失ったもの 7.両上肢の用を全廃したもの 8.両下肢をひざ関節以上で失ったもの 9.両下肢の用を全廃したもの	100%
第2級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2.両眼の視力が0.02以下になったもの 2の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 3.両上肢を手関節以上で失ったもの 4.両下肢を足関節以上で失ったもの	100%

等級	身体障害	支払割合
第3級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	90%
	2.そしゃく又は言語の機能を廃したものの 3.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	100%
	5.両手の手指の全部を失ったもの	90%
第4級	1.両眼の視力が0.06以下になったもの 2.そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力を全く失ったもの 4.1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5.1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6.両手の手指の全部の用を廃したもの 7.両足をリスフラン関節以上で失ったもの	80%

等級	身体障害	支払割合
第5級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1の3.胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 2.1上肢を手関節以上で失ったもの 3.1下肢を足関節以上で失ったもの 4.1上肢の用を全廃したもの 5.1下肢の用を全廃したもの 6.両足の足指の全部を失ったもの	70%
第6級	1.両眼の視力が0.1以下になったもの 2.そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3.両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 3の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4.せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 5.1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 6.1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指を失ったもの	60%
第7級	1.1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2.両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 2の2.1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3.神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4.削除 5.胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指を失ったもの 7.1手の5の手指又は母指を含み4の手指の用を廃したもの 8.1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9.1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10.1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11.両足の足指の全部の用を廃したもの 12.女性の外ばうに著しい醜状を残すもの 13.両側のこう丸を失ったもの	50%
第8級	1.1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2.せき柱に運動障害を残すもの 3.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指を失ったもの 4.1手の母指を含み3の手指又は母指以外の4の手指の用を廃したもの 5.1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8.1上肢に偽関節を残すもの 9.1下肢に偽関節を残すもの 10.1足の足指の全部を失ったもの	45%
第9級	1.両眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼の視力が0.06以下になったもの 3.両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 4.両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5.鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6.そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの 6の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 6の3.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 7.1耳の聴力を全く失ったもの 7の2.神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 7の3.胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 8.1手の母指又は母指以外の2の手指を失ったもの 9.1手の母指を含み2の手指又は母指以外の3の手指の用を廃したもの 10.1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 11.1足の足指の全部の用を廃したもの 12.生殖器に著しい障害を残すもの	30%

等級	身体障害	支払割合
第10級	1.1眼の視力が0.1以下になったもの 1の2.正面視で複視を残すもの 2.そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの 3.14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の2.両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 4.1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 5.削除 6.1手の母指又は母指以外の2の手指の用を廃したもの 7.1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 8.1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 9.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 10.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	20%
第11級	1.両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 3の2.10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4.1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5.せき柱に変形を残すもの 6.1手の示指、中指又は環指を失ったもの 7.削除 8.1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの 9.胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの	15%
第12級	1.1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2.1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3.7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 4.1耳の耳かくの大部分を欠損したもの 5.鎖骨、胸骨、ろく骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6.1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7.1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8.長管骨に変形を残すもの 8の2.1手の小指を失ったもの 9.1手の示指、中指又は環指の用を廃したもの 10.1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 11.1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 12.局部にがん固な神経症状を残すもの 13.男性の外ばうに著しい醜状を残すもの 14.女性の外ばうに醜状を残すもの	10%
第13級	1.1眼の視力が0.6以下になったもの 2.1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの 2の2.正面視以外で複視を残すもの 3.両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 3の2.5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3の3.胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 4.1手の小指の用を廃したもの 5.1手の母指の指骨の一部を失ったもの 6.削除 7.削除 8.1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9.1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10.1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの	7%
第14級	1.1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2.3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの 3.上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 4.下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5.削除 6.1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7.1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8.1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9.局部に神経症状を残すもの 10.男性の外ばうに醜状を残すもの	4%

【備考】

1. 視力の測定は、万国式視力表による。屈折異常のあるものについてはきょう正視力について測定する。

2. 手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
3. 手指の用を廃したものと、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
4. 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
5. 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（第1の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。

▶ 3 入院・手術保障（損害保険会社）における手術支払倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、下表の手術番号1～88を指します。吸引、穿刺などの処置および神経ブロックは除きます。

手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術		37.痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く)		72.眼球摘除術・組織充填術	
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	20	§.尿・性器の手術	38.腎移植手術(受容者に限る)	73.眼窩腫瘍摘出術	
2.乳房切断術	20			74.眼筋移植術	
§.筋骨の手術(抜釘術は除く)		39.腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術 (経尿道的操作は除く)		§.感覚器・聴器の手術	
3.骨移植術	20	40.尿道狭窄観血手術 (経尿道的操作は除く)		75.観血的鼓膜・鼓室形成術	
4.骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く)	20	41.尿瘻閉鎖観血手術 (経尿道的操作は除く)		76.乳様洞開術	
5.頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く)	20	42.陰茎切断術		77.中耳根本手術	
6.鼻骨観血手術 (鼻中隔弯曲症手術を除く)	10	43.睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・前立腺手術		78.内耳観血手術	
7.上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものを除く)	20	44.陰嚢水腫根本手術		79.聴神経腫瘍摘出術	
8.脊椎・骨盤観血手術	20	45.子宮広汎全摘除術 (単純子宮全摘などの子宮全摘除術を除く)		§.悪性新生物の手術	
9.鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10	46.子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術		80.悪性新生物根治手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	
10.四肢切断術(手指・足指を除く)	20	47.帝王切開娩出術		81.悪性新生物温熱療法 (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
11.切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの)	20	48.子宮外妊娠手術		82.その他の悪性新生物手術 (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く)	
12.四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く)	10	49.子宮脱・脱肛手術		83.上記1～82以外の開頭術(注1)	
13.筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く)	10	50.その他の子宮手術(子宮頸管ポリプ切除術・人工妊娠中絶術を除く)		84.上記1～82以外の開胸術(注2)	
§.呼吸器・胸部の手術		51.卵管・卵巣観血手術 (経腔的操作は除く)		85.上記1～82以外の開腹術(注3)	
14.慢性副鼻腔炎根本手術	10	52.その他の卵管・卵巣手術		86.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
15.喉頭全摘除術	20	§.内分泌器の手術		87.ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸腹部臓器手術 (検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする)	
16.気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの)(注2)	20	53.下垂体腫瘍摘除術		§.新生物根治放射線照射	
17.胸郭形成術	20	54.甲状腺手術		88.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
18.縦隔腫瘍摘出術	40	55.副腎全摘除術		89.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
§.循環器・脾の手術		§.神経の手術		90.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
19.観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	20	56.頭蓋内観血手術		91.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
20.静脈瘤根本手術	10	57.神経観血手術 (形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術)		92.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
21.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの)(注2)(注3)	40	58.観血的脊髄腫瘍摘出術		93.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
22.心膜切開・縫合術	20	59.脊髄硬膜内外観血手術		94.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
23.直視下心臓内手術	40	§.感覚器・視器の手術		95.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
24.体内用ペースメーカー埋込術	20	60.眼瞼下垂症手術		96.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
25.脾摘除術	20	61.涙小管形成術		97.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
§.消化器の手術		62.涙嚢鼻腔吻合術		98.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
26.耳下腺腫瘍摘出術	20	63.結膜嚢形成術		99.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
27.顎下腺腫瘍摘出術	10	64.角膜移植術		100.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
28.食道離断術	40	65.観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術		101.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
29.胃切除術	40	66.虹彩前後癒着剥離術		102.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
30.その他の胃・食道手術 (開胸・開腹を伴うもの)(注2)(注3)	20	67.緑内障観血手術		103.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
31.腹膜炎手術	20	68.白内障・水晶体観血手術		104.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
32.肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20	69.硝子体観血手術		105.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
33.ヘルニア根本手術	10	70.網膜剥離症手術		106.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
34.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	71.レーザー・冷凍凝固による眼球手術 (近視または乱視の矯正手術を除く (施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする))		107.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
35.直腸脱根本手術	20			108.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	
36.その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの)(注3)	20			109.新生物根治放射線照射 (5,000ラド以上の照射で、施術の開始日から60日の間に傷害手術保険金または疾病手術保険金いずれか1回の支払を限度とする。)	

(注1)「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。

(注2)「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

(注3)「開腹術」とは、腹腔を開き、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

全保障
共通事項

生命・
後遺障害保障

終身生命
保障

入院・
手術保障

終身医療
保障

休業保障

長期収入
保障

賠償保障

交通災害
保障

火災保障

資料

▶ 4 終身医療保障における手術支払割合表

終身医療保障の「手術共済金」および「災害手術共済金」のお支払いについて全労済が定める手術および給付倍率は次表のとおりです。

1. 手術の定義

- (1)「手術」とは、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除などの操作を加えることをいい、表中の手術番号 1. から 94. に該当するものをいいます。ドレナージ、穿刺および神経ブロックは除きます。
- (2)「治療を直接の目的とする手術」とは、治療のための手術をいい、たとえば、美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは該当しません。

2. 適用方法

- (1) 1. の手術を受けた場合で、表中の手術の種類 2 以上に該当したときは、それらのうち最も給付倍率の高いいずれか 1 種類の手術に該当したものとします。ただし、その 1 の手術がつぎの手術であるときは、つぎの手術にのみ該当したものとします。「衝撃波による体内結石破碎術(施術の開始日からその日を含めて 60 日の間に 1 回の支払いを限度とする。)」[体表の切開を伴わない内視鏡による脳・喉頭・胸腹部臓器の手術(検査・処置を除く。施術の開始日からその日を含めて 60 日の間に 1 回の支払いを限度とする。)]「レーザー・冷凍凝固による眼球手術(施術の開始日からその日を含めて 60 日の間に 1 回の支払いを限度とする。視力矯正術を除く。)」[血管塞栓術(施術の開始日からその日を含めて 60 日の間に 1 回の支払いを限度とする。)]に該当する手術。
- (2) 所期の目的を達するまでに行う一連の治療において、表中の同じ種類の手術を複数回受けた場合は、施術の開始日からその日を含めて 60 日の間に 1 回の支払いを限度とします。

手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率	手術番号および手術の種類	給付倍率
§.皮膚・乳房の手術		33.腹膜炎手術	10	70.硝子体観血手術	10
1.植皮術(25cm ² 未満は除く)	10	34.胃切除術	10	71.網膜剥離症手術	10
2.四肢軟部腫瘍摘出術	10	35.その他の胃・食道手術 (開頸・開胸・開腹を伴うもの)	10	72.レーザー・冷凍凝固による眼球 手術(施術の開始日からその日を含 めて60日の間に1回の支払を 限度とする。視力矯正術を除く)	10
3.乳腺腫瘍摘出術	10	36.ヘルニア根本手術	10	73.眼筋移植術	10
4.乳房切断術	10	37.限局性腹腔膿瘍手術	10	74.眼球摘除術・組織充填術	10
§.筋骨の手術(抜釘術は除く)		38.虫垂切除術・盲腸縫縮術	10	75.眼窩腫瘍摘出術	10
5.骨移植術	10	39.直腸脱根本手術	10	76.眼瞼下垂症手術	10
6.骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く)	10	40.その他の腸・腸間膜手術 (開腹術を伴うもの)	10	77.結膜嚢形成術	10
7.頭蓋骨観血手術	10	41.痔瘻・脱肛・痔核根本手術 (根治を目的としたもので、処置・ 単なる痔核のみの手術は除く)	10	78.角膜移植術	10
8.鼻骨観血手術	10	42.肝移植手術(受容者に限る)	10	79.涙小管形成術	10
9.上顎骨・下顎骨観血手術 (歯・歯周組織の処置に伴うもの、 慢性副鼻腔炎手術を除く)	10	43.肝臓・胆嚢・肝道・脾臓手術	10	80.涙嚢鼻腔吻合術	10
10.脊椎・骨盤観血手術	10	§.尿・性器の手術		§.感覚器・聴器の手術	
11.鎖骨・肩甲骨・胸骨・肋骨観血手術	10	44.腎臓・腎盂手術	10	81.観血的鼓膜・鼓室形成術	10
12.四肢切断術	10	45.腎移植手術(受容者に限る)	10	82.乳様洞削開術	10
13.切断四肢再接合術	10	46.尿管・膀胱手術	10	83.中耳根本手術	10
14.四肢骨・四肢関節観血手術	10	47.膀胱周囲膿瘍切開術	10	84.内耳観血手術	10
15.腱・靭帯観血手術	10	48.尿道狭窄手術	10	85.聴神経腫瘍摘出術	10
§.呼吸器・胸部の手術		49.陰茎切断術	10	§.悪性新生物の手術	
16.慢性副鼻腔炎根本手術	10	50.睾丸・副睾丸・精管・精索・精囊・ 前立腺手術	10	86.悪性新生物根治手術	10
17.喉頭切開術	10	51.陰嚢水腫根本手術	10	87.悪性新生物温熱療法 (施術の開始日からその日を含めて 60日の間に1回の支払を限度とする)	10
18.気管・気管支・肺・胸膜手術 (開頸・開胸を伴うもの)	10	52.子宮全摘除術	10	88.その他の悪性新生物手術	10
19.胸郭形成術	10	53.帝王切開娩出術	10	§.上記以外の手術	
20.縦隔腫瘍摘出術	10	54.子宮外妊娠手術	10	89.上記以外の開頭術	10
§.循環器の手術		55.膣脱手術	10	90.上記以外の開胸術	10
21.体内用ペースメーカー埋込術 (電池・リード・ジェネレーター交換を除く)	10	56.その他の子宮手術 (子宮頸管手術・人工妊娠中絶術を除く)	10	91.上記以外の開腹術	10
22.体内用ペースメーカー交換術 (電池交換を含む)	10	57.卵巣・卵管手術	10	92.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日からその日を含めて 60日の間に1回の支払を限度とする)	10
23.血管形成術 (血液透析用外シャント形成術を除く)	10	§.内分泌器の手術		93.体表の切開を伴わない内視鏡に よる脳・喉頭・胸腹部臓器手術 (検査・処置を除く。施術の開始 日からその日を含めて60日の間 に1回の支払を限度とする)	10
24.血管塞栓術 (施術の開始日からその日を含めて 60日の間に1回の支払を限度とする)	10	58.下垂体腫瘍摘除術	10	§.新生物根治放射線照射	
25.動静脈内埋込型カテーテル設置術	10	59.甲状腺手術	10	94.新生物根治放射線照射 (50グレイ(5000ラド)以上照 射で、施術の開始日からその日 を含めて60日の間に1回の支 払を限度とする)	10
26.大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈 手術(開胸・開腹術を伴うもの)	10	60.副腎手術	10	§.上記以外の手術	
27.直視下心臓内手術	10	§.神経の手術		89.上記以外の開頭術	10
28.心膜切開・縫合術	10	61.神経観血手術	10	90.上記以外の開胸術	10
§.脾・リンパ節の手術		62.頭蓋内手術	10	91.上記以外の開腹術	10
29.脾摘除術	10	63.脊髄硬膜内外手術	10	92.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日からその日を含 めて60日の間に1回の支払を 限度とする)	10
§.消化器の手術		64.脊髄腫瘍摘出術	10	§.新生物根治放射線照射	
30.耳下腺腫瘍摘出術	10	§.感覚器・視器の手術		94.新生物根治放射線照射 (50グレイ(5000ラド)以上照 射で、施術の開始日からその日 を含めて60日の間に1回の支 払を限度とする)	10
31.顎下腺・舌下腺腫瘍摘出術	10	65.観血的前房・虹彩・硝子体内・ 眼窩内異物除去手術	10	§.上記以外の手術	
32.食道離断術	10	66.緑内障手術	10	89.上記以外の開頭術	10
		67.硝子体茎頭微鏡下離断術	10	90.上記以外の開胸術	10
		68.線維柱帯微鏡下切開術	10	91.上記以外の開腹術	10
		69.白内障・水晶体観血手術	10	92.衝撃波による体内結石破碎術 (施術の開始日からその日を含 めて60日の間に1回の支払を 限度とする)	10

「ゆうゆう」お問い合わせ窓口

「ゆうゆう」に関する
各種お手続き、共済金の請求などは

**所属の労働組合
窓口まで**

「ゆうゆう」運営に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

代表 **0565-25-1901**

受付時間	[月~金] 9:00~17:00
------	------------------

※長期連休はお休みとさせていただきます。

「ゆうゆう」共済金請求に関する内容は

全トヨタ労連「ゆうゆうセンター」

共済金
専用 **0565-25-1903**

受付時間	[月~金] 9:00~17:00
------	------------------

※住宅災害の場合は所属の労働組合経由で、全労済までご連絡ください。
※長期連休はお休みとさせていただきます。